

21' いいだ環境プラン第 5 次改訂版(案)

目次

21' いいだ環境プラン第5次改訂にあたって	1
I 21' いいだ環境プランの基本事項	5
■21' いいだ環境プランとは	5
■21' いいだ環境プランの基本的事項	5
●基本理念.....	5
●大事にしたい基本的な考え方.....	6
●目標年次と対象期間.....	6
●望ましい環境像.....	6
●環境の捉え方	6
●環境プランの対象地域	7
II 21' いいだ環境プラン第5次改訂版の構成(体系図)	8
III 目指すゴールとその取組	10
ゴール1 健康で快適な生活環境を維持しよう	10
ゴール2 次世代に引き継ぐ美しい田園都市空間をつくろう	14
ゴール3 3Rに取り組み循環型社会を築こう	17
ゴール4 豊かな自然を守り育もう.....	19
ゴール5 気候変動への対策に取り組もう	22
ゴール6 環境問題を知り、学び、実践に移そう	27
場面別取組事例(たとえばこんなこと...).....	30
●買い物や外食では.....	30
●家の中や敷地内では.....	30
●外出するときには.....	31
●家を建てるときは	32
●地域活動への協力やイベントへの参加.....	32
●事業経営では	32
●地域では.....	33
IV 推進体制と進行管理	34
本プランの推進体制.....	34
本プランの進行管理.....	34
V 現代の環境問題を取り巻く状況.....	35
■はじめに	36
■生活環境の保全と良好な景観形成.....	37
■循環型社会.....	38
■生物多様性の保全	39
■気候変動.....	40
■環境学習の推進、環境人材の育成と活躍の場の創出.....	42
VI 第5次改訂で考慮すべきこと	43
■2030年までの国際社会全体の普遍的な目標「SDGs」.....	44
■身近に迫る気候変動への取組「パリ協定」	45
■国の第5次環境基本計画	45
■地域循環共生圏の構築	46
■長野県による「気候非常事態宣言」「2050ゼロカーボンへの決意」を受けて	47

資料編.....	資 1
21' いいだ環境プランのこれまでの歩み.....	資 2
21' いいだ環境プラン第 5 次改訂版に関するデータ集.....	資 6
21' いいだ環境プラン策定以降の統計指標の推移.....	資 31
■飯田市の概要.....	資 31
■飯田市の自然環境.....	資 34
飯田市内の重要な自然、景観.....	資 38
●自然環境保全に係る地域指定.....	資 38
●天然記念物等の指定状況.....	資 39
●希少野生動植物の指定状況(長野県希少野生動植物保護条例).....	資 41
●景観形成指定状況.....	資 42
脚注一覧表.....	資 43
21' いいだ環境プラン第5次改訂の経過.....	資 47

21' いいだ環境プラン第5次改訂にあたって



■位置づけ

リニア開業が目前に迫る

2021年から2024年までの“第5次改訂版”とは

「環境文化都市」をめざす都市像として市民、事業者、行政が協働して歩んできたこれまでの道のりは、地域内に変化をもたらし、地域の持続可能性を高めるばかりでなく、地域外へも 21 世紀における地方都市のあり方を発信してきました。環境への高い意識を持った個人、企業に牽引され環境と経済の両立などのモデル性の高い取組を生み出し、全国でも同様の取組がなされるに至っています。

一方、今世界は、世界全体の共通目標として SDGs(2030 年までの持続可能な開発目標)と両輪となるパリ協定(産業革命前からの平均気温上昇を1.5℃に抑える努力を追求)に取り組んでいます。これは、飯田市が将来を見据え「暮らし」「なりわい」「まち」の持続可能性を「環境文化都市」として表した考え方と通底しています。

これを、リニアや三遠南信自動車道開通、さらにデジタル社会の進展やコロナ禍による社会変化を見据えて再構築するものとして「新・環境文化都市」創造プランが始動します。

現在は、人口減少や超高齢化に加え、今まで以上に気候変動による異常気象や災害、生活を支える経済など様々な課題を克服しながら地域の持続可能性を見出していかなければならない状況に置かれています。また、リニア時代における大きな地域変貌に備え、守るべきものを守り、変えるべきものを変えていかなければならない時期といえます。さらには、新型コロナウイルスが世界を席卷し、今なおその出口が見えていない現状もあります。

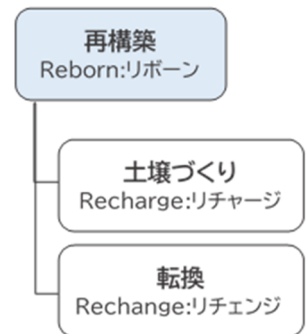
このような中、現在コロナ後の社会のあり方について EU を中心に広まっている「グリーンリカバリー」と

いう考え方を飯田市の回復、発展のために導入していきます。

「グリーンリカバリー」とは、従来と同じ社会経済構造に戻るのではなく、大量生産、大量消費、大量廃棄の経済システムの見直し、行き過ぎたグローバリゼーションの是正、自然と共生したまちづくり、自然エネルギーの拡大による脱炭素社会、環境にやさしいモノづくりなどが核となる社会への発展的移行であり、「環境か、経済か」ではなく、持続可能な経済発展のために「環境」の視点から社会のあり方を見直していく、あるいは「環境」をテコに「暮らし」と「経済」を再生していくという考え方です。

今回、21' いいだ環境プラン第 5 次改訂では、「新・環境文化都市」創造プランの下、市民生活や事業活動など様々な営みの中に「環境」が意識され行動、実践されることで新たな成長による新時代のまちづくりに資する計画とします。

2021 年から 2024 年までの 4 年間は、“2050 年、飯田は日本一住みたいまちになる”に向けて「環境文化都市」の「再構築」(Reborn:リボーン)という新たなステージの期間とします。そのために「環境の飯田市」として特徴づけてきた長所を、より市民全体のものとする「土壌づくり」(Recharge:リチャージ)の期間であり、様々なリスクを成長へ変える「転換」(Recharge:リチェンジ)による新たな発想と行動が生まれる期間とします。



「環境」も「暮らし」も「経済」も持続可能な復興に向けて

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の災禍が、全世界に及ぼした経済的損出は膨大なものとなり、失われた命や人間関係などに至っては計り知れないものとなっています。守り育ててきた伝統文化や物を大切にす美德なども、コロナという感染症の前に瀕死の状況に追い込まれつつあります。

私たちは、私たちの営みが地球環境に大きな負荷をかけ、その結果が地球を温暖化させ、気候変動を招いていることを科学的にも覚知できるところとなり、肌感覚でも実感していたはずでした。

しかし、これまで私たちが疑いもなく受け入れてきた社会に対し、地球環境の悪化が回復不可能な状況なる前に覚悟を持って生活様式を変え、社会経済システムを変革する行動を起こしてきたかについては自己を顧みる必要があります。

今、改めてコロナという感染症が、私たちに私たちの生存をかけた「生活様式を変える」「社会経済システムを変革する」という覚悟と行動を迫っている警鐘のように思えてなりません。

感染症は、衛生面から使い捨てが推奨され、想定

外のエネルギー消費など、いつかは環境の時代に逆行するような事象を生み出しています。また、物理的、社会的距離を強いられ、コミュニティの分断にも働いています。

命を守る感染防止のための処理、処分の増大は避けられませんが、これまで捨てていたものの量を減量することで廃棄物の総量として減量に努める、無意識のうちに過ごしてきた人間関係に改めて感じる絆を大切にす、など新型コロナウイルス感染症から目の前に置かれた難題に屈することなく適応力、対応力を身につけ、これまでの日常にとらわれない“新たな日常”を取り戻します。そこには、「環境」を中心に捉えることで「暮らし」も「経済」も持続可能な形で復興させていく「グリーンリカバリー」という新たな発想と手法が必要とされます。

地球環境への負荷を低減し、持続可能な社会を求めめることは多くの方の共感を得られるところまできています。一人一人が自分事としてどうとらえるか、どんな地域をつくっていくか、私たちの行動が今、求められています。

■リニア時代『環境文化都市』が輝きを増す

飯田市環境文化都市宣言

平成19年3月

私たち飯田市民は、地球環境問題が人類共通の課題であることに着目し、人と自然のかかわりを見つめ直し、日々の生活から産業活動まですべての営みが自然と調和するまちづくりに、先駆的に取り組んできました。

自然環境や生活環境などを取り巻く状況が厳しさを増している今日、「持続可能性」と「循環」を基本にして自分たちのライフスタイルから社会の有り様に至るまでをあらためて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていく必要があります。

私たちは、かけがえのない地球にある生態系の中で自然と共生する地球市民の一員としての原点に立ち返り、先人から受け継いだ美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓い、ここに「環境文化都市」を宣言します。

リニアがもたらす大きなインパクトに対して、 「環境文化都市」というブレない軸を持つ

1996(平成8)年に都市像として「環境文化都市」を掲げ、2007(平成19)年には都市宣言としました。ここには、飯田市が時代を超えて守り育ててきたもの、培ってきたものが息づいています。

「環境文化都市」実現は SDGs 実現

SDGsの17のゴール全ての前提に「環境」があり、環境文化都市として市が定める環境基本条例の理念と合致しており、環境文化都市を実現していこうとする取組は、SDGs 実現に向かうものでもあります。

国の第五次環境基本計画で提唱された 「地域循環共生圏」の手法を取り入れる

地域循環共生圏は、地域資源を持続可能な形で最大限活用しつつ、地域間で補完し支え合うことで、環境・経済・社会の統合的向上を図りつつ、新たな成長につなげようとする概念です。21' いいだ環境プランも「循環」「共生」「参加」「個性」の4つを基本理念としてスタートしており、方向性や手法は軌を一にしていることから「飯田版地域循環共生圏」構築のプロセスを通じ「環境文化都市」実現をめざします。

「環境文化都市」は、飯田市から生まれた まちづくりの像であり世界に通じるもの

「環境に配慮」「環境を優先」を積み重ね「環境が文化」の域まで達しているまちをイメージし、市全体で取

組を進めている姿は、「環境文化都市」として世界に誇れるものとなります。

「環境文化都市」飯田は、環境モデル都市を標榜し 地球環境の問題に取り組む

地球温暖化という人類共通の課題は、喫緊の課題ともなっており、環境モデル都市を標榜し先進的に取り組む飯田市の姿は、環境文化都市として求められる姿でもあります。

「いいだ未来デザイン 2028¹」の下で 21' いいだ 環境プランを策定し、「環境文化都市」に向かう

環境文化都市にふさわしい「ありたい姿」をビジョンとして描き、市民、事業者、地域や団体、行政が協働して飯田市の未来をデザインしていきます。

■第5次改訂へ込めた思い

『環境文化都市』の理念を第5次改訂に引き継ぐ

環境文化都市を目指す都市像に掲げ、進めてきた飯田のまちづくりは、地域の持続性を高めるとともに、広く社会にも貢献するものであり、新たな価値の創出を続けてきた道のりでもあります。

そうした中で、私たちは、今、これまで経験したことのない気候変動や新型コロナウイルスの脅威にさらされ、私たちの、また将来世代の生存に大きく関わる環境問題、経済問題及び社会問題への対応を、これまで以上に迫られています。

これまでのあり方では立ち行かない場面に多々直面している状況の中で、これを乗り越えていくためには、先人の歩みを見つめなおし、それを手掛かりに自らの手で勇気をもって、生活様式や社会経済システムを持続可能なものに転換していかなければなりません。

そして、これからの環境への取組は、我慢や忍耐のみに立脚するものではなく、むしろ環境をテコにしながら、新たな発想と行動力により、「くらし」や「なりわい」、そして「まち」を持続的で、よりよいものに変えていくという能動的な「いとなみ」と言えます。

市民、地域住民、事業者、行政職員である私たちは、これまでの環境文化都市を目指し取り組んできた歩みをさらに進め、飯田だから実行できる「新・環境文化都市」として取り組み、「結い」と「ムトスの心」、「自治の基盤」を原動力に、外からの知見も積極的に呼び込みながら再構築していきます。

■第5次改訂で改めて見直すポイント

「意識の共有」

意識の共有とは、私たちが、環境をめぐる状況と課題に対して向き合い、必要な知識を身に着けること、またそれらの問題意識を共有することを意味しています。いま何をすべきかがわからなければ、今日的な環境

課題に対して取り組むことはできません。市民、地域、事業者、各種団体など、あらゆる皆さんが将来世代に良好な環境を引き継ぐためにも、それぞれの立場から議論を交わし、しっかり考えていくことが必要です。環境学習などの場を通じ、現在及び将来の環境問題と

¹ いいだ未来デザイン 2028:飯田市第6次総合計画。8つのまちの姿の実現に向けて市民、地域、事業者、団体、NPO、行政など各々の立場で「飯田の未来づくり」にチャレンジしていくための指針。

その対応について、広く市民間で行われる情報の共有から意識共有までが必要です。

「行動の変容」

知識が身につく問題意識をもっていても、実際に行動に移していかないことには、課題の解決にはつながりません。私たちは、平成8年以降、様々な政策を立ち上げ、実行してきました。しかし、現状では、その延長線上に続けてこられている側面があり、また事業によっては一部の人のみにとどまっているものもあることは否めません。現在の立ち位置を確認し、もう一度今に置き換え、今どのようなニーズがあり、何をすべきか、また、将来を見据えたときに今何に取り組まなければならないのかを考え直す必要があります。また、これらを大きな運動としていくためには、多くの市民、地域、事業者がそれぞれ

の立場で実際の行動に移すことが求められています。

「主体間の協働」

市民、事業者、行政が、それぞれの立場から環境問題を自らの課題であるにとらえ、事業活動や生活の中で課題解決に向けてそれぞれの役割を發揮し、責務を果たしながら積極的に取り組むことが必要です。また、同じ目的に向かい、お互いの取組を知り、協働しながら課題解決に結びつけ、大きな運動としていくことも必要です。実際に大きな運動とすることは、相当にハードルの高い挑戦となり、一朝一夕でなせるものではありません。しかし、このことを成し遂げなければ、真の「環境文化都市」の実現は成しえられません。地域循環共生圏の考え方も取り入れながら、多様な主体の協働を促進します。

■期待される効果

本計画に基づき意識を共有しながら行動変革が生まれ、そのことが心豊かな生活の実現につながり、さらには、その生活スタイルそのものが「地域価値」を生み出し、飯田市のブランド力につながることを期待されま

す。これらが実現すれば、飯田市に住んでみたいという移住者の創出につながることで、環境に意識の高い産業の誘致にもつながることなど、環境問題と社会、経済的課題の同時解決に大きく貢献できると考えています。

飯田市環境基本条例

(市の責務)

- 第3条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、基本理念にのっとり、すべての施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を積極的に推進する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第4条 事業者は、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講ずる責務を有する。
- (1) 事業活動に伴って生ずる公害の防止並びに廃棄物の減量及び再利用その他の廃棄物の適正処理を行うとともに、事業活動において資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の削減に資するような物の製造、販売等を推進することにより環境への負荷を低減すること。
- (2) 開発事業等に当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本に置き、自然及び景観への配慮その他の環境の保全及び創造を自ら積極的に行うこと。
- 2 事業者は、市民が行う地域の環境保全及び創造活動に積極的に参加協力するよう努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、資源及びエネルギーの消費、廃棄物及び生活排水の排出等による環境の保全上の支障を防止するため、市民生活に伴う環境への負荷を低減する責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

I 21' いいだ環境プランの基本事項

21' いいだ環境プランの基礎的事項や環境をすべての基本に置きながら飯田市の政策を進めていくときの考え方について説明します。

■21' いいだ環境プランとは

「21' いいだ環境プラン」とは、飯田市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全および創造に関する政策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画であり、具体的には以下のような内容です。

- ①飯田市環境基本条例が示す環境政策の理念をより詳細に記述します。これは、「いいだ未来デザイン2028」における「戦略計画」「分野別計画」を、環境をすべての基本に置きながら進める際の指針となるべきものです。
- ②「いいだ未来デザイン 2028」の8つの「目指すまちの姿」、特に「人と自然が共生する環境のまち」の内容を具現化する計画として方向性を示します。
- ③飯田市の環境マネジメントシステムの基礎になる環

境配慮指針を示します。このシステムは、飯田市のすべての政策を環境面からマネジメントすることで、地域を持続可能にしていくことに寄与することを目指すものです。

飯田市環境基本条例
(環境計画の策定等)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境計画を策定しなければならない。

2 環境計画においては、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、環境配慮指針その他の必要な事項を定めるものとする。

■21' いいだ環境プランの基本的事項

●基本理念

21' いいだ環境プランの基本理念は、飯田市環境基本条例前文および第2条に定める基本理念と同様です。

飯田環境基本条例

前文

私たちの郷土、飯田市は、南アルプスや中央アルプスをはじめとする山並みに囲まれ、天竜川沿いの河岸段丘に発達した、伝統文化の息づくまちである。美しく雄大な自然に抱かれ、その豊かな水や緑は、古来より、市民生活に潤いを与え地場産業の発展を促すなど、様々な恵みをもたらしてきた。

しかしながら、近年は、過去のような産業公害が減少する一方において、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の定着や無秩序な都市化の進展により、廃棄物の増大、生活排水や自動車などによる都市・生活型公害、身近な自然の減少、良好な景観の破壊など新たな環境問題が顕在化してきている。

私たちは、ともすれば、生産の向上と便利な生活を追求するあまり、人類も生態系の中の一員であり、自然や文化の深い恩恵にはぐくまれて生存できることを忘れがちとなり、日々の活動による環境への影響は、地球的規模にまで拡大した。人類共通の重要な課題となった地球環境問題は、その解決に向けてわが国の地方自治体にも、大きな役割が求められてきている。

今こそ私たちは、広い視野に立って、すべての人々が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいく責務を有することを認識し、環境への負荷を低減するため、すべての者の公平な役割分担の下に社会経済システムや生活様式の変革を図っていかなければならない。

このような認識の下、私たちは、市民の総意として、美しい環境と文化の香りに包まれた持続的に発展するこ

とができる都市を、強い意志と行動により築くことを決意し、この条例を制定する。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、情報の適切な提供及び施策の策定等への市民参加を通じて、現在及び将来の市民の健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現を図ることにより、健康で文化的な生活の確保を目的として積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることにかんがみ、環境資源の節度ある利用を行うこと及び環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指し、すべての者の公平な役割分担の下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることから、市、事業者及び市民が自らの課題であるとして、それぞれの事業活動及び市民生活において積極的に推進されなければならない。

●大事にしたい基本的な考え方

本プランは、基本理念及び飯田市環境文化都市宣言の趣旨に則り、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりを市民、事業者、地域、行政など、多様な主体の協働による実現を目指し、次の4つの大事にしたい基本的な考え方を掲げます。

【循環】 わたしたちは、限りある資源を大切に使うとともに再生可能な資源の活用に努め、環境と経済が好循環する環境に配慮したまちづくりを推進します。

【共生】 わたしたちは、地球上に存在する生態系の一員として、自然と人の営みとの調和に努めます。

【参加】 わたしたちは、社会の一員として地域のよりよい環境を作るため、環境負荷の低減や環境保全などの行動を自主的かつ積極的に行います。

【個性】 わたしたちは、飯田市らしい環境づくりに地域の環境資源や歴史文化を生かし、人も自然も輝くまちづくりを推進します。

●目標年次と対象期間

目標年次:2024(令和6)年度

対象期間:2021(令和3)年4月から2025(令和7)年3月までの4年間

●望ましい環境像

「人と自然が共生する環境のまち」(※いいだ未来デザイン2028より)

●環境の捉え方

本プランは、次のとおり環境を定義します。

私たちの生活は、「経済」「社会」「環境」により成り立っています。「経済」の発展は、生活や教育などの社会条件によって成り立ち、「社会」は人々が生活するために必要な自然の「環境」によって支えられています。これは、空気、水、食料など、自然や生物からもたらされる様々な恵みによって、私たちの日々の暮らしや経

済活動は支えられていることを意味します。裏を返せば、土台となる環境が破壊されれば、連鎖して社会は不安定になり、さらには経済成長どころか経済崩壊へつながることを意味しています。

経済発展、技術開発などにより、私たちの生活は物質的には豊かで便利なものとなりました。一方で、人類が豊かに生存し続けるための基盤となる地球環境

には悪化をもたらしています。

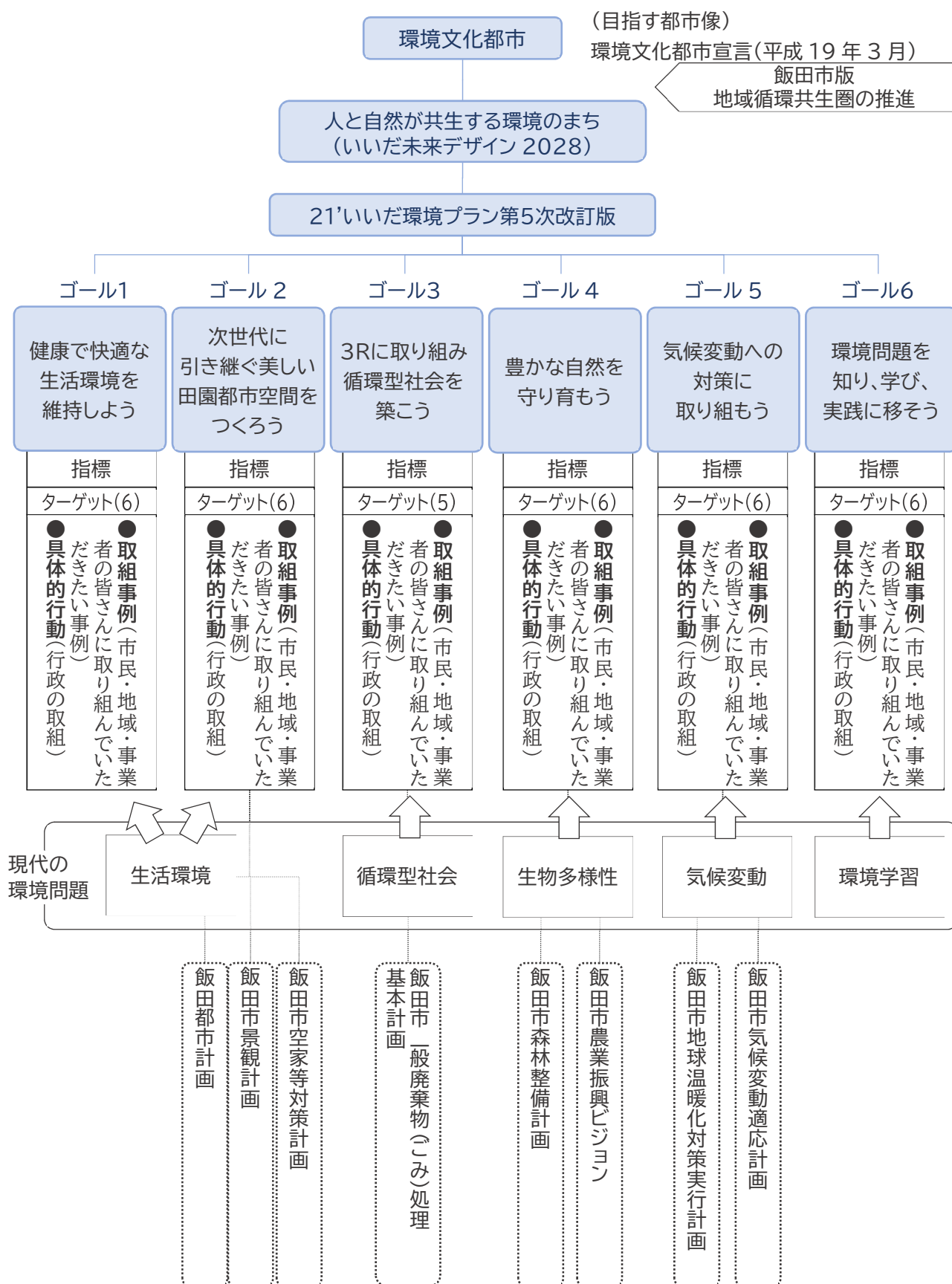
人間の活動が地球に及ぼす環境影響を客観的に評価する方法の一つに「プラネタリー・バウンダリー(地球の限界)」という考え方があります。人間の活動が地球への負荷に対して許容範囲の中でとどまれば、社会の発展、繁栄は望めますが、境界を超えることがあれば、

依存している資源に対して回復不可能な変化が引き起こされます。生物地球科学的循環、生物圏の一体性、土地利用変化、気候変動についてはすでにリスクが顕在化しており、安全に活動できる範囲を超えるレベルに達していると分析されています。

●環境プランの対象地域

本プランが対象とする地域は、飯田市の全域とします。

II 21'いいだ環境プラン第5次改訂版の構成(体系図)



(ゴール)

(ターゲット)

ゴール1

健康で快適な生活環境を維持しよう

大気、水、土壌等を良好に維持し、健康で快適な生活環境を維持向上させます。住宅や土地の管理不全や鳥獣害による生活環境の悪化を防止します。

1-1 大気環境の良好な維持

1-2 水質の維持と川に親しむ活動の推進

1-3 騒音・振動被害の除去

1-4 臭気被害の低減

1-5 有害物質被害の除去

1-6 生活環境の悪化防止

ゴール2

次世代に引き継ぐ美しい田園都市空間をつくろう

緑化の推進と水や緑に親しむことができる潤いと安らぎのある都市環境を創造するとともに自然環境と一体となった美しい自然景観の保全、地域の歴史的文化的な特性を生かした田園及び都市景観を形成します。

2-1 街路樹・公園などの適切な管理

2-2 地域における環境美化活動の推進

2-3 地域独自の景観育成の推進

2-4 環境配慮型工法の推進

2-5 空き家・耕作放棄地対策の推進

2-6 ポイ捨て防止の推進

ゴール3

3Rに取り組み循環型社会を築こう

ごみを作らない(Reduce)、再使用する(Reuse)、原料として再資源化する(Recycle)、3つのRに取り組み、環境負荷の少ない循環型の社会を築きます。

3-1 リデュース(発生抑制)の推進

3-2 リユース(再使用)の推進

3-3 リサイクル(再資源化)の推進

3-4 製品プラスチック資源化の研究

3-5 廃棄物処理施設の適正管理

ゴール4

豊かな自然を守り育もう

自然と人との共生により、生物多様性を維持し、森林、農地、水辺地などを適切に管理することで自然を豊かにします。

4-1 生物多様性の維持

4-2 希少生物の保護、外来生物の駆除

4-3 森林保全の促進

4-4 農地の保全・活用の促進

4-5 エコパーク・ジオパークの魅力発信

4-6 開発行為への自然環境配慮

ゴール5

気候変動への対策に取り組もう

生命、財産を将来にわたって守り、持続可能な発展をするため、2050年二酸化炭素実質排出ゼロを目指し、二酸化炭素の排出量の削減と気候変動に適応した生活、事業活動への転換に、協働して取り組みます。

5-1 省エネルギーの加速的推進

5-2 脱炭素な生活様式への転換

5-3 地域産再生可能エネルギーの創出

5-4 地域産再生可能エネルギーの活用

5-5 森林整備による吸収源の確保

5-6 気候変動への主体的適応

ゴール6

環境問題を知り、学び、実践に移そう

様々な世代、地域において環境に関する知識や情報の普及、啓発を行い、市民、事業者、行政が協働し、一人一人が環境の保全及び創造に主体的に取り組むことができるようにしていきます。

6-1 生涯にわたる環境学習の推進

6-2 幼少期からの環境学習の取組

6-3 環境学習人材の育成

6-4 環境人材のネットワークづくり

6-5 学習から実践へ

6-6 情報の発信

Ⅲ 目指すゴールとその取組

ゴール1 健康で快適な生活環境を維持しよう

大気、水、土壌等を良好に維持し、健康で快適な生活環境を維持向上させます。住宅や土地の管理不全や鳥獣害による生活環境の悪化を防止します。

指標	基準年	目標年
	2019(令和元)年度	2024(令和6)年度
河川のBOD ² の環境基準値達成率	100%	100%継続
松川中流域及び野底川の水質階級(水質階級Ⅰの生物指標の割合)	レベルⅠ	レベルⅠ継続
騒音の環境基準値達成率	80%	90%
悪臭の防止目標の基準値達成率	100%	100%継続
有害物質の現状と動向(重大な影響の有無)	注意報無し	注意報無し継続
環境汚染に関する通報件数	年間107件	年間90件

※微小粒子状物質(PM2.5³)の測定値については、外的要因が大きいため本指標とはせず、環境レポートで環境基準値との比較を報告することとします。

●ターゲット1-1 大気環境の良好な維持

大気環境は良好に保たれ、大気汚染による生活環境や健康への影響は発生しない取組を推進します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■大気測定を行いその結果を周知する。</p> <p>①県が実施している大気環境測定結果を市民へ周知する。</p> <p>②リニア中央新幹線工事などに関する大気環境測定を行う。</p> <p>③大気環境測定結果が環境基準を超過し、人体への影響が懸念される場合は、県などと協力し、市民へ速やかに情報提供を行うとともに対策を講じる。</p>	<p>■大気汚染物質を出さないことに努める。</p> <p>・事業者は、車両から排出される排ガス、工場等から排出される排煙に含まれる大気汚染物質(一酸化窒素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質・光科学オキシダント)の排出を抑える。</p> <p>・市民は、アイドリングストップに心掛けたり、車両の買い替え時にはできるだけ大気汚染物質を排出しない車両(HV⁴・EV⁵・PHEV⁶等)を選択する。</p> <p>・大気汚染に関する注意喚起情報が発令された場合は、その情報をもとに窓を閉める、マスクを着用するなど速やかに対処する。</p>

●ターゲット1-2 水質の維持と川に親しむ活動の推進

水質の安全が確認され、きれいな川が市民のふれあいと憩いの場所となる取組を推進します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■水質測定等により水質汚濁防止への啓発を行う。</p> <p>①河川の水質測定を行い、測定結果を市民へ周知する。</p>	<p>■河川等の水質に関心を持ち、水質汚濁防止に努める。</p> <p>・河川の水質に関心を持つ。</p> <p>・河川の水質を悪化させる物質(洗剤・油・農薬等)を、</p>

² BOD:生物化学的酸素要求量(Biochemical oxygen demand)。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、値が大きいくほど、その水質は悪いという指標となる。

³ PM2.5:大気中に浮遊している直径2.5μm(マイクロメートル)以下のきわめて小さな粒子。成分は炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、ケイ素やナトリウム、アルミニウムなど様々。

⁴ HV:ハイブリッド自動車の略。エンジンとモーター、2つの動力を搭載しているのが特徴。

⁵ EV:電気自動車の略。モーターを動力として走行。エンジンを使用しないため走行中に二酸化炭素を排出せず、環境性能ではエコカーの中でもトップクラス。

⁶ PHEV:プラグインハイブリッド自動車の略。外部電源からの充電が可能なハイブリッド自動車。バッテリーに電力が残っているときには電気自動車として、バッテリーがなくなったらハイブリッド自動車として走行できる。

- ②水質測定の結果が環境基準を超過した場合は、県などと協力し、市民へ速やかに情報提供を行うとともに対策を講じる。
 - ③市民から水質汚濁の通報が寄せられた場合は、現地調査を行い、原因の究明と対策を行うとともに、原因者に対して適切な指導を行う。
 - ④水質汚濁の緊急案件が発生した場合は、県などと協力し、原因の究明と対策を行うとともに、状況に応じて市民へ速やかな情報伝達および指示を行う。
 - ⑤リニア中央新幹線工事に伴い懸念される地下水の水位や水質の調査を行う。
- 水生生物観察会等を通じきれいな水の重要性を啓発する。**
- ⑥水生生物観察会などへ多くの市民の参加を呼びかけ、きれいな水の重要性について啓発を行う。また、観察会などの結果を市民へ周知する。
- 下水道接続・合併浄化槽設置の啓発を行う。**
- ⑦簡易浄化槽設置者や浄化槽無設置者に対して、下水道接続、合併浄化槽の設置の必要性や環境への影響について関係部署と連携して啓発を行う。また、浄化槽の清掃への補助など、維持管理への支援を行う。
- 井戸水検査を斡旋する。**
- ⑧自家用井戸水(飲用水)の水質検査を促し、地下水の安全確保に努めるよう周知する。
- 上下水道の水質維持に努め、公衆衛生の向上を図る。**
- ⑨上水道は、近年の気候変動に伴うゲリラ豪雨や水源であるダム湖の富栄養化にも対応しながら、安全でおいしい水道水の安定供給を維持する。
 - ⑩下水道は、汚水処理施設における適切な浄化により、良好な水質で川に還す。

- 直接、用水路等に流さないようにする。
 - ・河川の水質汚濁を発見した場合には、速やかに関係機関(環境課・消防等)に通報する。
 - ・水質汚濁等の原因者は指導事項により改善をする。
 - ・市民は提供された情報をもとに、速やかに対処する。
 - ・稲作、養魚等で用水利用している場合は、汚濁が収まるまで利用を止める。
 - ・地下水の水位や水質に変化が生じている兆候を発見した場合は、速やかに関係機関(環境課・消防等)に通報する。
 - ・原因発生者は、速やかに事実を通報し、原因究明に取り組む。
- 水生生物観察会等を通じきれいな水の重要性を理解する。**
- ・水生生物観察会などへ積極的に参加し、水の重要性について理解を深める。
- 下水道接続・合併浄化槽設置に努める。**
- ・合併浄化槽や簡易浄化槽の定期的な点検・検査および適正な汚泥除去等の維持管理を行う。簡易浄化槽設置者や浄化槽無設置者は、下水道接続や合併浄化槽への転換に努める。
- 井戸水検査を実施する。**
- ・自家用井戸水(飲用水)について毎年水質検査を実施し、水質の確認を行う。
- 上下水道のしくみを理解する。**
- ・上下水道施設を市民共有の財産として次世代に引き継ぐ。
 - ・各家庭や事業者で下水道に流してはいけないものについて理解し、正しく使用する。

●ターゲット 1-3 騒音・振動被害の除去

騒音や振動などに起因する健康や生活への被害がなく、生活環境が良好に保たれる取組を推進します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■騒音測定等により騒音・振動被害の除去への啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内騒音(自動車騒音含む)測定を行い、測定結果を周知する。 ②騒音や振動測定結果が規制基準等を超過した場合は、県などと協力し原因の究明や状況に応じて市民へ速やかな情報伝達および指示を行う。 ③市民から騒音や振動などの通報が寄せられた場合は、現地調査を行い、原因の究明と対策を行うとともに、原因者に対して適切な指導を行う。 ④リニア中央新幹線が開通した後の姿として、沿線住民が騒音や振動などに起因する健康や生活への被害 	<p>■騒音・振動を抑えることに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴う騒音(機械音等)や、日常生活で発生する騒音(自動車騒音等)をできるだけ抑える努力を行う。 ・規制基準等を上回る騒音や振動を発生させた場合、原因者はただちに工事や事業を中止し、対策を実施する。 ・騒音振動の原因者は指導事項により改善をする。 ・騒音や振動により、生活環境に著しい変化が生じた場合には、速やかに通報する。 ・リニア中央新幹線事業者は、常に環境基準を順守する努力を行い、仮に被害が発生した場合には、早急に改善を図る。

害がなく生活環境が良好に保たれていることを目指し、これが順守されるよう県と連携して必要な対応を行う。	
--	--

●ターゲット 1-4 臭気被害の低減

周辺への配慮により、悪臭の発生が少なく、生活環境が良好に保たれる取組を推進します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■臭気測定等により悪臭発生防止への啓発を行う。</p> <p>①臭気測定を行い、測定結果を市民へ周知する。</p> <p>②臭気測定結果が環境基準を超過した場合は、県などと協力し、原因の究明や状況に応じ、必要な場合は市民へ速やかに情報伝達を行うとともに対策を講じる。</p> <p>③野外焼却行為(野焼き)に対する広報を定期的に行い、トラブルを未然に防ぐ努力を行う。</p> <p>④異常な発煙や悪臭などの通報が寄せられた時には、現地調査を行い、原因の究明と対策を行うとともに、原因者に対して適切な指導を行う。</p>	<p>■悪臭を発生させないことに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民へ迷惑を掛けないように、日常生活から悪臭を発生させないようにする。 ・ごみ(廃棄物)を野外で焼却することは法律で禁止されているという認識を持つ。 ・禁止の例外となる剪定枝の焼却等を行う場合は、風の強い日を避ける、乾燥した物しか燃やさないなどのマナーを守り、近隣住民に迷惑をかけないように実施する。

●ターゲット 1-5 有害物質被害の除去

有害物質(放射線など)に起因する被害がない安全安心な生活環境が保たれる取組を推進します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■有害物質測定等により、放射線など有害物質被害除去への啓発を行う。</p> <p>①県で実施されている空間放射線量の測定結果を市民へ周知する。</p> <p>②簡易放射線測定機を、希望団体へ貸し出して市民が主体的に測定することにより、放射線による健康不安の解消に努める。</p> <p>③有害物質(放射性物質など)の測定を行い、その結果が環境基準を超過し、人体への影響が懸念される場合は、県などと協力し原因の究明と対策を行い、市民へ速やかな情報伝達および指示を行う。</p>	<p>■有害物質を排出しないことに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は有害物質(放射性物質など)を排出しない。 ・必要に応じ、自身での放射線測定を実施する。 ・提供された情報をもとに、有害物質から距離を置くなど、速やかに対処する。

●ターゲット 1-6 生活環境の悪化防止

病害虫や野生動物等による被害の見られない生活環境が良好に保たれる取組を推進します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■病害虫・野生動物等の被害の削減取組を支援する。</p> <p>①病害虫対策として、地域での共同防除を支援する。</p> <p>②野良猫の問題への取組に対し、地域と協働で啓発を行う。</p> <p>③カラス等生活環境に影響を及ぼす鳥獣に対して、地域と協働で取り組める防除対策を検討する。</p> <p>■感染症への対策を図る。</p> <p>④感染症への対策を行うとともに、環境への影響が最小限となるように取り組む。</p>	<p>■病害虫・野生動物等の被害に対し、地域で削減の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫を発見したら被害が拡大しないよう、できるだけ早期に駆除を行う。 ・病害虫の地域での共同駆除作業を理解し協力する。 ・野良猫には餌を与えない。 ・野良猫に餌を与えることは、飼い主とみなされることとなることから、節度あるルール(室内飼養、不妊去)

勢措置の実施、個体標識の装着)の下で飼育するよう努める。

- ・野良猫問題は、地域の環境問題としてとらえ、地域全体で解決に取り組む。
- ・カラス等鳥獣問題は、地域全体でその課題と対策を議論し取り組む。

■感染症への対策を図る。

- ・感染症に関し提供された情報をもとに速やかに対処する。

ゴール2 次世代に引き継ぐ美しい田園都市空間をつくろう

緑化の推進と水や緑に親しむことができる潤いと安らぎのある都市環境を創造するとともに、自然環境と一体となった美しい自然景観の保全、地域の歴史的文化的な特性を生かした田園及び都市景観を形成します。

指標	基準年	目標年
	2019(令和元)年度	2024(令和6)年度
地域景観計画の策定及び見直しに取り組んでいる数	-	13 地区
水辺等美化活動に参加した世帯の割合	67.9%	70%
ごみゼロ運動で回収したごみの量(缶・瓶・ペットボトルの本数)	21,239 本	17,000 本

●ターゲット 2-1 街路樹・公園などの適切な管理

街路樹や公園などの適切な管理を行い、景観の保全に努めます。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■街路樹・公園などの適切な管理に努める。</p> <p>①公園や街路樹などの適切な管理を行う。</p> <p>②公園愛護会などが行う地域での景観維持作業を支援する。</p>	<p>■街路樹・公園・河川などの美化活動に協力する。</p> <p>・公園などを利用するとき、「来た時よりも美しく」を心がける。</p> <p>・身近な公園や道路などの都市的施設に関心を持ち、地元にある共有財産としての位置づけを理解する。</p> <p>・地域の街路樹落葉清掃や公園維持作業に参加する。</p>

●ターゲット 2-2 地域における環境美化活動の推進

地域による環境美化活動を推進します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■地域の環境美化活動を支援する。</p> <p>①地域による環境美化活動を支援する。</p> <p>②環境美化活動の実施が困難な箇所については、状況により検討し、関係機関と協議する。</p> <p>③環境美化活動を「広報」や「ごみ分別アプリ」などを用いて幅広く市民全体への周知を図る。</p>	<p>■地域の環境美化活動に協力する。</p> <p>・地域で取り組む水辺美化活動やごみゼロ運動、公園清掃、除草作業に参加する。</p> <p>・歩道にある植栽の剪定や除草に取り組む。</p> <p>・自分の土地からはみ出している庭木などを剪定する。</p>

●ターゲット 2-3 地域独自の景観育成の推進

地域住民の参加によって、ランドスケープデザイン⁷の視点に立った地域景観計画の策定を進めるなど、地域が主体的に行う景観育成の取組を推進します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■地域独自の景観計画づくりの支援を行う。</p> <p>①地区基本構想・基本計画で目指す景観の育成を進めるため、地域住民に地域景観計画の策定を働きかける。</p> <p>②地域土地利用方針と調和した地域景観計画の策定や見直しの支援を行う。※2019 年度末時点で7地区(2020 年度末時点で8地区)が策定済み</p> <p>③飯田市景観計画⁸を適宜見直し、時代や環境の変化</p>	<p>■地域独自の景観づくりに関心を持ち、計画づくりに取り組む。</p> <p>・地域の景観や市景観計画に興味・関心を持つ。</p> <p>・地域景観計画の策定や見直しにおいては、地区基本構想・基本計画に即し検討を進める。</p> <p>・地域景観計画の検討会議に参加する。</p> <p>・地域景観計画に基づき景観の育成を行う。</p> <p>・事業者等は、景観育成基準に沿った事業活動を展開</p>

⁷ ランドスケープデザイン:地域の歴史的、自然的価値観を活かした景観デザイン。

⁸ 飯田市景観計画: 景観法に基づき、飯田市が定める良好な景観の育成に関する基本指針や基本方針のほか、行為の制限に関する基準等を示した計画。この計画は、市全域に関する全体計画と20地区ごとの想いを具現化する地域別計画(地域景観計画)で構成されている。

<p>に対応した景観育成を推進する。</p> <p>■地域の景観育成の支援を行う。</p> <p>④景観育成住民協定⁹の締結、景観育成推進地区¹⁰の指定など、地域が目指す方向性の実現に向けて、地域の主体的な景観育成の取組を支援する。</p>	<p>する。</p> <p>■地域の景観育成に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域の景観は、地域が主体的になって育成する」という意識を持つ。 ・地域主体で検討された景観育成の取組の先進事例を学ぶ。 ・地域が主体となった景観育成の取組を検討する。 ・事業者等は、地域住民その他関係者と一体となり景観の育成に努める。
---	--

●ターゲット 2-4 環境配慮型工法の推進

環境に配慮した工法による改修・開発工事を進めます。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■環境配慮型工事を推進する。</p> <p>①飯田市が行う一定規模以上の土地の形状の変更、工作物の新設、これらに類する事業においては、環境調整会議¹¹における総合調整を行い、環境への影響を緩和し、適正な配慮を行うとともに、環境の保全及び創造に寄与する事業とするよう努める。</p> <p>②施設、導水路、河川等の改修や整備においては、環境への負荷を最小限に抑えるとともに、新たな環境価値の創出を視野に置いた工事を進める。</p> <p>③環境配慮型工法を理解するための研修事業を実施する。</p>	<p>■環境配慮型工事を理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型工法¹²を理解し、改修された河川などに親しむ。

●ターゲット 2-5 空き家・耕作放棄地対策の推進

管理不全の空き家や、耕作放棄地、放置された竹藪等の対策に取り組みます。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■空き家対策に取り組む。</p> <p>①空き家問題に対し、市民やまちづくり委員会、事業者などと協働して、その解決策を探り、空き家情報バンク¹³の運営等対策を検討する。</p> <p>■耕作放棄地・放置竹林等対策に取り組む。</p> <p>②耕作放棄地の増加を抑制するため、農業委員会、地区農業振興会議等と協働して、その解決策を探るとともに、農地流動化を促進する。</p> <p>③無秩序に荒れた土地や放置竹林等について、関連</p>	<p>■空き家対策に地域で取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家所有者は責任を持って定期的に管理する。 ・空き家情報バンクへ積極的に登録する。 ・空き家情報バンクを有効に活用する。 <p>■耕作放棄地・放置竹林等対策に地域で取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作や管理が困難になった農地は、農地バンクや農地中間管理機構に登録する。 ・耕作放棄地を、市民農園やレクリエーション農園として活用する。

地区の基本構想等を基にめざす姿を示した地域景観計画は、8地区が策定済み(2020年度末時点)である。

⁹ 景観育成住民協定:長野県景観条例に基づき、地域住民の3分の2以上の合意を得て景観上のルールを協定として締結し、知事の認定を受けたもの。飯田市では、1994(平成6)年3月22日付けで「育良町」、1995(平成7)年2月15日付けで「羽場町」、1995(平成7)年5月16日付けで「名古熊地区」の3地区の協定が知事の認定を受けている。

¹⁰ 景観育成推進地区:飯田市景観条例に基づき、景観の育成に関する申合せ事項(景観上のルール)をまちづくり委員会などで定めている区域を飯田市が指定したもの。現在、飯田市では、座光寺地区と上郷地区を指定している。

¹¹ 環境調整会議:飯田市に設置されている、環境に著しい負荷を及ぼす恐れのある市の施策の策定や実施、環境計画の策定及び変更など、環境アセスメントに代えて環境計画の効果的な推進を図るための総合的な調整を行うための会議。

¹² 環境配慮型工法:生物多様性の保全に貢献したり、既存の地形を生かし土地の造成を最小限にしたりするなど、環境に配慮した工法

¹³ 空き家情報バンク:活用されていない空き家や空き店舗などの情報をインターネットなどを通じて紹介する制度。

<p>部署、市民やまちづくり委員会、事業者などと協働して、その活用や対策を図る取組を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・荒地については、所有者と地域が協働でその対策に取り組む。 ・放置竹林等については、管理整備に取り組むとともに、資源として捉えた活用策を検討する。
---	--

●ターゲット 2-6 ポイ捨て防止の推進

「飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例」に基づき、ポイ捨て防止に取り組み、より良い環境づくりを推進します。

<p>具体的行動(行政)</p>	<p>取組事例(市民・地域・事業者)</p>
<p>■ポイ捨て防止対策に取り組む。</p> <p>①ポイ捨て防止を啓発するとともに、ポイ捨てされにくい環境づくりにまちづくり委員会等と協働して取り組む。</p> <p>②不法投棄対策としてパトロールを実施するとともに、不法投棄に対しては厳正に対処する。</p> <p>③自動販売機設置者に対し空き容器の回収容器の設置を呼び掛ける。</p> <p>④たばこの吸い殻の扱いについて、マナーを啓発する。</p> <p>⑤地域からの申請により環境美化重点路線、重点区域¹⁴を指定し、地域の美化活動を重点的に支援する。</p> <p>■海洋プラスチック対策の啓発を行う。</p> <p>⑥海洋プラスチック¹⁵の発生源根絶に向けた市民啓発を進める。</p>	<p>■ポイ捨て防止対策に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨てされにくい環境づくりとして、側溝のごみ拾いや除草作業を行う。 ・不法投棄の監視と防止に取り組む。 ・事業者は管理する施設等の環境美化を行い、従業員等にポイ捨てさせないよう努める。 ・自動販売機設置者は、販売する飲食物の空き容器を回収するための回収容器を設置する。 ・たばこの吸い殻入れが設置してある場所以外では喫煙しない。設置してある場所がない場合には、たばこの吸い殻を収納する容器を自ら携帯し使用する。 ・地域は状況に応じ、環境美化重点路線、重点区域を指定するよう市に申請し、美化活動を推進する。 ・市民は環境美化重点路線、重点区域について、重点的に美化活動に取り組む。 <p>■海洋プラスチック対策に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外で使用しているプラスチック類の管理を徹底し、確実な処分に責任を持つ。 ・投棄はもちろん、風雨などによる紛失についても発生しないよう、適切に管理する。

¹⁴ 環境美化重点路線、重点区域：特に環境美化が必要な道路や地域について各地区まちづくり委員会からの申請に基づき指定される「飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例」で規定されている制度。

¹⁵ 海洋プラスチック：道路や川、海岸にごみとして捨てられたり、放置されたりして、海に流れ込んだプラスチックのこと。分解されずに海中を漂ったり、海底に沈みこんだりして、世界的な環境問題を引き起こしている。

ゴール3 3Rに取り組み循環型社会を築こう

ごみを作らない(Reduce)、再使用する(Reuse)、原料として再資源化する(Recycle)、3つのRに取り組んで、環境負荷の少ない循環型の社会を築きます。

指標	基準年 2019(令和元)年度	目標年 2024(令和6)年度
市民一人あたりが1日に排出するごみの量(家庭系一般廃棄物)	579.9g	552.3g
燃やすごみの組成調査の結果、 ・資源化できる紙の割合 ・資源化できるプラスチック製容器包装の割合	5.1% 4.0%	3.0% 2.0%
埋立ごみの組成調査の結果、資源化できるガラスびんの割合	19.5%	10.0%

●ターゲット 3-1 リデュース(発生抑制)の推進

ごみを作らない生活様式に取り組みます。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■ごみのリデュース(発生抑制)の啓発</p> <p>①繰り返し、様々な方法で周知していく。 ②ごみ減量の方法について具体的に示す。 ③エンカル消費¹⁶の浸透を図る。 ④食品ロス¹⁷の削減に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみになるものは購入しない。 ・簡易包装品を選択するなどして、簡易包装を推進する。 ・長く使えるものを購入する。 ・買い物をするときには、必ずマイバッグを持参し、使い捨てレジ袋は使わない。 ・詰め替え商品を選ぶ。 ・「もったいない」意識を常に持ち、食品の適切な在庫管理を心がける。 ・食品は必要な量だけ購入し、食べられる量だけ調理する。 ・家庭にある食材を優先的に使う。 ・買い物に行くときには、冷蔵庫などの在庫のチェックを習慣化する。 ・店頭では、賞味期限の短いものを積極的に購入する。 ・「賞味期限」と「消費期限」、「常温保存」か「要冷蔵」かなど商品の情報を確認する。 ・野菜はできるだけ捨てる部分を減らして調理する。 ・外食時には食べきれぬ量に調節し、できるだけ残さない。 ・飲食店は、食べ残しを減らすための取組に協力する。

●ターゲット 3-2 リユース(再使用)の推進

ものを繰り返し使う生活に取り組みます。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
①リユース(再使用)の啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・修理のできる商品(愛着の持てるもの)を選ぶ。 ・壊れたときには修理して使う。 ・繰り返し利用できる容器の商品を選ぶ。 ・学校の制服や体操服は、卒業後必要な人に譲る。 ・捨てる前に必要な人がいないか声掛けをする。

¹⁶ エンカル消費:人体や環境への負荷、社会貢献などを重視して生産された商品やサービスを選択的に消費する行動や理念。エンカルは「倫理的な、道徳上の」という意味。

¹⁷ 食品ロス:まだ食べられるのに廃棄されている食品のこと。製造、流通過程での容器の破損や納品期限切れ、小売店での売れ残り、飲食店や家庭での食べ残しなど様々な段階で発生する。

	・リサイクルショップやリサイクルに関するアプリの活用など、再使用に向けて積極的な取組をする。
--	--

●ターゲット 3-3 リサイクル(再資源化)の推進

捨てられるものを原料として再資源化します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■分別の徹底、周知啓発</p> <p>①分別回収した資源がどのようにリサイクルされるのか周知する。</p> <p>②ごみ収集時の分別区分の適切なチェックを行う。</p> <p>③リサイクル対象品目の回収方法の最適化を図る。</p> <p>④資源物中間処理事業者との連携と市民への周知を行う。</p> <p>⑤ごみ処理費用負担制度の本旨の理解を広げる。</p> <p>⑥ごみ分別の徹底によるごみ減量の方法について具体的な方法の周知を行う。</p> <p>■再資源化の支援</p> <p>⑦家庭用生ごみ処理機の普及施策を推進する。</p> <p>⑧資源物回収団体の活動を支援する。</p>	<p>■分別の徹底</p> <p>・燃やすごみから、できるだけ紙資源を分別する。</p> <p>・燃やすごみから、できるだけ容器包装プラスチックを資源に分別する。</p> <p>・埋立ごみから、ガラスびんをリサイクルに分別排出する。</p> <p>■再資源化の取組</p> <p>・生ごみ処理機器を活用した生ごみの堆肥化によるリサイクルの取組を行う。</p> <p>・小中学校PTA等主催の資源回収事業に参加する児童生徒の回収活動に協力する。</p> <p>・事業者は、店頭回収品目の拡大と推奨を図る。</p>

●ターゲット 3-4 製品プラスチック資源化の研究

製品プラスチックの資源化に向けて研究します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>①海洋プラスチックが課題となっている中で、製品プラスチックを、容器包装プラスチック同様、マテリアルリサイクル¹⁸する方法を研究する。</p>	<p>・製品プラスチックの利便性と海洋プラスチック問題等の環境負荷両面についての理解を深め、使い捨てといった消費行動を慎み、資源の保護、二酸化炭素の削減を念頭に置いたライフスタイルに転換していく。</p> <p>・プラスチック製品の代替素材による製品を見出し、積極的に選択する。</p>

●ターゲット 3-5 廃棄物処理施設の適正管理

焼却施設や最終処分場を適正に管理します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>①中間処理施設(焼却施設)の合理的運用に向けて施設設置者に協力し、適正分別、ごみの減量等市民に啓発を行う。</p> <p>②最終処分場への搬入量を減らすため、市民に対し再資源化可能な廃棄物の適正な分別を促す一方、中間処理後の残渣(焼却灰)の減容策に取り組む。</p> <p>③最終処分場の良好な維持管理を行うとともに、周辺環境への環境負荷低減に向けた取組を徹底する。</p>	<p>・ごみの発生抑制、生ごみの堆肥化、再資源化のための適正な分別の徹底により「処分ごみ」減量に取り組む。</p>

¹⁸ マテリアルリサイクル:廃棄物を再び同じ製品、または別の製品の材料として再利用すること。

ゴール4 豊かな自然を守り育もう

自然と人との共生により、生物多様性を維持し、森林、農地、水辺地などを適切に管理することで自然を豊かにします。

指標	基準年	目標年
	2019(令和元)年度	2024(令和6)年度
自然とのふれあいを持ったことのある市民の割合	57.5%	60%
自然観察会への参加人数	15人	50人
森林面積	40,392ha	40,392ha ※調整中
森林で行う間伐面積のうち搬出間伐面積	55.23ha	165.0ha
森林で行う間伐面積のうち搬出間伐面積の割合	18.8%	45.0%
ユネスコエコパークエリア内のニホンジカ駆除数	1,011頭	850頭
多面的機能支払交付金の取組面積	376ha	※調整中
中山間地域等直接支払交付金の取組面積	206ha	※調整中
環境保全型農業直接支払交付金の取組面積	0.3ha	※調整中

●ターゲット 4-1 生物多様性の維持

多様な生物が生息する当市の特徴を理解し、その価値を守るための取組を行います。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■生物多様性の重要さを啓発する。</p> <p>①生物多様性の重要さとともに、2,700m に及ぶ標高差、急峻な地形等、当市の持つ環境が、様々な種の生物の生息に影響を与えていることを啓発する。</p> <p>②環境チェッカー¹⁹によるモニタリング調査や自然生物観察会、美術博物館等の講座などを通じ、当市における生物多様性の特徴とその価値を啓発する。</p> <p>③生物多様性の国際的、広域的な取組に協力する。また、「生物多様性ながの県戦略」と連携して生物多様性の維持を検討する。</p>	<p>■生物多様性の重要さを理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の重要性を理解し、自分たちでできることに取り組む。 ・市や美術博物館、かわらんべ等で開催される生物観察会に参加し、実際の生き物を見たり触れたりする体験の機会を得る。 ・環境チェッカーに登録し、四季折々の生物モニタリング調査に携わる。 ・市や地域だけでなく、県・国・世界の生物多様性における取組を理解する。

●ターゲット 4-2 希少生物の保護、外来生物の駆除

希少動植物・絶滅が危惧されている生物の保護に努めるとともに、有害鳥獣や外来種の駆除に努めます。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■希少生物保護対策に取り組む。</p> <p>①市民が希少動植物の生息生育環境の必要性を理解するように、情報提供と意識啓発を行う。</p> <p>②長野県版レッドリスト²⁰や長野県希少野生動植物指定種²¹で絶滅危惧種・希少動植物に指定されている動植物、また、国、県、市の天然記念物に指定されている生物の保全に取り組む活動を支援する。</p>	<p>■希少生物保護対策に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴重な動植物の存在を理解し、触れ合い、興味を持つ。 ・身近な森林自然のガイドを利用する。 ・ギフチョウ、ハナノキ、カタクリ等の希少動植物の保護に協力する。 ・希少動植物群生地の保護に協力する。 ・ニホンジカ等有害鳥獣駆除に協力する。

¹⁹ 環境チェッカー:市民が積極的に身近な環境保全に関われる飯田市独自の環境調査員制度。1年を通じて動植物のモニタリングなどを行っており、大人も子供も参加できる活動。

²⁰ 長野県版レッドリスト:県内で絶滅の恐れがある種をリストアップし、それらの生息状況などを解説したもの。現在、維管束植物編、動物編、非維管束植物・植物群落編の3種類が発刊されている。

²¹ 長野県希少野生動植物指定種:長野県希少野生動植物保護条例で定義されているその存続に支障をきたす程度にその個体の数が著しく少ないもの、その個体の生息地又は生育地が消滅しつつあるものなどに該当する野生動植物の種又は地域個体群。

<p>③希少動植物の食害対策として、ニホンジカ等有害鳥獣の駆除を推進する。</p> <p>■外来生物駆除対策に取り組む。</p> <p>④特定外来生物に関する情報提供を行ない、様々な特定外来生物駆除活動を支援する。</p>	<p>■外来生物駆除対策に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近に存在する特定外来生物を認識する。 ・特定外来生物に対する適正な対応を学ぶ。 ・特定外来生物の駆除作業に参加する。
--	--

●ターゲット 4-3 森林保全の促進

緑の主体であり環境にとって多面的に良好な機能を保有する森林の保全や、新たな活用、担い手づくりを促進します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■森林保全の取組を推進する。</p> <p>①森林に親しむ環境づくり、森林づくりにつながる事業を行う。</p> <p>②森林の魅力を体感する活動への市民参加の促進とボランティアの育成を行うとともに、森林情報の発信を行う。</p> <p>③森林所有者情報を整備し、森林経営計画の策定と集約化を支援する。</p> <p>④森林作業路網開設や既存路網整備を支援する。</p> <p>⑤地球温暖化防止や国土保全のために森林を整備・管理する財源として創設された森林環境譲与税を利用した取組を推進する。</p> <p>■森林の担い手づくりを促進する。</p> <p>⑥「いいだ森林学校」の開催により、森林づくりに主体的に参加できる人材を育成する。</p> <p>■木材、特に地域産材の利用を推進する。</p> <p>⑦公共建築物の建築リフォーム等において、可能な限り木材、特に地域産材利用を推進する。</p> <p>■有害鳥獣対策を推進する。</p> <p>⑧獣害防除、有害鳥獣被害対策を推進する。</p>	<p>■森林保全の取組に協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育樹祭に参加する。 ・野底山森林公園や妙琴公園、かぎこし子どもの森公園等、森林に親しむ公園を利用する。 ・財産区作業等地域の森林保全活動に協力する。 ・野底山、妙琴、かぎこし子どもの森公園等で行われる森林の魅力を体感するイベント等に参加する。 ・森林でのアウトドアレジャーに親しむ。 ・森林所有者調査に協力する。 ・森林所有者は、自分の山林を明確に把握する。 ・地域で行う林道整備作業に協力する。 <p>■森林の担い手になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いいだ森林学校に参加し、山の手入れや機材の使い道を学ぶ。 <p>■木材に親しみ、特に地域産材の利用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家を建てるとき、リフォームするときには木材、特に地域産材の利用を検討する。 ・飯田市版 ZEH²²の家づくりにおいて、地域産材を利用する。 ・木のある暮らしに親しむ。 ・「地域認証材²³」を利用した建築を取り入れる。 ・DIY²⁴、セルフリフォーム²⁵、セルフリノベーション²⁶に挑戦する。 <p>■有害鳥獣対策に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の駆除に協力する。 ・有害鳥獣対策として、電気牧柵の設置等自己防衛対策に取り組む。

²² ZEH: ネットゼロエネルギーハウス。外壁等の断熱性を向上させる等により省エネの実現、再生可能エネルギーの導入による一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを旨とする住宅

²³ 地域認証材: 環境に配慮した持続可能で適切な森林経営が行われている森林を独立した第三者機関が認証し、この認証を受けた森林から搬出される材木。飯田市では、上郷野底山財産区林が地域認証材を流通させている。

²⁴ DIY: Do It Your Self、自分でやろうという意味で、主に日曜大工の別称

²⁵ セルフリフォーム: 自分で家を改築すること。

²⁶ セルフリノベーション: 用途機能を変更して利便性を高めるために設計・施工・仕上げなどの工程を自分で行うこと。

●ターゲット 4-4 農地の保全・活用の促進

農業の有する多面的機能を、多様な担い手により維持します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■農地の保全・活用の促進に取り組む。</p> <p>①農業の有する多面的機能(国土・自然環境の保全、水源の涵養(かんよう)、良好な景観の形成等)の維持・発揮するための取組(農地の維持・管理、水路等の適正な管理)を支援する。</p> <p>②環境保全に効果の高い営農活動を行う環境保全型農業に取り組む組織等を支援する。</p>	<p>■農地の保全・活用の促進に協力する。</p> <p>・農業者は、地域の環境保全に貢献していることを理解し、誇りをもって取り組む。</p> <p>・非農家を含め地域として、農業の多面的機能を理解し、機能発揮のための活動に参加・協力する。</p> <p>・農業者は化学肥料・化学合成農薬の使用を低減させるなど、環境にやさしい農業に取り組む。</p> <p>・市民農園やレクリエーション農園を利用して農ある暮らしに親しむ。</p>

●ターゲット 4-5 エコパーク・ジオパークの魅力発信

南アルプスユネスコエコパーク、日本ジオパークの魅力を発信し、後世に伝えます。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■南アルプスユネスコエコパーク、日本ジオパークの魅力を伝える取組を行う。</p> <p>①南アルプスユネスコエコパーク²⁷、日本ジオパーク²⁸の魅力を伝えるために、ホームページや小学生の副読本などによる情報発信を、観光視角も含めて行う。</p> <p>②学校での環境学習、遠山郷の関係団体との協働による魅力発信事業などを推進する。</p>	<p>■南アルプスユネスコエコパーク、日本ジオパークの魅力を伝えるイベントに参加する。</p> <p>・南アルプスユネスコエコパーク、日本ジオパークのイベントに参加する。</p> <p>・事業者は南アルプスの魅力を積極的に活用し、事業に取り組む。</p> <p>・学校や地域の行事として、南アルプスを知る学習事業や南アルプス登山などに取り組む。</p>

●ターゲット 4-6 開発行為への自然環境配慮

開発行為に対し自然環境に配慮して行うことを推進します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■開発行為への自然環境配慮を行うことを啓発する。</p> <p>①「自然環境保全地区²⁹」「ふるさといきものの里³⁰」における開発行為に対し、自然環境に配慮するよう指導する。</p> <p>②「自然環境保全地区」の見直しを含め、開発から特に守るべき地域を必要に応じ検討する。</p> <p>③開発行為に対し、開発によって環境に好影響をもたらす要素を生み出すよう、誘導する。</p>	<p>■開発行為への自然環境配慮を行う。</p> <p>・開発を行う場合は、自然環境の保全に取り組み、希少動植物に配慮する。</p> <p>・自然環境保全地区のほか、今ある自然環境について関心を持つ。</p>

²⁷ 南アルプスユネスコエコパーク:生態系の保全と持続可能な自然と人間社会の共生を目的としてユネスコが開始した登録制度。ユネスコエコパークは国内で親しみをもってもらうためにつけられた通称であり、南アルプスエコパークは2014年6月に登録承認された。

²⁸ 日本ジオパーク:地球科学的に価値の高い地質、地形のある自然遺産を保全、保護し、教育や防災活動、ジオツーリズムに活用し、地域の持続可能な発展を目指すもの。

²⁹ 自然環境保全地区:飯田市環境保全条例に定められた自然環境を保全しようとするときに必要と認めた地区。現在市内3か所を指定。

³⁰ ふるさといきものの里:平成元年に環境省が選定した地域にゆかりの深い生物の百選で、その生き物及び生息する環境を保全する目的で選定。

ゴール5 気候変動への対策に取り組もう

生命、財産を将来にわたって守り、持続可能な発展をするため、2050年二酸化炭素実質排出ゼロを目指し、二酸化炭素の排出量の削減と気候変動に適応した生活、事業活動への転換に、協働して取り組みます。

指標	基準年	目標年
	2019(令和元)年度	2024(令和6)年度
飯田市の部門別二酸化炭素排出量から森林吸収量を差し引いた全体排出量	2005年度 659,027t-CO ₂ 2013年度 602,211t-CO ₂	2005年度比 35.2%減 2013年度比 29.1%減
再生可能エネルギー利用等による二酸化炭素の削減量	35,579 t-CO ₂	48,577 t-CO ₂
飯田市内の森林管理による二酸化炭素の吸収量	2018(平成30)年度 95,708 t-CO ₂	103,723 t-CO ₂
1世帯当たりの二酸化炭素平均排出量	2018(平成30)年度 3.33 t-CO ₂	2.57 t-CO ₂
市内の太陽光発電電力量が一般家庭の年間電力消費量に占める割合	33.32%	46.41%

※基準年欄に年号が表記してある指標は、2019(令和元)年を基準年としない。

●ターゲット5-1 省エネルギーの加速的推進

省エネは利益を生み出したり、家計を助けたりする取組であるとの認識の下、無理なく、エネルギーを削減する取組を推進します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■効率的なエネルギー利用を推進する。</p> <p>①省エネ機器の普及啓発を行う。</p> <p>②生活に役立つ省エネ情報を発信する。</p> <p>③省エネルギー診断の普及を行う。</p> <p>■環境負荷低減活動への意識醸成</p> <p>④家庭で省エネ行動へ転換できるよう推進する。</p> <p>⑤事業者向け省エネセミナーによる意識啓発を行う。</p> <p>⑥多様な主体の協働による地域全体での環境改善活動の普及を推進する。</p> <p>⑦地域版環境マネジメントシステムなどで培ってきたネットワークを活かし、取組を深化しながら拡大していく。</p>	<p>■効率的なエネルギー利用に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暑いときは涼しい場所、寒いときは暖かい場所に積極的に出かける(ウォームシェア、クールシェア³¹)。 ・なるべく1つの部屋で家族と過ごす。 ・寒い時期には家族全員時間を空けずにお風呂に入る。 ・炊飯器のご飯は長時間保温せず、残ったご飯は冷凍する、ドライヤーは「強」にして短時間で乾かす、洗濯機の乾燥機能はなるべく使わない、冷蔵庫の中身を整理し、物を詰め込み過ぎないなど、エネルギーの賢い使いから実践する。 ・エネルギーを多く使う電化製品を同時に使用しない。 ・1日のうちで極端に電気を使う時間を作らない。 ・暑いときは涼しい服装、寒いときは暖かい服装で過ごす。 ・緑のカーテン、よしずやすだれを使い、暑さを和らげる。 ・暑い日に日中出かけるときはカーテンやブラインドを閉める。 ・省エネ家電へ買い替える。 ・消費電力の低い暖房機器を使う。 ・エアコンはサーキュレーター³²と併用するなどし、適正な温度設定を保つ。また、エアコンの室外機の周りに物を置かない。 ・エアコンのフィルター掃除など、電化製品の手入れを決められた頻度で行う。 ・現在使っている家電製品の省エネモードをONにする。

³¹ ウォームシェア・クールシェア:冬の寒い日に家で一人1台の暖房器具を使うのではなく、暖かいところに集まり、みんなで温かさを共有する取組。クールシェアは夏場のエアコンを共有する取組。

³² サーキュレーター:直線的で遠くまで届く風を起こすことで空気の循環をさせる家電製品。

	<ul style="list-style-type: none"> ・車に不要な荷物を積んで走行しない。 ・エコドライブ³³を実施する。 ・省エネルギー診断を活用し、無駄に使っているエネルギーを把握する。 ・ライトダウンに取り組む。 ・エコクッキングに取り組む。 <p>■環境負荷低減行動への意識の転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や事業者で目標を共有して省エネ行動を起こす。 ・事業者向け省エネセミナーを受講する。 ・地域全体で環境負荷低減につながる行動を起こす。 ・エネルギー節約の優良事例を積極的に取り入れる。
--	--

●ターゲット5-2 脱炭素な生活様式への転換

今までどおりの生活を送っていくことが気候変動問題につながっています。このことを一人一人が認識し、改めて生活様式を変える具体的な行動を起こします。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■環境負荷低減を考えた消費行動へ誘導する</p> <p>① エシカル消費の実践に関する普及啓発を行う。</p> <p>■移動手段の転換を促す</p> <p>② 次世代自動車への乗換えを促進する。</p> <p>③ 次世代自動車普及に向けたインフラ整備の在り方を検討する。</p> <p>④ 公共交通機関利用を推進する。</p> <p>⑤ 自転車利用を推進する。</p> <p>⑥ 環境にやさしい交通体系を検討する。</p> <p>⑦ ウォーキングを推進する。</p> <p>■電気などの消費エネルギーの把握を促す</p> <p>⑧ エネルギー利用の見える化を促進する。</p> <p>■エコライフを取り入れた住まい方の転換を促す</p> <p>⑨ 飯田市の気候風土に合った建築物の省エネルギー化の制度を構築する。</p> <p>⑩ 国等の制度を活用した建築物の省エネルギー化を推進する。</p> <p>⑪ 省エネルギーの見える化と把握方向を研究する。</p> <p>⑫ 再エネ比率の高い電力を利用する。</p> <p>■働き方の転換を促す</p> <p>⑬ テレワーク³⁴やリモート会議³⁵等を推進する。</p> <p>⑭ デマンドコントロール³⁶を推進する。</p>	<p>■環境負荷低減を考えた消費行動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元産の食べ物や製品を生活に取り入れる。 ・エシカル消費を実践する。 <p>■移動手段を転換する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車を買うときは、次世代自動車（EV、PHEV、HEV³⁷、FCV³⁸、CDV³⁹）を選ぶ。選べない場合は、なるべく燃費の良い車を選ぶ。 ・近くの移動は徒歩や自転車を利用する。レンタサイクル、シェアサイクルも活用する。 ・カーシェアリング⁴⁰を利用する。 ・公共交通の時間に合わせた生活を取り入れる。 <p>■電気などの消費エネルギーを把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセントにワットチェッカーを装着するなど電力の見える化をする。 ・電力販売会社のWEBサイトやアプリなどを利用し、前年度と比較しながら電気使用量が多い時間帯、曜日、月を把握する。 <p>■住まい方を転換する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水を蓄え、庭の水やり、打ち水などに利用する。 ・新築、増築又はリフォームするときは、地域産材を使用する。 ・住居をZEHなど建物性能の高い家とし、可能な限りゼ

³³ エコドライブ:エネルギー消費の少ない運転のこと。環境へのメリットのほかにも、燃費、安全面でも良いとされている。

³⁴ テレワーク:情報通信技術(ICT)を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。テレワークは働く場所によって「自宅利用型テレワーク(在宅勤務)」「モバイルワーク」「サテライトオフィス勤務」の3つに分けられる。

³⁵ リモート会議:情報通信技術(ICT)を活用してオンライン上で会議を行う仕組みのこと。

³⁶ デマンドコントロール:30分ごとの使用電力の最大値を把握しながら抑制すること。

³⁷ HEV:ハイブリッド式電気自動車の略。電動化された車のうち、エンジンを搭載した自動車。

³⁸ FCV:燃料電池車の略。エンジンを使わず車内で発電する電気自動車。燃料は液体水素を使用。

³⁹ CDV:クリーンディーゼル自動車の略。軽油を燃料とし、クリーンな排ガス、ガソリン車比較で約30%程度効率が良く、力強い加速も魅力とされている。

⁴⁰ カーシェアリング:特定の自動車を会員間で共有し、好きな時に借りられるサービス。所有しなくても、短時間、高頻度で自動車を使いたい人向けのサービスといわれている。

<p>■再生可能エネルギーの利用を促す</p> <p>⑮再エネ比率の高い電力の利用を促すための意識啓発と情報発信を行う。</p>	<p>ロエネルギー化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居のゼロエネルギー化に際し、国、県、市の補助制度を活用する。 ・建物総体のエネルギーを積極的に見える化する。 ・エコハウスや飯田版 ZEH 仕様の住宅見学会などで省エネ住宅を体感する。 ・地域産材を活用した「木のある暮らし」を取り入れる。 <p>■働き方を転換する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク、リモート会議等を積極的に導入する。 ・勤務体制の工夫等によるデマンドコントロールを実施する。 <p>■再生可能エネルギーを生活に取り入れる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今使っている電気が、どのように作られたかを把握する。 ・再生可能エネルギーから作られた電気を使用するよう、契約を変更する。
---	---

●ターゲット5-3 地域産再生可能エネルギーの創出

再生可能エネルギーの利用拡大を目的に自ら使うエネルギーは地域で作ります。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■再生可能エネルギー機器の導入を支援し、自ら使うエネルギーを作ることを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ①太陽光発電及び蓄電池を普及拡大する。 ②太陽熱利用を普及拡大する。 ③薪ストーブ、ペレットストーブなど木質バイオマスエネルギー利用機器を普及拡大する。 ④公共施設へペレットストーブを導入する。 ⑤小水力発電事業を支援する。 ⑥小水力発電の新たな適地を検討する。 ⑦消化ガス発電を推進する。 ⑧再生可能エネルギーを利用したコージェネレーションシステム⁴¹の面的利用を研究する。 ⑨再生可能エネルギー機器の設置について、法令等に即した適切な開発の啓発を行う。 <p>■地域でエネルギーを作る支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩地域環境権条例⁴²を活用した案件組成を支援する。 ⑪FIT 制度⁴³を活用しない地域環境権条例のスキームを構築する。 ⑫未利用再生可能エネルギー、新エネルギーを研究する。 	<p>■再生可能エネルギー機器を積極的に取り入れ、自ら使うエネルギーを作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備や太陽熱利用機器を導入する。 ・ペレットや薪のストーブ、ボイラーを導入する。 ・再生可能エネルギー機器の導入に際し、国、県、市の補助制度を活用する。 ・再生可能エネルギー機器を使用する場合は、機器の適切なメンテナンスを行い、性能が十分発揮されるようにする。 ・再生可能エネルギー機器の設置に際し、法令等に即した適切な開発を行う。 <p>■地域でエネルギーを作る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の困りごとを話し合い、その解決のため、地域公共再生可能エネルギー活用事業を実施する。

●ターゲット5-4 地域産再生可能エネルギーの活用

エネルギー活用の新たなかたちに向けた取組を進め、エネルギーを軸に地域の活力を向上させます。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
-----------	-----------------

⁴¹ コージェネレーションシステム:発電装置で電気を作り、発電時に排出される熱を回収して給湯や暖房に利用するシステム。燃料には、都市ガス、石油、LPガス、バイオマスなどが使われる。

⁴² 地域環境権条例:飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例。

⁴³ FIT 制度:固定価格買取制度。再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

■太陽光発電エネルギーの活用促進

- ①FIT 切れ電源の有効利用を検討する。
- ②再生可能エネルギーの自家消費を推進する。
- ③非常時における地域での蓄電池の活用を検討する。
- ④再エネ比率の高い電力の利用と情報発信を行う。
- ⑤地域産再生可能エネルギーの販売情報を提供する。

■地域産再生可能エネルギーを活用した事業を支援する

- ⑥ESG 金融⁴⁴の地域導入に向けて研究する。
- ⑦環境に特化した融資等による新たな地域エネルギー活用への誘導を行う。
- ⑧制度資金の充実と周知を行う。
- ⑨地域新電力会社を核とした地域経済の活性化を実施する。
- ⑩面的利用など新たな再生可能エネルギー利活用を検討する。
- ⑪リニア駅周辺の低炭素街区を構築する。
- ⑫EV バスの実証実験を行う。
- ⑬低炭素でレジリエント⁴⁵なグリッド⁴⁶を研究する。
- ⑭飯田版スマートグリッドモデル⁴⁷の構築とグリッド内の住まい方を研究する。
- ⑮木質バイオマスエネルギーの流通体制を構築する。
- ⑯林業者、製造事業者などによる木質バイオマス利用に関する協議の場を創出する。
- ⑰林地残材供給システム確立により木質バイオマスの利用を促進する。
- ⑱木質バイオマスエネルギーによる熱利用と発電の事業モデルを研究する。
- ⑲再生可能エネルギー活用事業へ支援する。

■再生可能エネルギーを地域内外で活用する

- ⑳将来的な共生を見据えた都市部との交流を促進する。
- ㉑エコツーリズム⁴⁸による当地域の魅力を発信する。
- ㉒再生可能エネルギーの地域内外での利用方法を研究する。

■太陽光発電によるエネルギーの活用

- ・自ら作った環境負荷の少ない電気を使用する。
- ・自ら作って余った電気は、地域で使えるよう地域新電力会社に売電する。
- ・太陽光発電設備を導入した場合は、蓄電システム又は V2H⁵⁰、V2B⁵¹を合わせて導入することで環境負荷低減への取組と防災力の向上に努める。

■地域産再生可能エネルギーを事業に活用する

- ・SDGsや ESG⁵²を意識した事業経営を行う。
- ・エネルギーの域産域消を取り入れた事業を優先的に展開する。
- ・地域新電力会社の電気を積極的に使う。
- ・リニア駅を発着場所とする公共交通機関の車両は全て次世代自動車とする。
- ・オンサイト発電⁵³などで自家発電し、蓄電池や EV の活用などで電力の自家消費率を高める。
- ・地域産の薪、木質ペレットなど木質バイオマスエネルギーを積極的に利用する。
- ・地域環境権条例を活用して地域の困りごとを解決する。

■再生可能エネルギーを地域内外で活用する

- ・エコツーリズムや、都市部との共生を見据えた交流事業に参加する。
- ・再生可能エネルギーの域産域消につながる事業を実施する。

⁴⁴ ESG 金融:環境(Environment)、社会(Social)及び企業統治(Governance)に対する企業の取組姿勢を考慮した投融資行動をとる取組。環境では CO2 の削減、生物多様性の保護等、社会では人権問題への対応、地域社会での貢献活動等、企業統治ではコンプライアンスの運用、情報公開等を重視する。

⁴⁵ レジリエント:弾力性や柔軟性のこと。

⁴⁶ グリッド:電力の配送電網のこと。

⁴⁷ 飯田版スマートグリッド:市内にモデル街区を選定し、主に太陽光発電と蓄電システムの組み合わせを中心に、街区区内すべての電力負荷を分散型電源から供給し、電力の見える化などを通して電力の融通や非常時に系統電力から自立し、独自の電力システムの構築を目指すことで、エネルギーの域産域消の可能性を研究する取り組み。

⁴⁸ エコツーリズム:自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけではなく、地域社会そのものが活性化されていくと考えられている。

⁵⁰ V2H:Vehicle to Home の総称であり、電気自動車に蓄えた電気を家庭で利用するシステム。

⁵¹ V2B:Vehicle to Business の総称であり、電気自動車に蓄えた電気を仕事で利用するシステム。

⁵² ESG:非財務の情報でありながら企業へ投資する際に活用され、より良い経営をしている企業を現す指標。

⁵³ オンサイト発電:発電システムは専門業者所有のまま、初期費用が掛からず再エネ設備を設置する仕組み。敷地内からの電力供給が可能となり、災害時などのリスクにも備えられる可能性もある。

②③再生可能エネルギーの域産域消 ⁴⁹ の取組を支援する。	
②④地域エネルギー政策を計画する。	

●ターゲット5-5 森林整備による吸収源の確保

計画に基づき適切に森林資源が循環するよう整備を行い、二酸化炭素吸収量を確保します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
■計画的で適切な森林整備を行う ①間伐による吸収源を確保する。 ■里山を保全する ②里山整備の実施と支援を行う。	■計画的で適切な森林整備を行う ・計画的で適切な森林整備を行う。 ■里山を保全する ・里山保全活動に参加したり、里山を散策したりするなど、豊かな自然を楽しむ。

●ターゲット5-6 気候変動への主体的適応

気候変動の情報を収集し、わかりやすく分野ごとに提供することで、個人、地域、事業者が主体的に適応策を講じることができる取組を促進します。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
■気候変動に係る情報を収集し提供する ①信州気候変動適応センター ⁵⁴ 等から情報を収集し、分析及び研究を行う。 ■各分野別計画へ「適応」視点を導入する ②分野別計画に、気温上昇、降雨、降雪の変化等気候変動を捉えた適応について、環境プランと整合性をとり、その方向性を定める。 ③分野別計画に位置付けられた方向性に従い、各分野において具体的な適応策を展開する。	■気候変動に係る情報を入手する ・気候変動に係る情報に関心を持ち、積極的に情報を得る。 ■提供された情報を生かして適切な対応策を行う ○次のような風水害の対策をする。 ・ハザードマップ ⁵⁵ を確認し、家族で避難場所、連絡方法を確認する。 ・いざというときにすぐ持ち出せる防災対策グッズを用意しておく。 ・エネルギーの自給自足ができるようにする。 ・停電時の備えとして、太陽光発電設備の自立運転機能の使い方を確認しておく。 ○次のような高温による健康被害の対策をする。 ・熱中症対策のために温湿度計を備え、確認する。 ・熱中症対策のため、水分及び塩分を適宜補給する。 ・暑くなる前にエアコン、扇風機などの機器の動作確認をする。 ・感染症の対策及び予防に取り組む。 ・屋外活動の時間を朝、又は夕方に変更する。 ・事業者において感染症、熱中症等の対策を講じるとともに、発症時の連絡体制を決め、周知する。 ○次のような産業の持続性に係る対策をする。 ・作付けをする農作物又は植林する樹木を変更する。 ・農林産物の変化に伴う加工製品の変更を検討する。

⁴⁹ 域産域消:地産地消の考え方をさらに発展させ、地域で生産された様々な資源を多様な人々のつながりによって循環させていく仕組み

⁵⁴ 信州気候変動適応センター:長野県における気候変動の研究と適応策の促進を担う機関。気候変動適応法に定められた地方公共団体の責務として、長野県における地域特性に応じた気候変動適応を一層促進するために設置。

⁵⁵ ハザードマップ:土砂災害防止法で定められた土砂災害や水害などについて被害の想定範囲や避難場所、避難経路などを示した地図。

ゴール6 環境問題を知り、学び、実践に移そう

様々な世代、地域において環境に関する知識や情報の普及、啓発を行い、市民、事業者、行政が協働し、一人一人が環境の保全及び創造に主体的に取り組むことができるようにしていきます。

指標	基準年 2019(令和元)年度	目標年 2024(令和6)年度
環境に関する学習会や環境に関する知識を高めるような行事(講演会・研修会・イベントなど)に関わったり、参加した割合	27.4%	35%
環境産業公園、グリーンバレー千代の見学人数	597人	700人

●ターゲット 6-1 生涯にわたる環境学習の推進

様々な場面で環境学習の機会を創出し、生涯にわたる環境意識の醸成に取り組みます。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■環境学習を生涯にわたって行える環境づくりを行う。</p> <p>①身近なごみの問題から地球温暖化まで、わかりやすく取り組みやすい内容の環境学習プログラムを、地域の有識者や関係団体と連携して構築し、環境保全への関心を高める機会を提供する。</p> <p>②様々な世代を対象とした、環境を学習する機会を創出する。</p> <p>③事業者や環境 NPO などが実施する民間の環境学習事業を支援する。</p>	<p>■生涯にわたって環境学習を実践する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民は、地域や公民館などで開催される環境学習に積極的に参加し、環境に配慮した行動に取り組む。 ・公民館を含め地域は、環境学習プログラムを利用した、学習の場の創出に努める。 ・公民館を含め地域は、様々な機関と連携して、環境学習の定期的開催に努める。 ・環境学習実施者は、様々な世代に応じた環境学習が行えるよう配慮する。 ・自主的に環境をテーマにした活動に取り組む。

●ターゲット 6-2 幼少期からの環境学習の取組

未来を担う子どもたちが、環境学習によって幼少期から自然のすばらしさ、環境の大切さを感じる心を育みます。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■幼少期から環境学習に取り組める環境づくりを進める。</p> <p>①幼少期から大学生まで参加できる自然体験や野外体験、農業体験を支援し、促進する。</p> <p>②保育園や各学校で、地育力⁵⁶を活用した環境学習が行えるよう支援する。また、飯田コミュニティスクール⁵⁷での環境学習を支援する。</p> <p>③エコライフ講座開催などにより、家庭生活で実践できる身近な環境学習を進める。</p> <p>④学校の環境学習が「ESD⁵⁸」を意識した取組となるよう支援する。</p>	<p>■幼少期から環境学習に親しむ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の催事において、子どもが環境学習をうけられやすくする。 ・美術博物館やかわらんべ等で行われる自然講座に参加する。 ・農家民泊等に参加し、農業を体験する。 ・親子で環境を学ぶ体験に参加する。 ・保育園や学校は、環境学習の実施に努める。 ・小学生の自然環境保全ポスター作成に取り組む。 ・夏休みの自由研究で環境に関するものを題材とする。 ・地域の食材を利用した給食を提供する。 ・家庭において、親子で学習した内容を実践する。 ・学校は学友林を活用した環境学習を推進する。

⁵⁶ 地育力:飯田の資源を生かして、飯田の価値と独自性に自信と誇りを持つ人を育む力であり、地域の多様な資源を地域の人材に触れながら体験的に学ぶ過程において発揮、活用される。

⁵⁷ 飯田コミュニティスクール:各学校運営協議会で、地域・保護者・学校の三者が「めざす子ども像」を定めて、その実現のため「地域ですること」「家庭ですること」「学校ですること」を確認し、学校と協働して子どもたちを育てていく仕組。

⁵⁸ ESD:Education for Sustainable Development の略で、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。

●ターゲット 6-3 環境学習人材の育成

環境学習に携わる人材の育成に努めます。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■環境学習人材育成に取り組む。</p> <p>①環境アドバイザー制度⁵⁹が、地域や学校等で活用されるよう周知する。</p> <p>②環境アドバイザーの後継者づくりを念頭に、環境学習に対応できる人材について、地域外を含めその発掘と育成に努める。</p> <p>③環境チェッカーにより、飯田市の自然環境を調査するとともに、環境チェッカーの活動を支援することで身近な自然環境への関心を高めてもらう。</p> <p>④事業者への環境保全・改善を行動に移す働きかけを行う。</p>	<p>■環境学習人材育成に協力する。</p> <p>・地域ぐるみで、環境リーダーを支援するよう努める。</p> <p>・ジオガイド⁶⁰、森林アドバイザー⁶¹、ゴミ適正処理啓発ボランティア⁶²のような人材養成講座に参加する。</p> <p>・環境アドバイザーによる環境学習を受講、体験する。</p> <p>・環境チェッカーに登録し、自然観察を行う。</p> <p>・各事業者において、環境改善活動を検討する。</p>

●ターゲット 6-4 環境人材のネットワークづくり

お互いの活動を知り、相乗的に活動効果を高めます。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■環境人材のネットワークづくりに取り組む。</p> <p>①環境アドバイザーの定期的な研修会や勉強会など研鑽の場を設ける。</p> <p>②自治体間の情報交換を行う。</p> <p>③そのほかの環境人材のネットワークづくりを行う。</p>	<p>■環境人材のネットワークづくりに協力する。</p> <p>・環境アドバイザー研修会に参加する。</p> <p>・環境人材ネットワークに参加する。</p> <p>・情報交換の場に積極的に参加する。</p>

●ターゲット 6-5 学習から実践へ

多様な主体による意見交換を行い、学習したことを実践に移せるよう、行動変容を促す推進を行います。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■学習した知識や技術を実践に移す取組を行う。</p> <p>①各地区において環境に関する懇談会を実施し、地域における環境保全・改善行動を検討する。</p> <p>②地域の経済界、金融界、市民とともに行動変容を促す対話、実践を支える場(循環経済プラットフォーム)の構築を進める。</p> <p>③そのほか、学習から実践へ行動変容を促す、多様な主体による意見交換の場を設ける。</p>	<p>■学習した知識や技術を実践に移す。</p> <p>・地区の環境懇談会に参加し、各地域でできる環境保全・改善行動に取り組む。</p> <p>・学習を行動に移す上での課題を確認する。</p> <p>・意見交換会に参加し、自分たちでできる環境保全、改善行動に取り組む。</p>

●ターゲット 6-6 情報の発信

様々な場所、手段を用いて環境の保全及び創造に有用な情報の発信を行います。

具体的行動(行政)	取組事例(市民・地域・事業者)
<p>■環境学習の情報発信を行う。</p> <p>①ウェブサイト、SNS、広報誌その他さまざまな媒体及</p>	<p>■環境学習の情報を活用する</p> <p>・有用な情報の入手に努める。</p>

⁵⁹ 環境アドバイザー制度:市民が環境に関してより理解を深めるため、環境学習会などの場における講師または指導者として認められる方を登録している制度。

⁶⁰ ジオガイド:ジオパークを訪れた人に、地質、地形や地域の自然環境、生態系、歴史、文化などについて説明する案内人。

⁶¹ 森林アドバイザー:森林を利用する人に対して、森林や林業に関する知識や技術を伝えるとともに、森の案内や森林内での野外活動をサポートする人。

⁶² ゴミ適正処理啓発ボランティア:各種イベントでごみの適正処理啓発など、ごみという切り口で幅広く活動する市民ボランティア団体。

<p>び手段を用いて情報を発信する。</p> <p>②環境文化都市及び環境モデル都市の考え方等を広く発信し、浸透を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none">・有用な情報の発信に努める。・情報を生かす活動に取り組む。
--	--

場面別取組事例(たとえばこんなこと…)

※ゴール1~6の取組事例を生活の場面に置き換えて整理しました。

●買い物や外食では

- ・必要なものを必要な量だけ買う、なるべく地元のものを買う、使い捨てのものより長く使えるものを選ぶ、グリーン購入を心がける、詰め替え商品を選ぶなどエシカル消費を実践します。
- ・簡易包装品を選択する、繰り返し利用できる容器の商品を選ぶ、修理のできる商品を選び、壊れたときには修理して長く使うなど、ごみを減らします。
- ・冷蔵庫や食品庫などの在庫のチェックや、「賞味期限」と「消費期限」、「常温保存」と「要冷蔵」など商品情報の確認を習慣化します。
- ・直ぐに食べるものは、賞味期限の短いものを積極的に購入し、廃棄による食品ロス削減に協力します。
- ・無人販売や直売所を積極的に利用します。
- ・近くの買い物は徒歩や自転車を利用します。
- ・外食時には食べきれぬ量に調節し、できるだけ残さないようにします。

●家の中や敷地内では

<生活>

- ・なるべく1つの部屋で家族と過ごしたり、暑いときは涼しい服装、寒いときは暖かい服装で過ごしたりして、余分なエネルギーの使用を減らします。
- ・暑い時期には、緑のカーテンやよしず、すだれを使ったり、日中出かけるときはカーテンやブラインドを閉めたりして、暑さを和らげます。
- ・誰もいない部屋の電気を消す、寒い時期には家族全員時間を空けずにお風呂に入り、無駄な追い炊きや足し湯をやめるなど、家庭で目標を共有して省エネに取り組みます。
- ・電力販売会社のWEBサイトやアプリなどを利用し、電気使用量が多い時間帯や曜日、月などを把握し、前年と比較しながら省エネの優良事例を積極的に取り入れます。
- ・野菜の皮や葉なども利用した調理をするなど、捨てる部分を減らします。
- ・「もったいない」意識を常に持ち、食品の適切な在庫管理を心がけ、家庭にある食材を優先的に使います。また、食べられる量だけ調理します。
- ・地元産の製品を生活に取り入れます。
- ・温湿度計を備え確認することのほか、必要に応じて水分及び塩分を補給するなど熱中症対策をします。
- ・感染症の対策と予防をします。
- ・WEBサイト、SNS、広報誌等からの環境情報を積極的に見て、良いと思う情報は多くの人に知ってもらおうよ

う発信します。また、それらの情報を活かす活動に取り組みます。

- ・地域産材を活用した「木のある暮らし」を取り入れます。
- ・下水道に流してはいけないものを確認し、正しく使用します。

<ごみ>

- ・学校の制服や体操服は卒業後必要な方に譲るなど、捨てる前に必要な方がいないか声掛けをします。
- ・リサイクルショップやリサイクルに関するアプリを活用して、できるだけ再使用できるようにします。
- ・できるだけ紙や容器包装プラスチックを燃やすごみから資源に分別します。
- ・埋立ごみからガラスびんを分別し、リサイクルステーションへ排出します。
- ・生ごみ処理機器やコンポストを活用し、生ごみの減量や堆肥化を行います。
- ・小中学校PTA等主催の資源回収事業に参加する児童生徒の回収活動に協力します。
- ・法律で禁止されているので、ごみ(廃棄物)を野外で焼却しません。

<家電の利用>

- ・炊飯器のご飯は長時間保温せず、残ったご飯は冷凍し食べるときに温める、ドライヤーは「強」にして短時間で乾かす、洗濯機の乾燥機能はなるべく使わない、冷蔵庫の中身を整理し、物を詰め込み過ぎないなど工夫し、無駄にエネルギーを使いません。

- ・エネルギーを多く使う電化製品を同時に使用しません。また、1日のうちで極端に電気を使う時間を作りません。
- ・家電を買い替えるときは、できるだけ省エネ型を選びます。
- ・消費電力の低い暖房機器を使います。
- ・エアコンはサーキュレーターと併用するなどし、効果を高めます。また、室外機の周りに物を置きません。
- ・エアコンのフィルター掃除など、電化製品の手入れを決められた頻度で行います。
- ・現在使っている家電製品の省エネモードを ON にします。

<災害への備え>

- ・ハザードマップを確認し、家族で避難場所、連絡方法を確認します。また、いざというときにすぐ持ち出せる防災対策グッズを用意しておきます。
- ・停電時の備えとして、太陽光発電設備の自立運転機能の使い方を確認しておきます。

<屋外>

- ・敷地から道路にはみ出している庭木などを剪定します。
- ・風雨などによる作為なき紛失についても発生しないよう、屋外で使用しているプラスチック類を管理します。
- ・病害虫を発見したら、被害が拡大しないよう、できるだけ早期に駆除を行います。
- ・家の周辺の側溝のごみ拾いや除草作業を行い、ポイ捨てされにくい環境をつくります。
- ・禁止の例外となる剪定枝などの焼却を行うときは、風の強い日を避ける、乾燥した物しか燃やさないなどのマナーを守り、近隣住民に迷惑をかけないようにします。
- ・水生生物観察会などで河川の水質に関心を持ち、洗剤・油・農薬などの水質を悪化させる物質を、直接用水路等に流さないようにします。

●外出するときには

- ・車を買うときは、次世代自動車(EV、PHEV、HEV、FCV、CDV)を選びます。選べない場合は、なるべく燃費の良い車を選びます。
- ・不要なアイドリングストップを控える、不要な荷物を積んで走行しないなど、エコドライブを実施します。

- ・自動車騒音など、日常生活で発生する騒音をできるだけ抑える努力をします。
- ・身近な森林自然のガイドを利用し、貴重な動植物の存在を知り、触れ合い、大切に守ります。
- ・身近に存在する特定外来生物に対する適正な対応を学ぶとともに、地域での駆除作業に参加します。
- ・身近な公園や道路などの都市的施設を、地元にある共有財産として丁寧に利用します。特に、公園などを利用するときは、「来た時よりも美しく」を実践します。
- ・自宅や勤務先周辺の歩道の植栽の剪定や除草を行います。
- ・市民農園やレクリエーション農園を利用して農ある暮らしに親しみます。
- ・森林でのアウトドアレジャーに親しみます。
- ・地域で行う林道整備作業に協力します。
- ・空き家は、所有者が責任を持って定期的に管理したり、空き家情報バンクを有効に活用したりします。

<その他>

- ・野良猫には餌付けをしないようにします。餌付けをする場合は、室内飼養、不妊去勢措置の実施、個体標識の装着など節度あるルールの下で飼育します。
- ・たばこの吸い殻入れが設置してある場所以外では喫煙しません。設置してある場所がない場合には、たばこの吸い殻を収納する容器を自ら携帯し使用します。
- ・暑い時期には、屋外活動の時間を朝、又は夕方に変更します。
- ・小学生は、夏休みの自由研究で環境に関するものを題材にします。
- ・親子で学習した内容を家庭で実践します。
- ・ジオガイド、森林アドバイザー、ゴミ適正処理啓発ボランティアなどの人材養成講座に参加します。

- ・近くの移動は徒歩や自転車を利用します。
- ・公共交通をできる限り利用し、公共交通の時間に合わせた生活を取り入れます。

●家を建てるときは

- ・新築、増築又はリフォームするときは、ZEH など建物性能の高い家とし、可能な限りゼロエネルギー化に努めるとともに、地域産材や、「地域認証材」を利用した建築を取り入れます。
- ・使用しているエネルギー量を積極的に見える化します。
- ・新築やリフォームを検討するときには、エコハウスや飯田版 ZEH 仕様の住宅見学会などで省エネ住宅を体感します。
- ・エネルギーの自給自足ができるよう、太陽光発電設備や太陽熱利用機器を導入します。太陽光発電設備を導入した場合は、蓄電システムを合わせて導入することで環境負荷低減への取組と防災力の向上に努めます。
- ・自ら作った電気を使用し、余った電気は、地域で使えるよう地域新電力会社に売電します。自ら電気を作れない場合は、地域新電力会社の電気を積極的に使います。
- ・今使っている電気が、どのように作られたかを把握します。そのうえで、地域産再生可能エネルギーから作られた電気を使用するよう、契約を見直します。
- ・ペレットや薪のストーブ、ボイラーを導入し、地域産の木質ペレットや薪などを積極的に利用します。
- ・DIY、セルフリフォーム、セルフリノベーションに挑戦します。
- ・雨水を蓄え、庭の水やり、打ち水などに利用します。

●地域活動への協力やイベントへの参加

- ・ギフチョウ、ハナノキ、カタクリ等の希少動植物やそれらの群生地への保護に協力します。
- ・市や美術博物館、かわらんべ等で開催される生物観察会に参加し、実際の生き物を見たり触れたりします。
- ・南アルプスユネスコエコパーク、日本ジオパークのイベントに参加します。
- ・里山保全活動に参加したり、里山を散策し、豊かな自然を楽しんだりして、今ある自然環境について関心を持ちます。
- ・野底山森林公園や妙琴公園、かぎこし子どもの森公園等、森林に親しむ公園を利用したり、それらの場所で行われる森林の魅力を感じ取るイベント等に参加します。
- ・財産区作業等地域の森林保全活動に協力します。
- ・地域や公民館などで開催される環境学習の場に積極的に参加し、環境に配慮した行動に取り組みます。
- ・農家民泊等に参加し、農業体験を行います。
- ・環境チェッカーに登録し、四季折々の生物モニタリング調査に携わります。
- ・地域で行われる環境に関する意見交換会に参加し、地域でできる環境保全、改善行動を検討します。
- ・地域の街路樹落葉清掃や公園維持作業、水辺等美化活動やごみゼロ運動、公園清掃、除草作業に参加します。

●事業経営では

<事業者は>

- ・SDGsやESGを意識した事業経営を行います。
- ・テレワーク、リモート会議等を積極的に導入する、勤務体制の工夫等によるデマンドコントロールを実施する、時間外労働を削減するなど、エネルギーの削減に努めます。
- ・太陽光発電設備や太陽熱利用機器、ペレットや薪のストーブ、ボイラーを導入します。電力が余った場合は、地域で使えるよう地域新電力会社に売電します。
- ・太陽光発電設備が導入できない場合は、オンサイト発電なども検討し、蓄電池やEVでの活用などで電力の自家消費率を高めます。
- ・今使っている電気が、どのように作られたかを把握し、できるだけ地域産再生可能エネルギーから作られた地域新電力会社の電気を使用するよう、契約を見直します。
- ・太陽光発電設備を導入した場合は、蓄電システムやV2Bを合わせて導入することで環境負荷低減への取組と防災力の向上に努めます。

- ・エネルギーの域産域消を取り入れた事業など、環境や社会問題の解決につながる製品開発やサービス展開を優先的に展開します。
- ・景観育成基準を遵守し、地域住民その他関係者と一体となった景観の育成に努めます。
- ・リサイクルの店頭回収品目の拡大と推奨を図ります。
- ・管理する施設などの環境美化を行い、従業員等にポイ捨てさせないよう努めます。
- ・事業活動に伴う騒音(機械音等)をできるだけ抑える努力を行います。
- ・自動販売機を設置するときは、販売する飲食物の空き容器を回収するための回収容器を設置します。
- ・土地の開発を行う場合は、希少動植物に配慮するなど、自然環境の保全に取り組みます。
- ・事業者向け省エネセミナーを受講します。また、事業所内で目標を共有して省エネに取り組みます。

<農業者は>

- ・水質汚濁が発生したときには、汚濁が収まるまで稲作、養魚等の用水利用を止めます。
- ・農業者は、地域の環境保全に貢献していることに誇りをもって取り組みます。
- ・耕作や管理が困難になった農地は、農地バンクや農地中間管理機構に登録します。

●地域では

- ・カラス等鳥獣問題や野良猫問題は、地域全体でその課題と対策を議論し取り組みます。
- ・「地域の景観は地域が主体的になって育成する」という意識を持ち、地域景観計画に基づき景観の育成を行います。
- ・地域主体で実施している景観育成の先進事例を学び、景観育成の取組を検討します。
- ・不法投棄の監視と防止に取り組みます。
- ・地域として、農業の多面的機能を理解し、その発揮のための活動に参加・協力します。

- ・禁止の例外となる剪定枝などの焼却を行う場合は、風の強い日避ける、乾燥した物しか燃やさないなどのマナーを守り、近隣住民に迷惑をかけないようにします。

<その他>

- ・飲食店は、食べ残しを減らす工夫をします。
- ・病害虫を発見したら、被害が拡大しないよう、できるだけ早期に駆除します。
- ・感染症に関する情報が提供されたときには、速やかに対処します。
- ・敷地から道路にはみ出している植栽などを剪定します。また、事業所周辺の歩道の植栽の剪定や除草をします。
- ・計画的で適切な森林整備を行います。
- ・気候変動に係る情報に関心を持ち、経営リスクを回避するよう努めます。
- ・温湿度計を備え確認したり、水分及び塩分を適宜補給したりし、熱中症対策を行います。
- ・感染症や熱中症など発症時の連絡体制を決め、周知します。
- ・暑くなる前にエアコン、扇風機などの機器の動作確認をします。
- ・毎年の気候変動を調査し、必要に応じて作付けをする農作物や植林する樹木を変更します。
- ・農林産物の変化に伴う加工製品の変更を検討します。

- ・学校や地域の行事として、南アルプスを知る学習事業や南アルプス登山などを実施します。
- ・地域の困りごとを話し合い、その解決のため、地域環境権条例を活用して地域公共再生可能エネルギー活用事業を実施します。
- ・地域や公民館は、環境学習プログラムを利用した、学習の場の創出に努めます。また、様々な機関と連携して、環境学習の定期的開催に努めます。
- ・地域ぐるみで、環境リーダーを支援します。
- ・地区環境懇談会を通じて、各地域でできる環境保全・改善行動を検討します。

IV 推進体制と進行管理

本プランの推進体制

“2050年、飯田は日本一住みたいまちになる”に向けて、「環境文化都市」の「再構築」(Reborn:リボーン)に、「環境の飯田市」を特徴づけてきた長所を、より市民全体のものとする「土壌づくり」(Recharge:リチャージ)がなされ、様々なリスクを成長へ変える「転換」(Rechange:リチェンジ)による新たな発想と行動が生まれる計画としています。

そのために必要とされる要素は、一つとして市民、事業者、団体、行政など、参画者の多様性を確保しつつ、1つの目的に向かって行動を起こしていくことです。二つとして多様な主体の結びつきを生む話し合いの「場」であり、活動の「機会」となるプラットフォームの設定です。

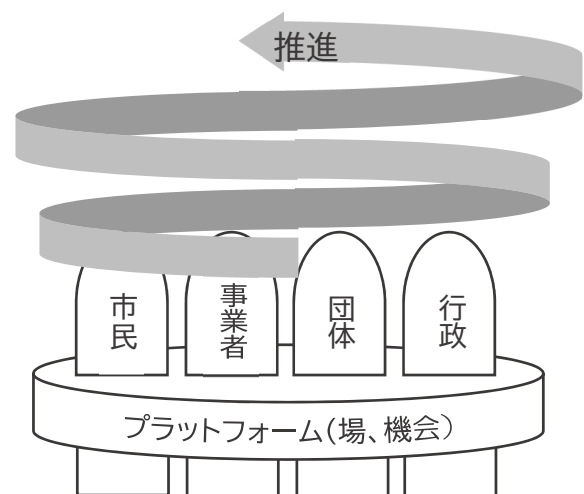
この二つの要素を念頭に「機会」と「場」を数多く設定し、参画主体の拡大を図ることで、多様な主体間で情報共有に基づく学習がなされ、協働による行動・実践を繰り返し、経験値を積み重ねながら環境文化都市実現へ向けて土壌づくりを行っていきます。

これまでの飯田市における具体例を振り返っても、この二つの要素が重要な要素となることが判ります。例えば、女性団体による廃棄物削減への取組や、市民、事業者、行政が協働して再生可能エネルギーを普及してきたことなど、環境政策の課題、目標、事業の性格

などに応じて、多様な主体との協働体制による推進を行ってきました。

これらの取組は「日本の環境首都コンテスト⁶³」での「明日の環境首都賞」受賞や、全国に先駆けて「環境モデル都市」に選定されるなど高い評価を得てきたところです。

これまでの環境審議会や多様な主体による協議の場の充実を図るとともに、市民、事業者、行政の協働により新たな発想や価値を生み、行動を起こしていく話し合いの「場」や活動の「機会」(プラットフォーム)をつくりま



本プランの進行管理

本プランの進行管理は、毎年度、戦略を立て、事務事業を計画し、実施、評価、改善によるPDCAサイクルで進行管理する「いいだ未来デザイン 2028」および環境マネジメントシステムと連動させることで、自己評価とともに議会、市民による意見や助言を取り入れながら行います。

また、飯田市環境基本条例第8条の規定により、本プランの進行管理を行うために、「環境レポート」を毎年作成し、公表します。環境レポートは、21' いいだ環境プランに基づき、行われた事業の実績を飯田市環境

審議会に報告することで、課題の整理や新たな課題発見を通じ、次年度の取組に生かしていくものです。

さらに、各年齢層において行われる環境学習においても本プランに基づく実践の結果を共有し、改善につなぐ機会とします。

※飯田市環境基本条例

(年次報告書の作成及び公表)

第8条 市長は、環境の状況、環境計画に基づいて実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、飯田市環境審議会の意見を聴くとともに、これを公表しなければならない。

⁶³ 日本の環境首都コンテスト:ドイツで実施されたコンテストを参考に、市民の視点からの環境自治体づくり支援や環境問題に関する情報の相互の促進を目的としたコンテスト。

V 現代の環境問題を取り巻く状況

■はじめに

私たちの生活や現代の経済・社会システムは、豊かな環境基盤の上に成立しています。しかし、同時に気候変動問題や海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の損失などの様々な形で地球環境へ大きな負荷をかけています。これらの環境問題は、気候変動が生物多様性の損失の原因となるなど個々の環境問題がそれぞれ関連すると同時に、経済・社会活動に大きな影響を与えています。

このことに加え、現代は本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるとともに、地方から都市への人口の流入超過により、特に地方の若年人口、生産年齢人口の減少が進んでいます。このことは、例えば農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加し、生物多様性の低下や生態系サービス⁶⁴の劣化につながるなど、環境保全の取組にも深刻な影響を与えています。私たちに必要な環境の基盤が失われると、その上に成り立つ経済・社会活動や生活はたちまち困難になります。

飯田市では、1996(平成8)年からスタートした第4次基本構想の目指す都市像として「環境文化都市」を掲げて以降、様々な環境政策を展開してきました。2007(平成19)年には、環境文化都市宣言、2009(平成21)年には内閣府から当時13都市のうちの1つとして環境モデル都市に選定されました。また、1997(平成9)年に開始した太陽光発電設置補助の開始をはじめ、ごみ処理負担制度の導入、市民共同発電の開始、レジ袋有料化、地域環境権条例、ポイ捨て防止条例の制定、ユネスコエコパークに南アルプスが登録されるなど、この地域らしい環境政策を展開し、全国からも環境先進自治体として長年注目されてきました。

しかし、これまでの取組を振り返ったときに、環境文化都市としての取組は、現状ではまだまだ地域全体のものになっているとは言えません。今までの取組の多くは、意識の高い一部の市民や事業者の皆様を支えられて展開してきました。環境文化都市の基本的な考え方である環境が文化といえるレベルまで達している

まちを目指すためには、行政はもちろんのこと、市民、地域、事業者のさらなる意識の高まりと日常からの行動が必要です。誰もが地球規模の環境問題に対し、加害者であると同時に被害者でもあることを認識しながら、よりよい社会とするために行動していかなくてはなりません。

世界に目を転じると、2015年は、地球規模の環境の危機を反映し、持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、世界を巻き込む国際的合意が立て続けになされた、転換点ともいえる1年となりました。パリ協定の発効を受けて世界が脱炭素社会に向けて大きく舵を切り、ESG投資などの動きが拡大している潮流を踏まえれば、今こそ、新たな文明社会を目指し、大きく考え方を転換(パラダイムシフト)していく時に来ていると考えられています。

また、2019(令和元)年11月に中国湖北省武漢市で原因不明のウイルス性肺炎が初めて確認されて以降、瞬く間に世界中に拡散されたコロナウイルスは、その潜伏性の高さから流行の影響は180以上の国と地域に及び、中国、韓国、欧州、日本、米国などでは大規模な流行が発生しました。これにより、世界各国の主要都市でロックダウン(都市封鎖)が実施され、需要やサプライチェーンを阻害したことで経済が停滞し、「コロナショック」と呼ばれる社会、経済影響を引き起こしました。国際エネルギー機関(IEA)は、「世界エネルギー・レビュー2020⁶⁵」において、コロナショックによる経済の停滞によって化石燃料の需要が急減したことを受け、2020年の二酸化炭素排出量は前年比で8%、約26億トン減少するとの予想を発表しました。このようなことを、一時的な事象として終わらせることがないよう、コロナ前に戻るのではなく、以前よりも持続可能な社会となるよう議論され始めています。

かつて「21世紀は環境の世紀」といわれ、「京都議定書」「愛知目標」など様々な国際的な枠組みの下、世界各地で取組が展開されてきました。これらの取組は

⁶⁴ 生態系サービス:生物・生態系に由来し、人類の利益になる機能のこと。水の浄化や廃棄物の分解といった過程など。

⁶⁵ 世界エネルギー・レビュー2020:国際エネルギー機関が新型コロナ危機による2020年のエネルギー需給とCO₂排出への影響を評価したレポート。

一定の成果はあったものの、地球環境の悪化が続き、私たちの生活や経済・社会活動に深刻な影響を与える状況になっています。こうした地球環境の危機に対

処するため、国際社会として世界全体で協力して社会変革を行っていく必要があります、改めて地球環境問題への取組を強化する節目を迎えています。

■生活環境の保全と良好な景観形成

現代の生活では、マイクロプラスチック⁶⁶を含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性の有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化している中、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。G7等における海洋ごみ問題への取組や、2017(平成29)年8月に発効した水銀に関する水俣条約の下での取組など、国際的な対応は緒に就いたばかりです。国内に目を転じれば、中長期的には環境基準の達成状況は概ね改善傾向にあり、かつて全国的に生じた激甚な公害に対する対策は一定の成果を挙げているものの、重金属等による土壌汚染や建築物中のアスベスト⁶⁷、無害化処理が完了していないポリ塩化ビフェニル(PCB)⁶⁸といった負の遺産が未だ横たわり、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダント⁶⁹への対応など大気環境の課題、閉鎖性水域の富栄養化⁷⁰等の水質環境の課題も未だ残っています。このような汚染への対応は、新たな産業発展に伴う多様な化学物質の管理も含め、国民の健康や生活環境を守る上で、引き続き重要な課題です。

水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動等は、公害防止を目的とした法整備や、環境保全の取組みが進んだことから、現在ではほぼ解決しています。しかし、これらは発生すると重大な健康被害へとつながるため、引き続き監視を続けるとともに、事案が発生した

ときには、速やかに対策を講ずることが必要です。

現在の大气汚染や悪臭に関する通報の多くは、野外における廃棄物の焼却に起因するものです。屋外における焼却は、2001(平成13)年度から廃棄物の処理及び清掃に関する法律で草木を除き禁止されましたが、法律施行から20年近く経過した現代でも、通報は後を絶ちません。

一方、水質汚濁などの事案は、家庭からの灯油や洗剤の流出など、不注意により発生しているものもあり、引き続き注意を促すとともに、発生源に対する地道な指導を続けていくことが必要です。

また、今後、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道、それに伴う付帯工事など大型工事が行われます。大型車両の通行や工事そのものから発生する騒音、振動、粉塵などを適切に監視しながら、悪化を防ぐ必要があります。

近年の通報には、違法性がなく環境汚染までは至らない事案も数多くあります。中には、原因者のマナーや、日常における近隣との関わりが希薄化していることが原因と考えられるものもあります。一昔前の不法投棄等の極端なマナー違反は減少し、複雑なごみ分別やリサイクル運動に多くの市民が協力してくれるようになりました。これらは、環境に携わる市民ははじめ様々な立場の先人の努力によるものであり、また幼少期から始められる環境教育の成果といえます。しかし

⁶⁶ マイクロプラスチック:一般的に 5mm 以下のプラスチック材料の微小片や微粒子をいう。毒性化学物質や添加物質などが表面に吸着する傾向にあり、海洋生物が誤飲、誤植し、化学物質が食物連鎖を通じて濃縮され、最終的には人間にも毒性化学物質のリスクが及ぶ可能性がある。

⁶⁷ アスベスト:天然にできた鉱物繊維。極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材(吹き付け材、保温、断熱材、スレート材など)、摩擦材(ブレーキパッドなど)、シール断熱材(石渡繊維品、ガスケットなど)といった様々な工業製品に使用されてきたが、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では原則として製造、使用等が禁止されている。

⁶⁸ ポリ塩化ビフェニル(PCB):人工的に作られた主に油状の化学物質。水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、科学的にも安定的な性質を有する。一方で脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告され、現在、製造、使用は禁止されている。

⁶⁹ 光化学オキシダント:向上や車から出る窒素酸化物や炭化水素(揮発性有機化合物「VOC」)が紫外線のエネルギーによって反応してできるオゾンやペルオキシアセチルナイトレート、アルデヒドなどの汚染物質の総称。高濃度になると健康への影響を与えることや、植物などにも影響を与える。

⁷⁰ 富栄養化:人間活動による水中の肥料分(窒素化合物やリンなど)の濃度上昇により、赤潮や青潮などの減少を二次的に引き起こし、環境問題の1つとなっている。

ながら、生活環境の良好な維持のためには、市民一人一人の環境に対するモラルや近隣への配慮といった基本的マナーの向上が必要です。

ほかにも、今後の人口減少及び高齢化の進行による土地需要・土地利用の減少の想定から、近郊農業の維持や良好な環境資源も含めた地域経営の持続可能性が危惧される状況であるとともに、地域の自然や文化に裏打ちされた固有の美しい景観や、人の手が入ることで良好に管理されてきた農地や里地里山の景観が失われつつあります。また、野生鳥獣による農作物被害も深刻化しており、このような自然環境の悪化や生物多様性の損失が、食料の安定供給や水源の涵養など暮らしを支える生態系サービス(自然の恵み)に及ぼす影響が懸念されるとともに、人口減少及び高齢化により失われつつある、自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の保存継承も課題となっています。今後も、自然環境の保全及び再生、また、生物多様性の確保を進め、本市の豊かな自然環境や美しい景観を次世代に継承していくとともに、農林産物や再生可能エネルギー、防災といった自然の持つ多様な機能を積極的に活用することで、自然環境と調和した持続可能で豊かな暮らしを実現するための土地利用を

進めることが重要です。

当地域に訪れるリニア中央新幹線という新たな高速交通網の実現は、本市はもとより、周辺地域から県内外の地域まで、これまでに経験したことのない劇的な変化をもたらすものです。また、リニア中央新幹線による時間距離の飛躍的な短縮は、国内のみならず、世界との距離を縮めることとなり、ビジネスや観光等による交流人口の拡大が期待される一方、外部資本による浸食や人口の流出の懸念といった負の面も併せ持ちます。従来の拡大を基調とした大量消費、大量廃棄に代表される使い捨て型ライフスタイルから脱却し、リニア中央新幹線開業を見据え、飯田の個性や資源をさらに磨き高めるとともに、りんご並木に象徴されるムトスの精神による地域づくりや、街・里・山の多様な暮らしが織りなす特徴ある文化、環境と調和した暮らしなど、世界に誇れる飯田のライフスタイルを全国、世界に発信していくことができるよう、土地利用においても、プラス面の効果が最大限に発揮され、マイナス面の影響を最小限に抑えながら、本市をはじめ下伊那地域、伊那谷、県内外等にその効果がより広く及ぶよう、地域が一丸となって計画的に取り組んでいく必要があります。

■循環型社会

大量生産・大量消費社会が世界に広がりつつあり、循環型社会という観点からは、世界全体の人口増加や経済成長により中長期的に資源制約が強まること予想されるとともに、中国等の新興国における経済発展や資源政策によって、今後、資源価格の高騰、鉱物資源の品位の低下、途上国における不適正な天然資源の採掘や廃棄物からの有用金属の抽出等に伴う環境破壊や健康被害の拡大、資源確保を巡る紛争の発生などの課題が生じることが懸念されています。人類の生存に欠かせない食料資源についても中長期的には需給がひっ迫することが懸念されています。また、世界の栄養不足人口は減少しているものの依然として高水準である一方、食品ロスが大量に生じていることも事実です。さらに、途上国を中心に資源消費量や廃棄物・有害物質の排出量が急激に増大して、循環型社会形成に向けた制度、システム、技術が追い付か

ず生活環境が悪化する地域が今後ますます増えていくことや国際的な資源循環体制が整わないまま廃棄物・有害物の不適正な輸出入が増加することが懸念されています。特に、世界的な人口増加や経済発展に伴う廃棄物の排出量の増大の影響は海洋にも及び、海洋ごみが海洋生物や漁業、観光等に影響を与えています。近年では海洋中のプラスチックごみによる生態系への悪影響も懸念されており、国際的にも関心が高まっています。このことを受け、2019(令和元)年に開催されたG20大阪サミットにおいて、海洋プラスチックごみに関して2050年までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が首脳間で共有されました。「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」は、G20以外の国にも参加を促し、2020年3月末時点で59か国がビジョンに賛同しています。

国内でも、廃プラスチックの有効利用率の低さや、

前述した海洋プラスチックごみ等による環境汚染が世界的課題となっていること、一人当たりの容器包装排気量が世界で2番目であることなどを受け、2019（令和元）年5月31日に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。その重点戦略の一つとしてリデュース等の徹底を位置づけ、その取組の一環として2020（令和2）年7月1日から実施された「レジ袋有料化義務化（無料配布禁止等）」を通じて消費者のライフスタイル変革を促すこととしています。

これらを受け、3Rの推進等により1人当たりの一般廃棄物の発生量や産業廃棄物の最終処分量が着実に減少していることに加え、人口減少により廃棄物の発生量は今後減少していくことが見込まれますが、廃棄物処理や資源循環の担い手の不足、循環資源のリサイクル先の不足などの課題が生じることが懸念されています。さらには、高齢化や人口減少が進んでおり、農林業の担い手の不足により農山地の荒廃等が進行

することで農林業とともに育まれてきた里地里山の荒廃が進んでいます。老朽化した社会インフラの更新に伴う建設系の廃棄物が増加するとともに、人口減により増加する空き家、地域経済の衰退により増加する空き店舗等を廃棄物として処理せざるを得ない状況が増え、処理責任が不明確な廃棄物が増加することが懸念されています。老朽化した家や店舗が適切に修繕・活用されないまま空き家や空き店舗となっていく一方で、新たな宅地や大規模店舗が大量の資源を投入して建設されている現状もあります。さらには、地域住民の共同体としての機能の低下や高齢化により、ごみステーションの運営や集団回収等の実施が困難な地域の増加、ごみ出しが困難となる高齢者の増加、地域から孤立する中でごみを家にため込んでいくいわゆるごみ屋敷の増加など生活ごみを巡る様々な問題が増えていくことが懸念されています。

■生物多様性の保全

国内での既知の生物種数は9万種以上、まだ知られていないものも含めると30万種を超えると推定されており、豊かな生物相が見られ、また、固有種の比率が高いことも特徴です。このようなことから日本は、世界的にも生物多様性の保全上重要な地域として認識されています。わが国の生物相の特徴は、季節風の影響によりはっきりとした四季の変化があることや梅雨・台風による雨期があり雨の多い気候であること、大陸との接続・分断という地史的過程、動物相・植物相のいずれから見ても複数の地理区に属していることなどに由来するほか、火山の噴火や地震・津波、河川の氾濫、台風などのさまざまな攪乱によって、多様な生息・生育環境が作りだされてきたことによるものです。

私たちの暮らしは、呼吸に必要な酸素はもとより、食べ物、木材、繊維、医薬品など非常に多くのことがこのように豊かな生物多様性の恵みにより成り立っています。また、地域固有の生物多様性とも深く関連した様々な知識や技術、豊かな感性や美意識が培われるなど、生物多様性は豊かな文化の根源でもあります。しかし生息地の変化、過剰利用、汚染と栄養の蓄積等により世界の生物多様性は危機に瀕しています。また、その

結果として地域社会が不安定化するなどの問題も起きていることから、地球規模の生物多様性の保全と回復のためには、環境・経済・社会の課題を同時に考慮することが必要です。

さらには、農業や林業等の人間の営みを通じて形成・維持されてきた日本の里地里山のような二次的な自然環境にも多様な生物が適応・依存しているため、生物多様性を保全するためには、原始的な自然環境の保護だけではなく、二次的な自然環境の保全も重要ですが、一次産業の衰退や過疎化などにより危機に瀕しており、その保全のためには、人間と自然の健全な関係の維持・再構築を進めなければなりません。国内の生物多様性の危機の構造は、その原因及び結果を分析すると、人間との関わりが原因となっているものとして、人間活動や開発による第1の危機、自然に対する働きかけの縮小による第2の危機、人間により持ち込まれたものによる第3の危機に整理することができます。このほか、地球温暖化をはじめとした地球環境の変化による生物多様性への影響は、人間活動が原因ともなっている一方で、直接的な原因者を特定するのが困難なこと、影響がグローバルな広がりを持つことに加え、人

間活動による影響だけではない地球環境の変化との複合的な要因によるものであることから、上記の3つの危機とは別に第4の危機として整理します。これらの危機に対して、国内あるいは地球規模でさまざまな対策が講じられてきており、効果が見られているものもありますが、これらの危機は依然進行しています。

このような中、世界では、地球規模での無秩序な開発や気候変動等の地球環境の変化により、多様な遺伝資源の減少・消失を含む生物多様性の損失が継続しています。このまま損失が継続し、生態系がある臨界点を超えた場合、生物多様性の劇的な損失とそれに伴う広範な生態系サービス(人々が生態系から得ることができる、食料、水、気候の調節などの様々な便益)の低下が生じる危険性が高いと指摘されており、世界の食料需給や水需給の中長期的な逼迫など人間の福利の低下が懸念されています。さらに、地球上の天然資源には限りがあるにも関わらず、天然資源に対する需要は拡大し続けており、採掘や廃棄に伴う環境負荷が増大すると同時に、資源制約が経済の足かせとなることも懸念されています。

■気候変動

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)⁷¹が公表した第5次評価報告書では、気候システムの温暖化は疑う余地がないこと、人間による影響が近年の温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いこと、気候変動は全ての大陸と海洋にわたり、自然及び人間社会に影響を与えていること、将来、二酸化炭素の継続的な排出は、更なる温暖化と気候システムの全ての要素に長期にわたる変化をもたらす、それにより、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まることなどが示されています。国際連合気候変動枠組条約締約国会議(COP)をはじめとする国際会議の趨勢から、気候変動に対する世界の認識は大きく変わってきたと見て取れます。

このような中、2015年12月、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が提供する気候変動に関する科学的知見も踏まえ、COP21でパリ協定が採択され、

生物多様性の保全と持続可能な利用にあたっては、地域に即した取組が重要であるため、地方自治体が担う役割は非常に大きいといえます。COP10では、2011(平成23)年から2020(令和2)年までの「都市と地方自治体の生物多様性に関する行動計画」が承認されました。この行動計画では、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるにあたっての地方自治体の役割や、「生物多様性地域戦略」の策定など地方自治体に求める行動が示されています。さらに、COP10期間中には、愛知県と名古屋市が中心となり、地方自治体における生物多様性の取組の推進を議論する「生物多様性国際自治体会議」が開催され、「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」を決定しました。これを受けて2011(平成23)年10月に、地方自治体間で生物多様性の保全等に関する取組や成果の情報共有と発信を進めるための「生物多様性自治体ネットワーク」が設立され、2019(令和元)年12月現在、飯田市を含め185自治体が参画しています。

2016年11月に発効しました。パリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続すること、このために、今世紀後半に二酸化炭素の人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡(世界全体でのカーボンニュートラル)を達成することを目指すこと等を定めています。

さらには、2018年10月にIPCC総会において採択された「1.5℃特別報告書」によれば、健康、生計、食料安全保障、水供給、人間の安全保障及び経済成長に対する気候に関連するリスクは、1.5℃の地球温暖化において増加し、2℃においては更に増加すると予測されています。地球温暖化を1.5℃に抑える排出経路においては、人為起源二酸化炭素(CO₂)排出量が2050年前後に正味ゼロに達すると予測されています。国際社

⁷¹ 気候変動に関する政府間パネル(IPCC):気候変動の科学的な研究の収集や整理を行い、科学的な知見を広く提供、公開する国連の機関。

会は、1.5℃特別報告書の指摘について懸念をもって留意するとともに、気候変動の脅威への国際的対応強化の必要性を共有しています。

世界経済フォーラム⁷²が2020年1月に公表した「グローバルリスク報告書⁷³2020年版」では、今後10年以内に予想されるリスク(グローバルリスク)について、発生の可能性が高く、影響の大きいリスクに気候変動

や自然災害といった環境関連の категорияが上がっています。時系列でその変遷を見ると、主要なリスクは経済関連のリスクよりも環境関連のリスクが上位になっている傾向が見てとれます。2020年版では、初めて発生の可能性が高いグローバルリスクの上位5番目までがすべて気候変動問題を中心とした環境関連のリスクとなりました。

<グローバルリスク報告書2020年版>

2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
極端な所得格差	国家間紛争	大規模な非自発的移住	異常気象	異常気象	異常気象	異常気象
異常気象	異常気象	異常気象	非自発的移住	自然災害	気候変動対策の失敗	気候変動対策の失敗
失業・不完全雇用	国家統治の失敗	気候変動対策の失敗	自然災害	サイバー攻撃	自然災害	自然災害
気候変動	国家の崩壊または危機	国家間紛争	テロ攻撃	データの不正利用	データの不正利用	生物多様性の喪失
サイバー攻撃	高度の構造的失業または過剰雇用	自然災害	データの不正利用	気候変動対策の失敗	サイバー攻撃	人為的な環境災害

国内でも、近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動やその影響が全国各地で現れており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。実際に、2018(平成30)年6～8月には記録的な高温となり、夏の平均気温は、平年に比べて東日本で+1.7℃と気象庁における統計開始以降で最も高くなりました。消防庁報告データによると、この年の5～9月までの間の全国における熱中症による救急搬送人員の累計は95,137人に達し、前年同期間比で42,153人増となりました。そのうち、7月の熱中症による救急搬送人員は54,220人、死亡者数133人と、1か月の熱中症による救急搬送人員及び死亡者数としては、2008年の調査開始以降過去最多となりました。今後、

地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や猛暑のリスクは更に高まることが予測されています。

このように、気候変動問題は、私たち一人一人や地球に生きるすべての生物にとって避けることのできない喫緊の課題です。先に述べたように世界の平均気温は1℃上昇したとされ、近年の気象災害の激甚化は地球温暖化が一因とされています。今も排出され続ける二酸化炭素の増加によって、今後、豪雨災害などのさらなる頻発化、激甚化などが予想されており、将来世代にわたる影響が強く懸念されます。気候変動に対処し、生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、二酸化炭素排出削減等の対策である「緩和策」に全力で取り組むことはもちろんのこと、現在生じており、また将来予測される気候変動によ

⁷² 世界経済フォーラム:経済、政治、学術研究、その他の社会におけるリーダーたちが連携することにより、世界、地域、産業の課題を形成し、世界情勢の改善に取り組むことをした国際機関。スイスのダボスで開催される年次総会、通称「ダボス会議」がよく知られている。

⁷³ グローバルリスク報告書:世界経済フォーラムの専門家メンバー999名に対し、アンケート調査を実施しその結果をもとに集計、分析を行った報告書。

る被害の回避や軽減を図る策である「適応策」に、多様な主体による協働の下、一丸となって取り組むことが重要です。

■環境学習の推進、環境人材の育成と活躍の場の創出

第5次改訂の狙いでも述べたように、「意識の共有」として、市民一人一人が、環境に対して向き合い必要な知識を身に着けること、またそれらの問題意識を共有することが必要です。いま何をしなければいけないのかがわからなければ、今日的な環境課題に対して取り組むことはできません。市民、地域、事業者、各種団体など、あらゆる皆さんが将来世代に良好な環境を引き継ぐためにも、それぞれの立場で学び、議論を交わし、しっかり考えていくことが必要です。そのためにも、環境学習を通じ、現在及び将来の環境問題とその対応について、広く情報の共有を図ることが必要です。

飯田市でも、これまで目指す都市像として「環境文化都市」を掲げ、特に環境モデル都市へ選定されて以降は、取組の先進性を強く意識し、地球温暖化防止へ向けて再生可能エネルギー分野における市民・事業者・行政の協働による取組を重点に据え走

ってきました。また、2017（平成 29）年には、燃やすごみの分別方法の変更があったことから、その内容について地区で多くの学習会が行われてきました。

しかし、環境問題はすそ野が広く、これらの分野以外でも多くのことに取り組む必要があります。行動に移していくためには、地球規模での環境問題を視野に入れ、地域や日常生活において行動する意味や、足元から「自分に何ができるか」を学び合い、自分事として実践に繋げていく環境学習の充実が求められています。

今後、「環境」「経済」「社会」の統合的な向上にむけた今後の社会の在り方について、様々な分野の方々が立場を超えて議論し、これからの自らの生活や企業活動の行動変容を実践していくことが重要であり、そのためにも、一堂に会して、その方策を考える議論ができる場の創出も必要となってきます。

VI 第5次改訂で考慮すべきこと

■2030年までの国際社会全体の普遍的な目標「SDGs」

「SDGs」とは

- 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年～2030年までの国際目標です。
- 地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓い、17のゴール、169のターゲット、232の指標から構成されています。
- 17のゴールは以下のとおりです。



2015年9月に国連で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダ(以下「2030アジェンダ」)及びその中に持続可能な開発目標(以下「SDGs」として掲げられている17のゴール(目標)と169のターゲット、及び232の指標は、世界全体の「経済」「社会」「環境」を不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく、貧困・格差の撲滅等、持続可能な世界を実現するために先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標となっています。

地球規模で人やモノ、資本が移動する現代のグローバル経済の下では、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題もグローバルに連鎖して発生し、経済成長や、貧困・格差・保健等の社会問題にも波及して深刻な影響を及ぼす時代となってきています。このことから、それぞれの国は、2030アジェンダを実現することに尽力すると同時に、自らの地域、そして世界レベルでSDGsの達成のために協力することが求められています。



※2016年のEATフォーラムにてヨハン・ロックストロム博士とパヴァン・スクデフ氏が共同で開発したイラストを元にロジャーCが作成。

■身近に迫る気候変動への取組「パリ協定」

「パリ協定」とは

- 2020年以降の温室効果ガス削減に関する国際的な枠組みで、現在187の国と地域が批准しています。
- 主な内容は以下のとおりです。
 - ・産業革命以前と比較して平均気温の上昇を2℃より低く抑えること、そして1.5℃以内に抑える努力を続けることを目標とする
 - ・2020年以降の世界の温室効果ガス削減等のために、先進国、途上国の区別なく、各国が気候変動対策の行動をとる。全ての国が各々の国情に合わせ、温室効果ガス排出量削減・抑制目標(NDC)を策定する
 - ・透明性を高めるため、5年ごとに温室効果ガス排出量と活動状況を事務局に提出し、レビューを受ける。更新の際は、より高い目標に更新する
 - ・目標を達成するため、適切な財務資源の活用、新しい技術の開発と移転、各国の能力向上を行う。先進国は途上国が各々のNDCを達成できるよう支援をする

2014年に公表された気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による第5次評価報告書では、今のまま何も対処しなければ、今世紀末には産業革命前と比較して気温が最大で4.8℃上昇することが予想されとの衝撃的な内容が報告されました。このことを受けて、「パリ協定」は2020年以降の温室効果ガス排出量削減に関する国際的な枠組みとして2015年の第21回締約国会議(COP21)で採択されたのち、2016年11月4日に発効され、現在187の国と地域が批准しています。

このことを受けて、2018年10月に開催された

IPCC第48回総会で承認、受託された「1.5℃特別報告書」では、世界の平均気温が2017年時点で工業化以前と比較し約1℃上昇し、現在の度合いで増加し続けると2030年から2052年までの間に気温上昇が1.5℃に達する可能性が高いことや、現在と1.5℃との間、1.5℃と2℃の間には、生じる影響に有意な違いがあることなどが示されました。約1℃というと些細な上昇のように思えますが、このことが近年の激甚な気象災害に温暖化が寄与した例が指摘されるなど、具体的な影響が表れ始めています。

■国の第5次環境基本計画

第5次環境基本計画の概要(2018(平成30)年閣議決定)

- 目指すべき社会の姿として以下を掲げています。
 - ・「地域循環共生圏」の創造
 - ・「世界の範となる日本」の確立
 - ・これらを通じた持続可能な循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)の実現
- この計画のアプローチは以下のとおりです。
 - ・SDGsの考え方も活用し、環境、経済、社会の統合的向上を具現化
 - ・地域資源を持続可能な形で最大限活用し、経済、社会活動をも向上
 - ・より幅広い関係者と連携
- 以下の分野横断的な6つの重点戦略を設定しています。
 - ・持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
 - ・国土のストックとしての価値の向上
 - ・地域資源を活用した持続可能な地域づくり

- ・健康で心豊かな暮らしの実現
- ・持続可能性を支える技術の開発・普及
- ・国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

SDGs、パリ協定採択後に初めて策定された国の第5次環境基本計画では、これらの国際・国内情勢への確に対応した計画であり、SDGsの考え方も活用し、「環境・経済・社会の統合的向上」を具体化することを目指しています。従来の環境基本計画にあるような、特定の環境分野に関する課題を直接的に解決することに比重を置いた分野別(縦割り)の重点分野を設定するという考え方とは異なり、本計画では、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決するような、相互に関連しあう分野横断的な6つの重点戦略を設定しています。一見すると環境に関係のないように見える取組であっても、資源を効率的に使っている、低炭素であるなど、実は環境に良い効果も持ち合わせている取組も少なからず存在しています。そのような「気付き」を与えることも、環境・経済・社会の統合的向上の

普及に資するものであり、役割の1つとなっています。

また、環境・経済・社会の統合的向上の具体化の鍵の1つとして、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方である「地域循環共生圏」が提唱されました。自然と共生する知恵や自然観も踏まえ、情報通信技術(ICT)等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要であり、このような循環共生型の社会(「環境・生命文明社会」)が、私たちが目指すべき持続可能な社会の姿として提唱されています。

■地域循環共生圏の構築

私たちは、豊かな恵みをもたらす一方で、ときとして荒々しい脅威となる自然と対立するのではなく、共生する知恵や視点を培ってきました。環境、経済及び社会が複雑に関わっている現代において、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から見て持続可能であると同時に、経済、社会の側面から見ても健全で持続的である必要があります。ICT等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質及び生命の「循環」を実現すること、そして健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図ること、またこれらの取組に「低炭素」の考え方を盛り込んで実現することが重要です。このような循環共生型の社会が、私たちが目指すべき持続可能な社会の姿であり、それらの具体化の鍵の一つが「地域循環共生圏」です。

「地域循環共生圏」は、環境と経済及び社会の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活

の質を高める「新しい成長」を実現するための新しい概念です。この「地域循環共生圏」の創造に当たっては、モノのインターネット化(IoT)や人工知能(AI)といった情報技術を駆使することも非常に有用であり、それぞれの地域が自立しながら多様性を生かしつつ、互いにつながることが重要です。広域にわたって経済社会活動が行われている現代においては、各地域で完全に閉じた経済社会活動を行うことは困難であり、「地域循環共生圏」においても、それぞれの地域が自立しながら多様性を生かしつつ、互いにつながることが重要です。経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出しながら、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク(自然的なつながり(森・里・川・海の連環)や経済的つながり(人、資金等))をパートナーシップにより構築していくことで、地域資源を補完し支え合うことが必要と言えます。

地域循環共生圏の創造に向けては、一人一人のライフスタイルをシフトしていくことも大切です。きれいな

空気、豊かな水、おいしい食べ物や資材をはじめ、防災・減災機能、生活文化やレクリエーション等、生態系サービスの種類は数え切れません。私たちの暮らしを支えるこれらの恵みは、自然のつながり、つまり「森」「里」「川」「海」が互いにつながることによって生み出されます。しかし、行き過ぎた開発や利用・管理の不足、更には気候変動や人口減少・高齢化といった問題も相まっ

て、森里川海とそのつながりの荒廃に拍車がかかり、私たちの暮らしにも影響が現れ始めています。また、森里川海だけではなく、それらに関わる「人」もつなげていくことが大切です。国民一人一人が自然の恵みを意識して自分ゴト化し、暮らしを通じて「地域循環共生圏」を支えるライフスタイルへの転換を図るべく取組を進める必要があります。

■長野県による「気候非常事態宣言」「2050 ゼロカーボンへの決意」を受けて ……………

政府は、2015年12月に採択された「パリ協定」を受けて長期戦略を策定し、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げました。

長野県は、2019(令和元)年12月6日に気候非常事態を宣言するとともに、2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにする決意を表明しました。飯田市は、この「気候非常事態宣言」「2050 ゼロカーボンへの決意」へいち早く賛同し、2020(令和2)年9月8日には県内77市町村すべてが賛同しました。

飯田市は、1996(平成8)年に「環境文化都市」をめざす都市像に掲げ「環境基本条例」を制定し、「環境基本計画(21' いいだ環境プラン)」に基づき、地球温暖化防止策に取り組んできました。2009(平成21)年には国から「環境モデル都市」の選定を受け、さらに

積極的な行動計画により二酸化炭素排出量削減の実績を積み重ねてきました。

私たちの日々の営みを見渡すと一足飛びに化石燃料使用をやめ「脱炭素の暮らし」とはいかない現状にあることも事実です。しかし、同時に人類の生存を確かなものにしていくには、早期に人為起源二酸化炭素を実質ゼロにするという選択肢しかないことを自覚し、行動を起こす以外にはないというタイムリミットも迫っています。

“ゼロ”を達成するためには、行動を起こさない人は誰もいない、という状況を作り出すことが必要となることから、実践の輪が広がる着実な取組を進めていきます。

資料編

21' いいだ環境プランのこれまでの歩み

●21' いいだ環境プラン(対象期間:1996(平成8)年12月～2002(平成14)年7月)

「21' いいだ環境プラン」は、「環境文化都市」を目指す都市像として掲げた第4次飯田市基本構想における、環境政策分野の総合的行政計画として策定しました。

◆主な取組

- ・3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進のため、ごみ処理費用負担制度を導入し、分別の徹底を図りました。
- ・住宅用太陽光発電設備や太陽熱温水器の設置補助制度を導入しました。2019(令和2)年3月末現在、太陽光発電は、世帯数の10.5%程度にまで普及しています。
- ・市の公用車に、ハイブリッド車の導入を始めました。
- ・緑化樹木選定指針に基づき、街路樹や公共施設などの植樹を行うようにしました。

- ・環境教育と里山保全の場として、各学校で学友林の整備を行いました。
- ・水質汚濁防止や騒音対策などを進めるために、定期的な観測測定を行うようにしました。
- ・市民が積極的に身近な環境保全に関われるように、飯田市環境調査員(以下「環境チェッカー」という。)制度を導入しました。
- ・市民同士が環境について学び合えるように、環境アドバイザー制度を設けました。
- ・市役所がISO 14001を認証取得するとともに、「地域ぐるみでISOへ挑戦しよう研究会(現:地域ぐるみ環境ISO研究会)」に加入し、日常的な環境負荷の低減に取り組むようになりました。
- ・市内の企業が開発した環境配慮型製品を「ぐりいいんだ」として認定し、公表する制度を設けました。

●第1次改訂版(対象期間:2002(平成14)年8月～2008(平成20)年2月)

基本的な部分を継承しつつ、市民の主体的な参加を得て、内容を見直しました。

◆主な取組

- ・桐林クリーンセンター建設に伴い、ごみの資源化や分別の適正化に努めた結果、廃棄物の減量が進むようになってきました。
- ・木質バイオマス利用への取組を始め、公共施設へのストーブ、ボイラーの設置や住宅向け補助制度を導入しました。
- ・環境省の「環境と経済の好循環のまちモデル事業(通称:「平成のまほろば」まちづくり事業)」の採択を受け、太陽光市民共同発電プロジェクトやESCO事業が動き出すなど、自然エネルギー利用や省エネルギーへの取組が大きく前進しました。
- ・飯田市景観条例や飯田市緑の育成条例が施行され、市街地の緑化や景観形成を、計画的かつ市民参加

- で実施していく仕組みが動き出しました。
- ・地域自治組織が発足し、環境保全や防災などでの地域の主体的な活動が大きくなりました。
- ・環境自治体会議いいだ会議の開催やこども環境会議など、環境のまちづくりを学び合う場が設けられ、多くの市民が参加し、自分たちの取組を再確認しました。
- ・NPO/NGOが主催する「日本の環境首都コンテスト」において、度々表彰されるようになり、環境への取組が全国に知られるようになりました。
- ・市役所がISO 14001の運用を、自己適合宣言に切り替えました。
- ・「地域ぐるみ環境ISO研究会」が、簡易版の地域の環境マネジメントシステム「南信州いいむす21」を構築し、地域内の事業者への普及を始めました。2020(令和2)年10月現在、70事業者が取得しています。

●第2次改訂版(対象期間:2008(平成20)年3月～2012(平成24)年3月)

飯田市第5次基本構想基本計画の策定と「環境文化都市宣言」を受けて改訂を行いました。市民参加に

よる内容の見直しなどを行い、施策の柱の一つである「各分野を支える基盤的施策」を「環境と経済が好循環したまちづくり」に変更し、また、リーディング事業を設けました。さらに、期間中に内閣府から「環境モデル都市」に選定され、自然エネルギー利用の普及を強化するとともに、公民協働で事業を行っていくという方向が定まりました。

◆主な取組

- ・2008(平成20)年度に内閣府から「環境モデル都市」に選定されました。
- ・2010(平成22)年度の第10回(最終回)「日本の環境首都コンテスト」において「明日(あした)の環境首都賞」を受賞しました。
- ・南信州地域において、買い物時のレジ袋削減の取組として、レジ袋有料化を導入しました。今では、マイバッグ持参が定着しています。
- ・新最終処分場(グリーンバレー千代)が整備され、ごみの減量化(リデュース)への取組が強化されました。
- ・桐林クリーンセンター敷地内に広域連合が「リサイクルセンター」を整備し、リユースへの取組を強化し始めました。
- ・市民の意見を背景に、使用済物品などを適正に保管するための環境保全条例改正が行われました。

●第3次改訂版(対象期間:2012(平成24)年4月～2017(平成29)年3月)

第2次改訂版の対象期間中に発生した環境政策を取り巻く状況の変化を反映させるとともに、改訂時期が第5次飯田市基本構想後期基本計画の策定時期と重なったことを受けて改訂を行いました。

◆主な取組

- ・2013(平成25)年度に、飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例が施行され、地域等においてこの条例に基づき行われる再生可能エネルギー事業(以下、「地域公共再生エネルギー活用事業」という。)への取組が本格化しました。また、上村地区では、小沢川を活用した小水力発電による持続可能な地域づくりに向け、認可地縁

- ・ごみのポイ捨てや不法投棄に対する市民の目が厳しくなり、地域での啓発防止活動が盛んになるとともに、行政の取組強化が求められるようになりました。
- ・アレチウリの駆除や河川敷の環境美化などの自主的な地域活動が盛んになってきました。
- ・南アルプス高山植物等保全対策連絡会と連携して、ニホンジカなどの増加により脅かされる高山植物の種の保全に取り組みはじめました。
- ・東日本大震災に伴う原発事故の影響の懸念から、空間放射線量などの測定を始めました。
- ・「りんご並木のエコハウス」が建設され、環境を意識した市民サロンの開催など活発に利用されています。年間1万人近い人が訪れています。
- ・太陽光発電の普及を促進する手段の一つとして、初期投資不要の「おひさま0円システム」が始まりました。
- ・中部電力株式会社との協働による「メガソーラーいいだ」が川路地区に整備され、運転が始まりました。
- ・移動手段の低炭素化を促す「自転車市民共同利用システム」の運用が始まりました。
- ・バイオマスタウン構想を策定し、木質バイオマス普及について、通年需要の開拓、原料と製品の流通システムの整備という課題への取組が始まりました。
- ・地元企業が共同開発したLED防犯灯が、市内だけでなく市外でも採用され普及が進みました。

団体である上村まちづくり委員会が出資し、株式会社を設立しました。

- ・2014(平成26)年度に、飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例が施行され、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐ取組が強化されました。
- ・2014(平成26)年度に、南アルプスがユネスコエコパークに登録され、自治体の枠を超えて生物多様性の取組を行っていくことで、豊かな自然を継承していく取組が始まりました。
- ・多様な主体による協働の重要性が高まってきたことを踏まえ、飯田市の環境政策の課題を行政、地域、事業者、市民が共有し、更なる協働を進めることとなりました。

・プランの進行管理を、第5次飯田市基本構想後期基本計画および飯田市環境マネジメントシステムISO

14001による進行管理と連動させました。

●第4次改訂版(対象期間:2017(平成29)年4月~2021(令和3)年3月)

飯田市基本構想が第6次である「いいだ未来デザイン 2028」に移行することを受け、時代に即した環境政策へリニューアルするとともに、第3次改訂版の対象期間中に発生した変化を反映させました。

◆主な取組

- ・2017(平成 29)年に飯田市内の家庭から排出された燃やすごみ(家庭系一般廃棄物)、事業者のみなさんが事業活動に伴って排出した燃やすごみ(事業系一般廃棄物)の焼却処理は、桐林クリーンセンターの使用期間満了に伴い『稲葉クリーンセンター』に移行され、稼働を開始しました。
- ・焼却施設の変更に伴い、飯田市でも、ごみ分別内容の変更を行いました。また、これまで「埋立ごみ」としてきた、ビニール・プラスチック製品類や、皮革製品、ゴム製品などが「燃やすごみ」へ移行しました。この分別変更に併せ、市指定ごみ袋の見直しをおこない、全ての袋に持ち手を加えて利便性を高めたほか、「燃やすごみ」については従前の紙製から高密度ポリエチレン製に変更し、耐水性を高め、なおかつ市場での価格もやや低く提供できるようになりました。

◆第4次改訂版における課題

○気候変動

- ・家庭部門の二酸化炭素が基準年(2005年)比4.89%(2017年)の削減にとどまっている。
- ・FIT買取価格が下落してきたことにより太陽光発電の普及が鈍化してきている。
- ・FITの買取期間が終了した太陽光電源が数多く存在し始めている。
- ・エネルギー使用総量の抑制が進んでいない。
- ・地域環境権条例に基づく事業が、FIT買取価格の下落を受けて新たなスキームが必要となってきた。
- ・災害時における再生可能エネルギーの活用方法の検討が必要となってきた。

・2019(令和元)年に、国の災害廃棄物対策指針等を参考として、長野県災害廃棄物処理計画を踏まえ、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ迅速に処理すること、廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、「飯田市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

・飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例が施行され、地域等においてこの条例に基づき行われる再生可能エネルギー事業(以下、「地域公共再生エネルギー活用事業」という。)への取組が広がりを見せ始めました。2020(令和2)年4月現在、17件の事業が認定され、その多くがすでに稼働しています。

・2019(令和元)年に第2次環境モデル都市行動計画が改訂されました。2か年の計画ですが、エネルギーを基点につながる多様な主体によるコミュニティづくり、エネルギーをてこにした事業化及び産業イノベーションを誘発する共創の場(環境と経済が好循環する社会)の整備、人々の多様化する価値観に対応したリニア時代のワークスタイル・ライフスタイルの実現に向けた行動の開始を柱としています。

・リニア時代に向けた脱炭素街区の構築が必要である。

・過度な自家用車への依存を見直す必要がある。

○循環型社会

・廃棄物の減量や適正処理への対応については啓発活動が主であり、具体的な効果は捉えにくい。

・燃やすごみの分別内容変更に伴い、プラスチック製容器包装の資源回収量が減少し、燃やすごみの回収量が増加している。

・稲葉クリーンセンター稼働後、ごみの総量が増加している。

・ポイ捨ては大幅に減少している一方、山間地への不法投棄は繰り返し発生している。

- ・稲葉クリーンセンター稼働後、ビニールごみ等が燃やすごみとなったことに伴い焼却灰が倍増している。
- ・焼却灰のリサイクル化を目指し、2019(令和元)年12月から取組を開始している。

○生物多様性

- ・外来生物(特に植物)の繁茂に対し、駆除の速度が追い付かない現状がある。
- ・南アルプスにおけるユネスコエコパーク、日本ジオパークの認知度がまだ低い。
- ・ユネスコエコパーク・日本ジオパークの有効活用が必要である。
- ・自然環境保全地区制度が現在の社会情勢に即していない。
- ・人工林の9割以上が8齢級(40年)以上であることから早期の積極的な森林施業が必要である。
- ・搬出間伐がコスト高である。
- ・林道の整備、維持管理費用がコスト高である。
- ・自然災害に伴う倒木等による林道通行者の安全確保が必要である。
- ・豪雨や台風の増加による土砂災害発生の危険性が高まっている。

○生活環境

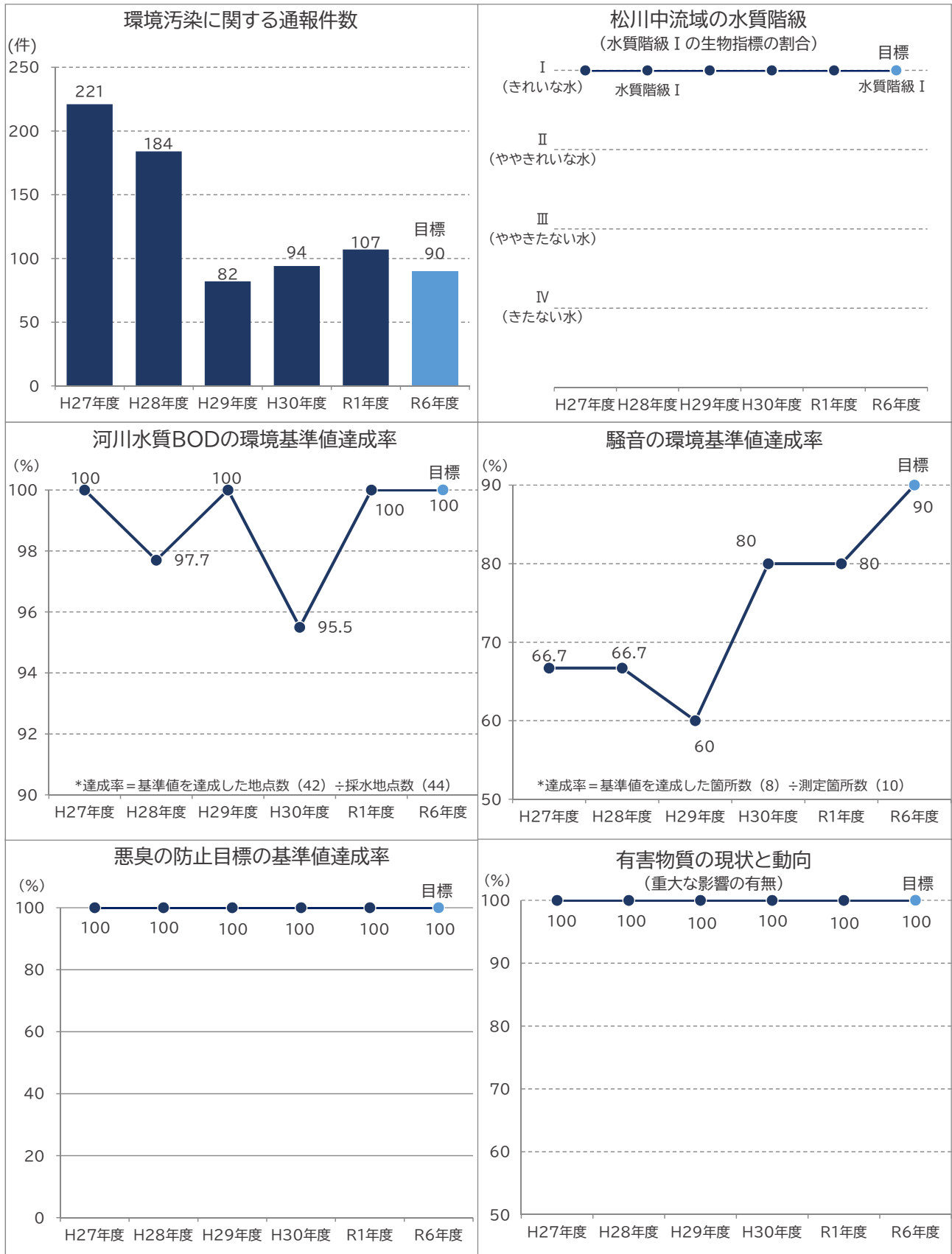
- ・環境測定結果の公表に時間がかかる。
- ・簡易浄化槽の管理体制の構築が必要である。
- ・河川汚濁事案原因者の賠償義務と河川管理者の管理責任の確認が必要である。
- ・生活騒音や低周波騒音などに起因する騒音相談への対応が増加している。
- ・リニア中央新幹線開業に向けた沿線地域の生活環境を保全する必要がある。
- ・社会生活や社会構造の変化により煙に関する通報が増加している。
- ・大気観測結果の評価の検討が必要である。
- ・有害物質の定義が必要である。

○環境学習

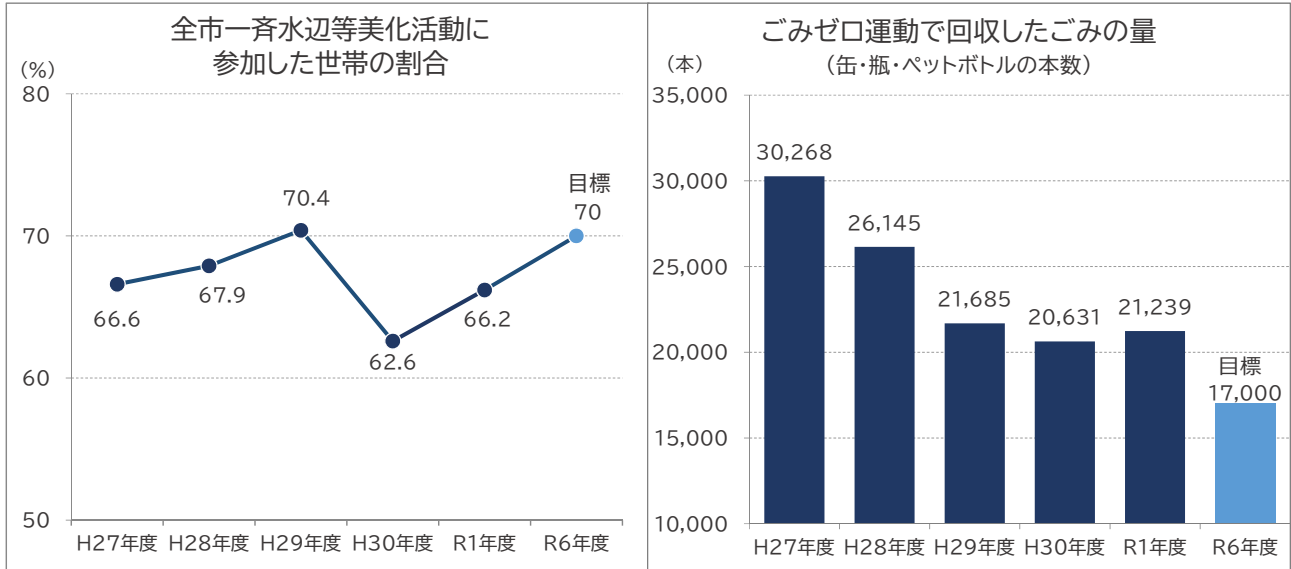
- ・環境について興味関心が高い人々だけではなく、多くの人に受け入れられる「環境を学ぶ場」が必要である。
- ・環境を学ぶ人・学びたい人のそれぞれのステージにあわせた学習プログラムの整備を行う必要がある。
- ・作成したプログラムを使ってもらえるような頒布方法の検討が必要である。
- ・環境アドバイザー制度の見直しが必要である。
- ・環境調査員の調査結果に基づくデータの集積と分析を行う。

21' いいだ環境プラン第 5 次改訂版に関するデータ集

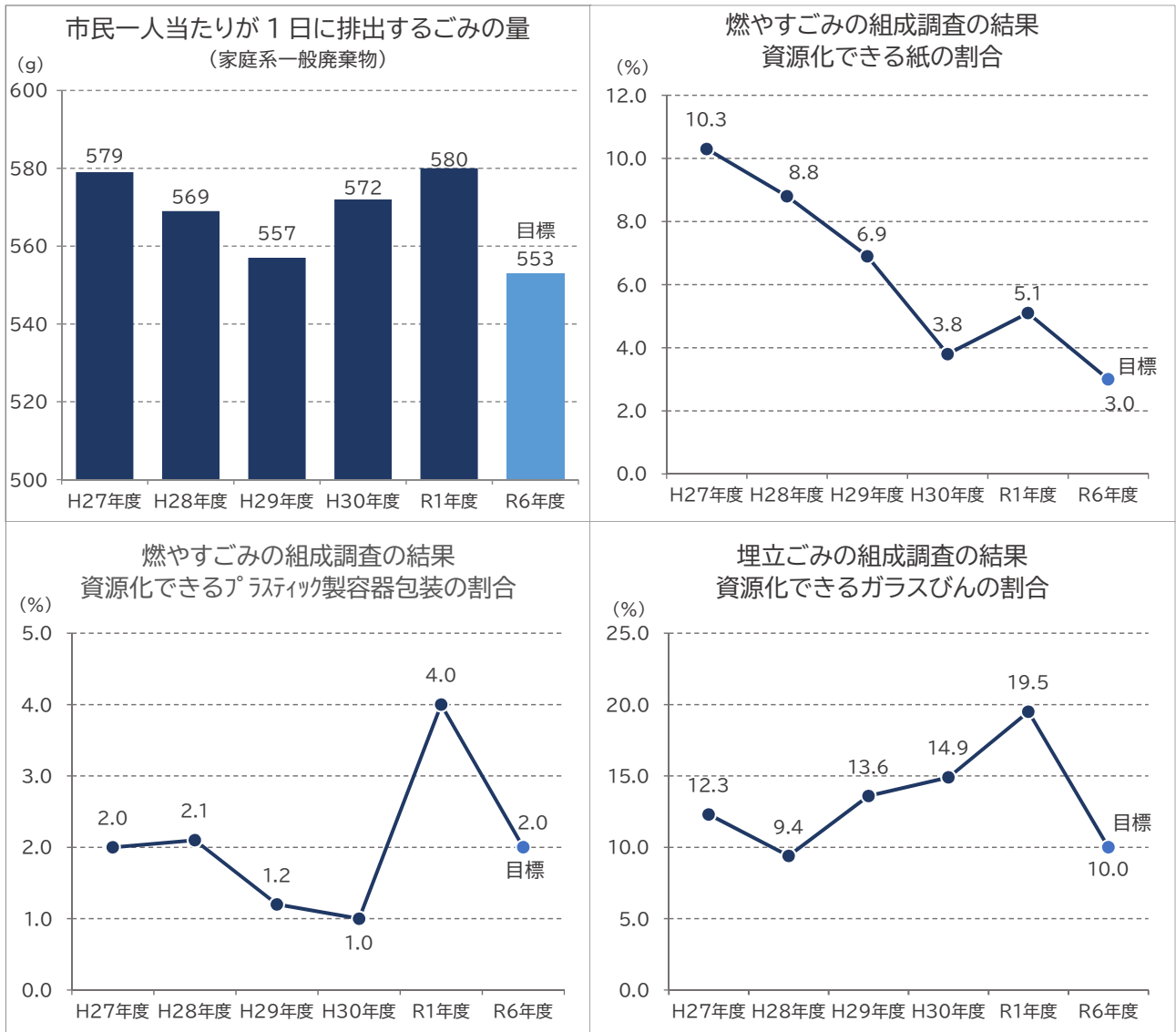
ゴール1に関する指標



ゴール2に関する指標

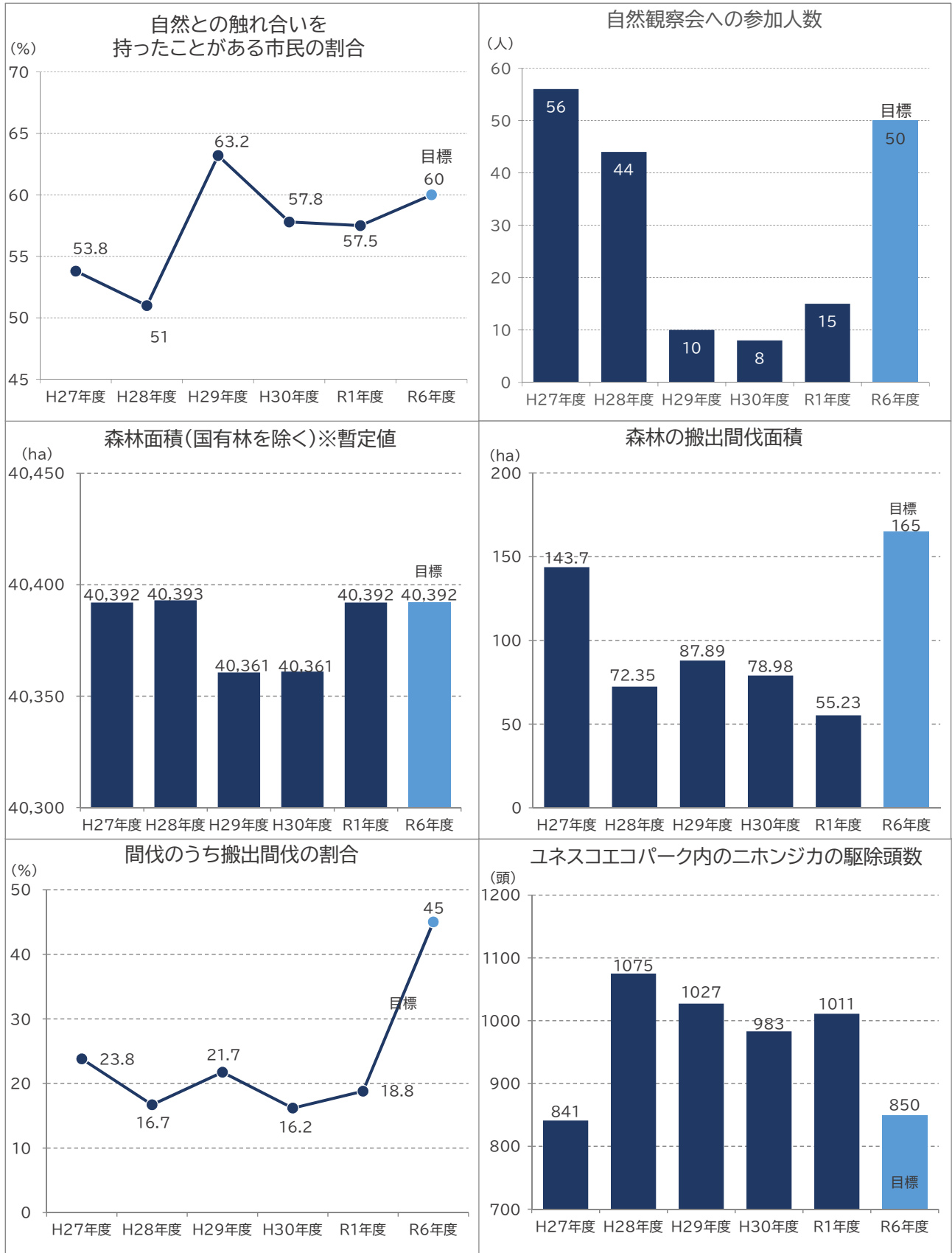


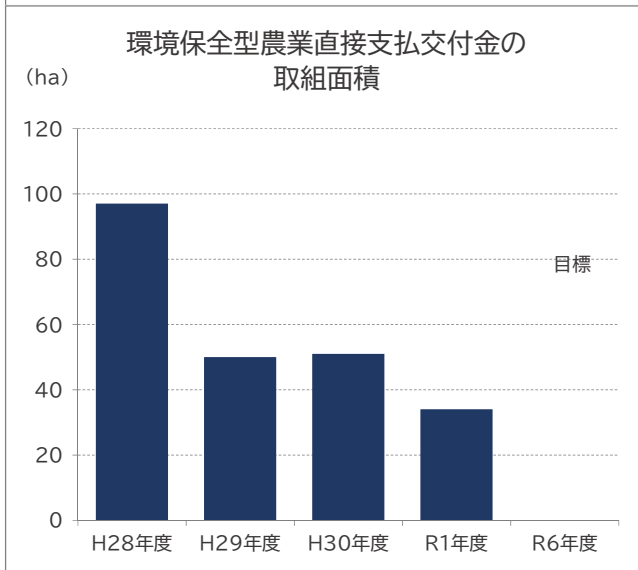
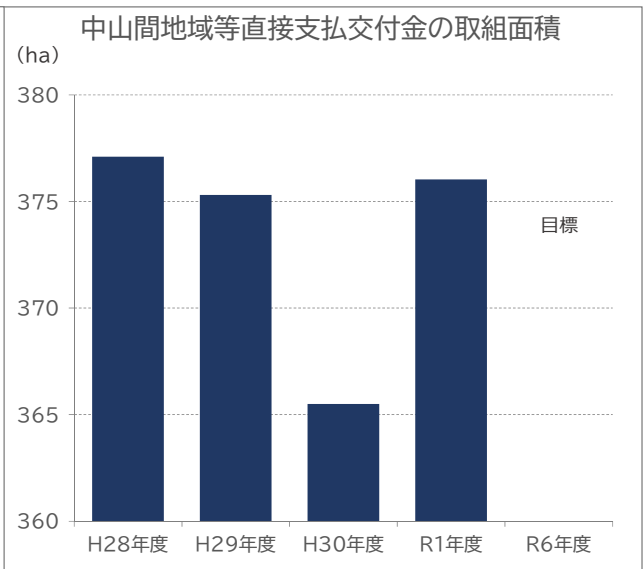
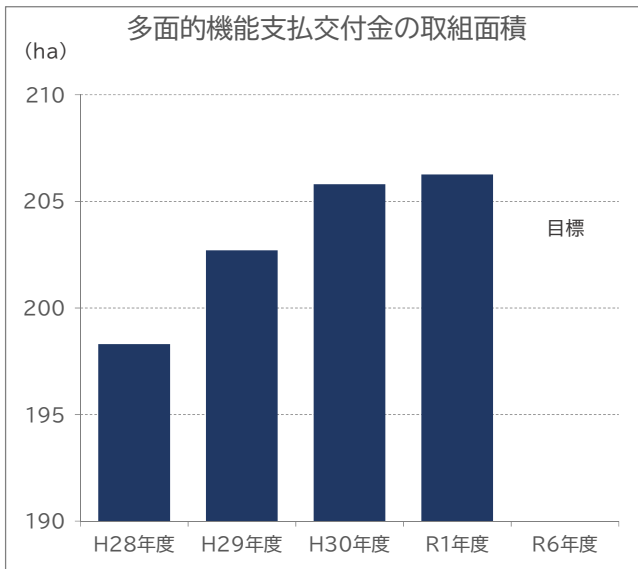
ゴール3に関する指標



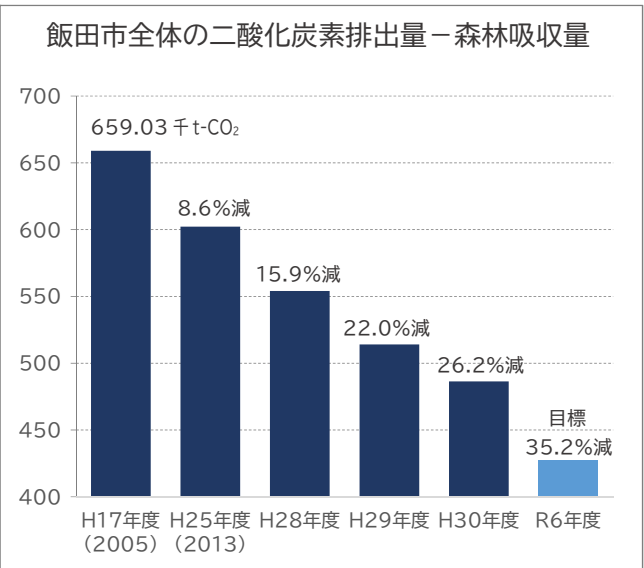
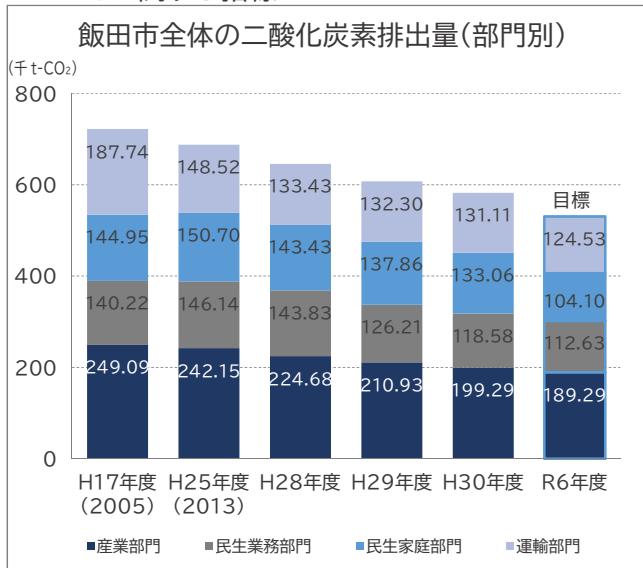
※平成 29 年9月からごみ焼却施設が桐林クリーンセンターから稲葉クリーンセンターに移り、ごみ分別区分が大きく変更となっています。

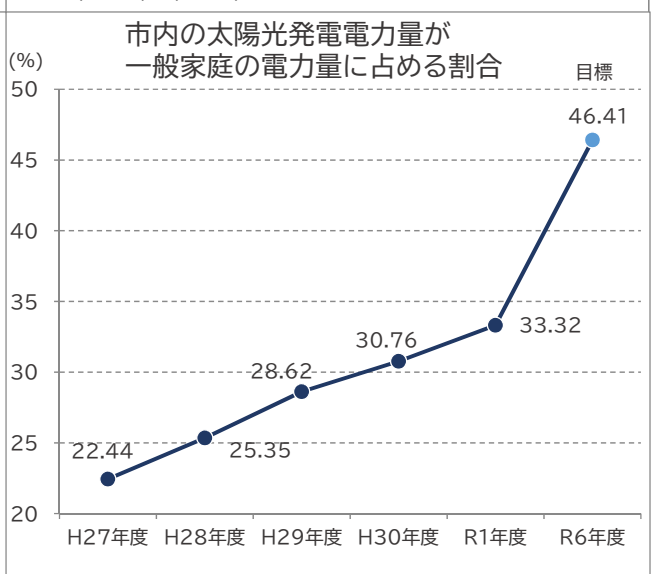
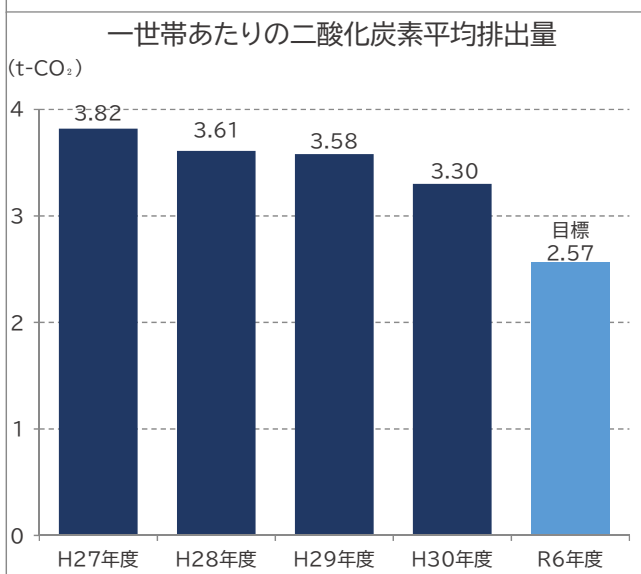
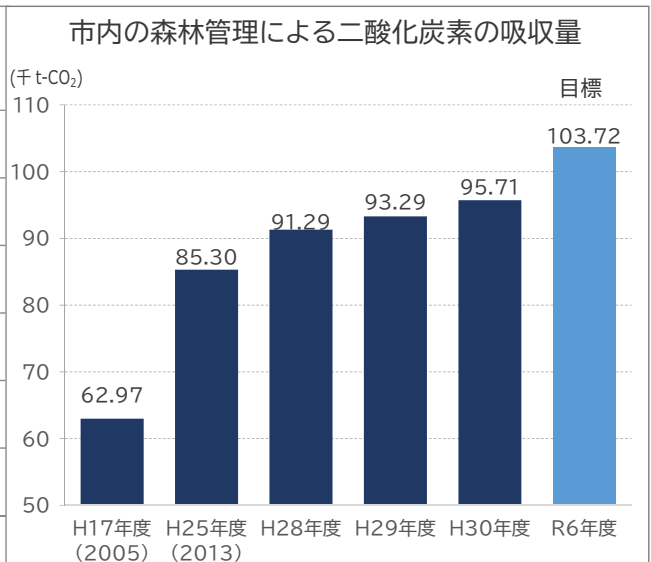
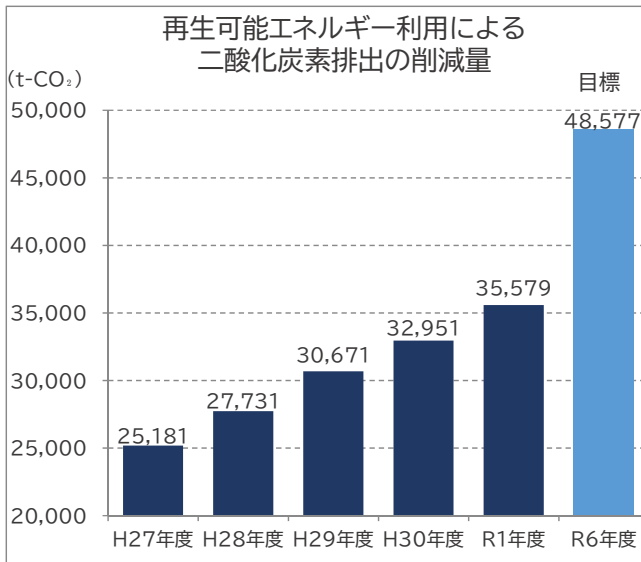
ゴール 4 に関する指標



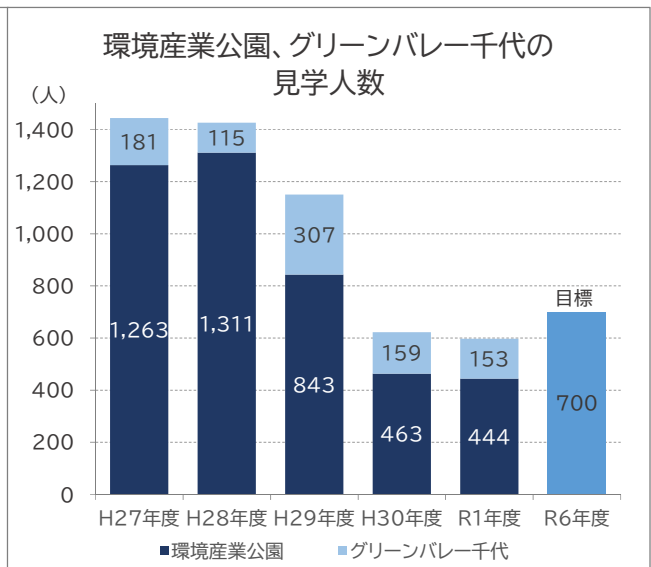
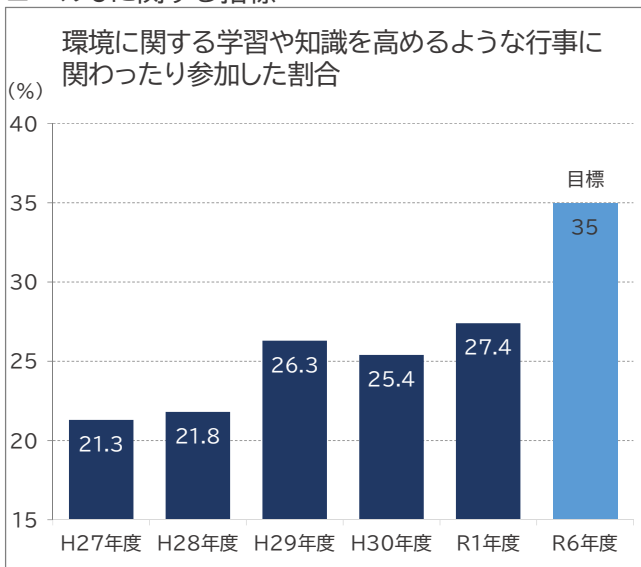


ゴール5に関する指標



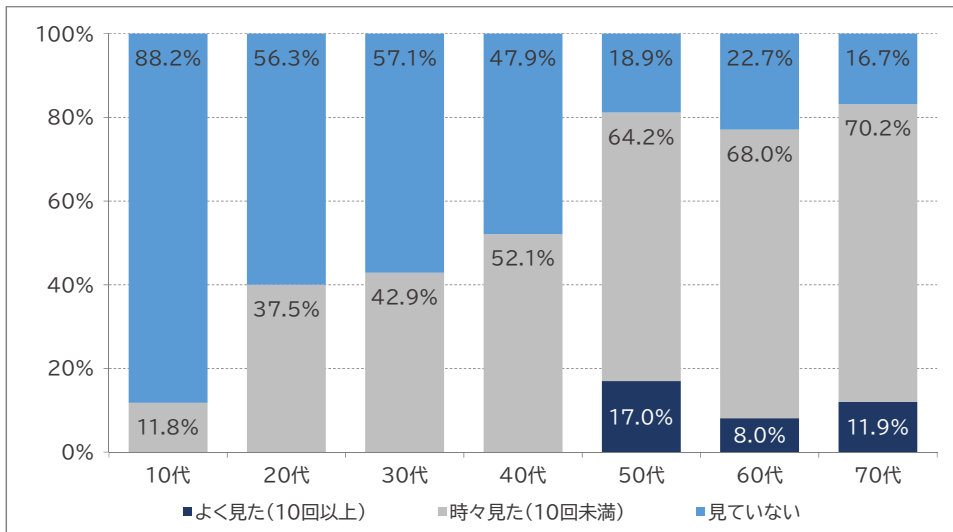


ゴール6に関する指標



■令和元年度市民アンケート結果

1 飯田市の環境情報について、ここ1年間でどの程度ご覧になりましたか？



2 何に関するの情報をご覧になりましたか？(複数回答可) **3人に1人以上** **2人に1人以上**

項目	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
再生可能エネルギーに関すること	5.9%	0.0%	2.9%	14.6%	28.3%	26.7%	28.6%
省エネやエコライフに関すること	0.0%	12.5%	5.7%	10.4%	28.3%	24.0%	25.0%
自転車・公共交通に関すること	0.0%	6.3%	2.9%	14.6%	18.9%	16.0%	13.1%
環境マネジメントシステムに関すること	0.0%	0.0%	2.9%	2.1%	3.8%	2.7%	1.2%
地域内の環境美化に関すること	0.0%	6.3%	2.9%	18.8%	26.4%	32.0%	52.4%
森林・里山・生物の保全に関すること	0.0%	0.0%	8.6%	6.3%	20.8%	6.7%	21.4%
ごみの減量・リサイクルに関すること	11.8%	25.0%	22.9%	33.3%	52.8%	64.0%	64.3%
ごみの捨て方に関すること	5.9%	37.5%	40.0%	41.7%	69.8%	64.0%	69.0%
環境教育に関すること	5.9%	0.0%	2.9%	0.0%	7.5%	4.0%	11.9%
焼却場(稲葉クリーンセンター)に関すること	0.0%	0.0%	2.9%	2.1%	3.8%	2.7%	1.2%
その他	0.0%	12.5%	22.9%	31.3%	47.2%	37.3%	36.9%

3 どちらで2の情報をお知りになりましたか？(複数回答可) **3人に1人以上** **2人に1人以上**

項目	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
広報いいだ	5.9%	25.0%	31.4%	43.8%	73.6%	70.7%	77.4%
広報いいだ以外の広報誌	0.0%	0.0%	2.9%	12.5%	24.5%	20.0%	19.0%
新聞・テレビ・ラジオ	0.0%	6.3%	5.7%	10.4%	22.6%	18.7%	40.5%
飯田市役所公式ウェブサイト	5.9%	31.3%	17.1%	6.3%	11.3%	6.7%	4.8%
飯田市役所以外のウェブサイト、SNS	0.0%	0.0%	2.9%	2.1%	0.0%	0.0%	2.4%
まちづくり委員会	0.0%	12.5%	8.6%	16.7%	15.1%	32.0%	36.9%
公民館などが主催する学習会	0.0%	6.3%	8.6%	6.3%	1.9%	8.0%	10.7%
その他	0.0%	0.0%	5.7%	2.1%	3.8%	2.7%	1.2%

4 現在関心のある環境問題や環境活動は何ですか？(複数回答可) 3人に1人以上 2人に1人以上

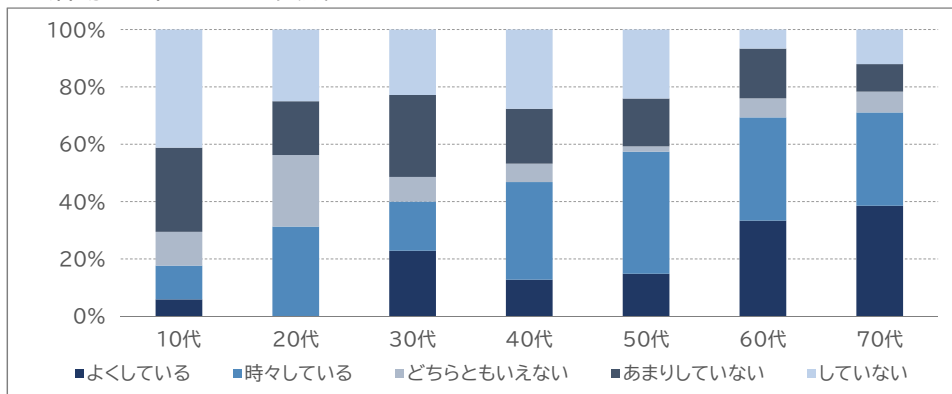
項目	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
河川の汚れ(水質汚濁)	29.4%	31.3%	28.6%	18.8%	32.1%	28.0%	48.8%
空気の汚れ(大気汚染)	29.4%	25.0%	37.1%	31.3%	34.0%	32.0%	40.5%
緑(農地を含む)の減少	41.2%	31.3%	22.9%	18.8%	32.1%	21.3%	38.1%
在来の野生生物や希少動植物の減少	41.2%	12.5%	31.4%	8.3%	20.8%	14.7%	33.3%
里地・里山の保全	17.6%	12.5%	22.9%	20.8%	35.8%	24.0%	39.3%
地球温暖化・気候変動	47.1%	75.0%	71.4%	72.9%	71.7%	73.3%	81.0%
騒音・振動・悪臭	11.8%	18.8%	11.4%	14.6%	18.9%	17.3%	23.8%
ごみ・リサイクル	35.3%	81.3%	68.6%	66.7%	75.5%	77.3%	73.8%
環境教育・環境学習	23.5%	6.3%	14.3%	16.7%	13.2%	13.3%	16.7%
省エネ	23.5%	50.0%	45.7%	41.7%	34.0%	44.0%	40.5%
再生可能エネルギーの利用	17.6%	25.0%	45.7%	33.3%	30.2%	33.3%	29.8%

5 環境への配慮と生活の便利さについて、あなたの考えに近いものはどれですか？

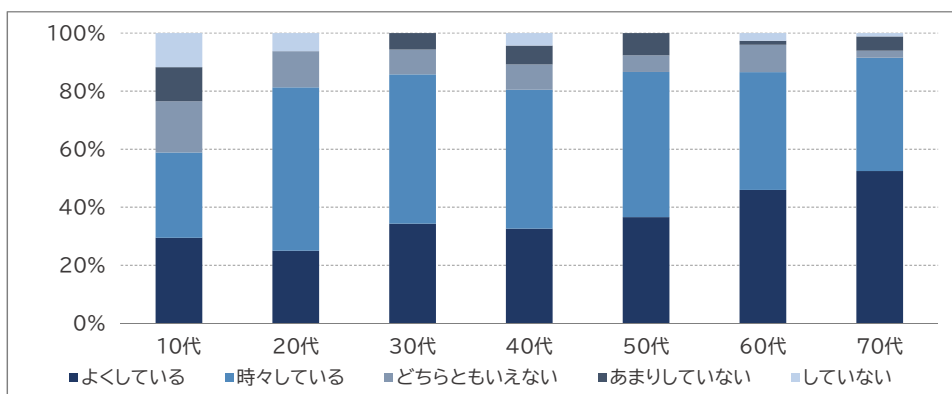
3人に1人以上 2人に1人以上

項目	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
生活の便利さ・快適さよりも、環境の保全を優先するべきである	5.9%	6.3%	17.1%	6.3%	17.0%	8.0%	17.9%
環境の保全を優先しつつ、生活の便利さ・快適さもある程度確保したい	47.1%	62.5%	48.6%	60.4%	58.5%	62.7%	57.1%
生活の便利さ・快適さを優先しつつ、環境にもある程度配慮したい	41.2%	25.0%	34.3%	27.1%	26.4%	28.0%	22.6%
環境への配慮よりも、便利で快適な生活を優先すべきである	5.9%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	2.4%

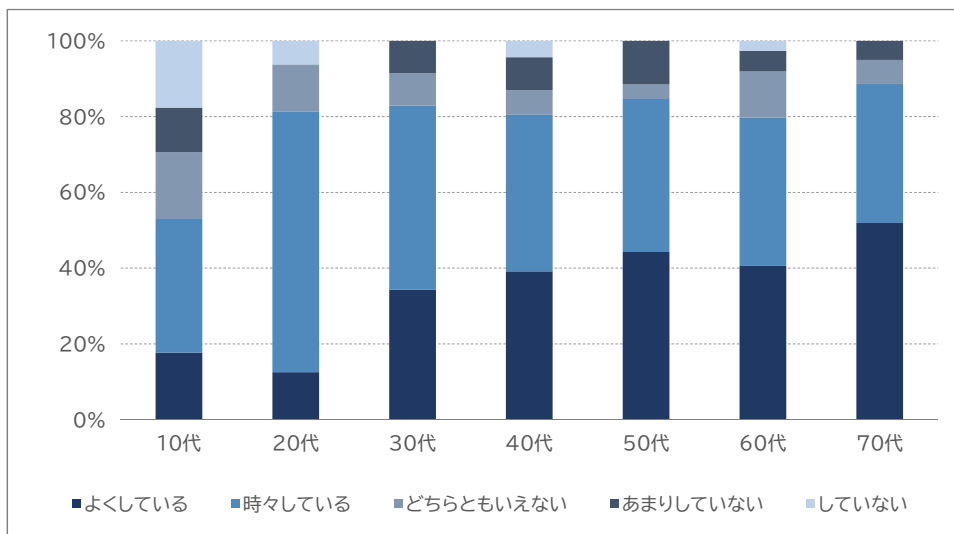
6 日常生活において自然とのふれあい(キャンプ、ハイキング、ウォーキング、山菜採り、家庭菜園などの野外活動など)を心がけ実践していますか？



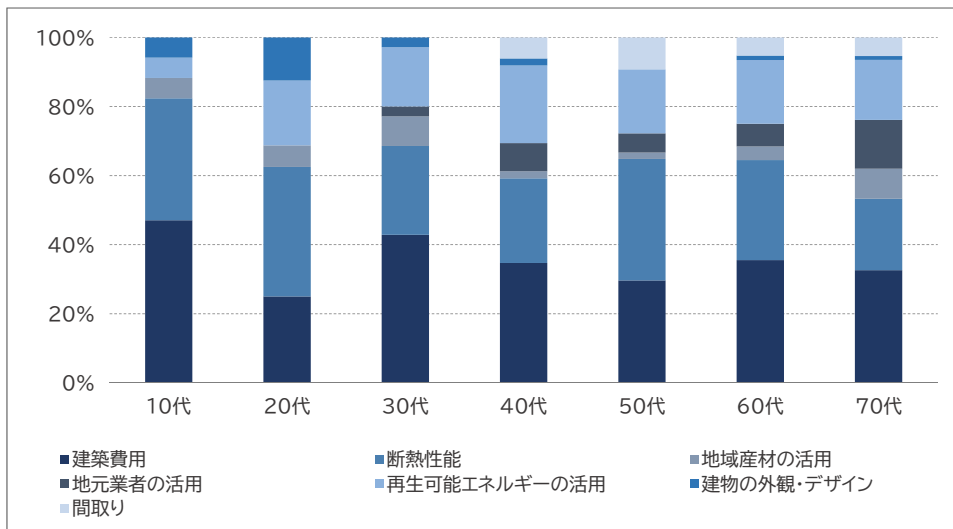
7 省エネや節電の取組を心がけ実践していますか？



8 ごみを減らす工夫(レジ袋削減、少ない包装で販売されている製品の購入、使い捨て食器の利用を控えるなど)をしていますか？



9 住宅の新築または改築を検討される場合、何が一番重要だと考えますか？



10 分別に負担を感じている種類のごみはありますか？(複数回答可) 3人に1人以上 2人に1人以上

項目	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
紙資源	0.0%	12.5%	17.1%	12.5%	7.5%	9.3%	6.0%
金属資源	5.9%	31.3%	22.9%	6.3%	17.0%	14.7%	25.0%
ガラスびん	23.5%	62.5%	40.0%	35.4%	47.2%	30.7%	36.9%
ペットボトル	5.9%	12.5%	11.4%	18.8%	17.0%	14.7%	15.5%
プラ資源	5.9%	25.0%	17.1%	29.2%	15.1%	17.3%	16.7%
乾電池などの特定ごみ	52.9%	56.3%	54.3%	33.3%	24.5%	33.3%	21.4%
家電リサイクル法対象品目	29.4%	87.5%	34.3%	31.3%	47.2%	52.0%	58.3%

11 自身または同居のご家族で、身近な環境の美化を推進するために何か行っていることはありますか？(複数回答可)

3人に1人以上 2人に1人以上

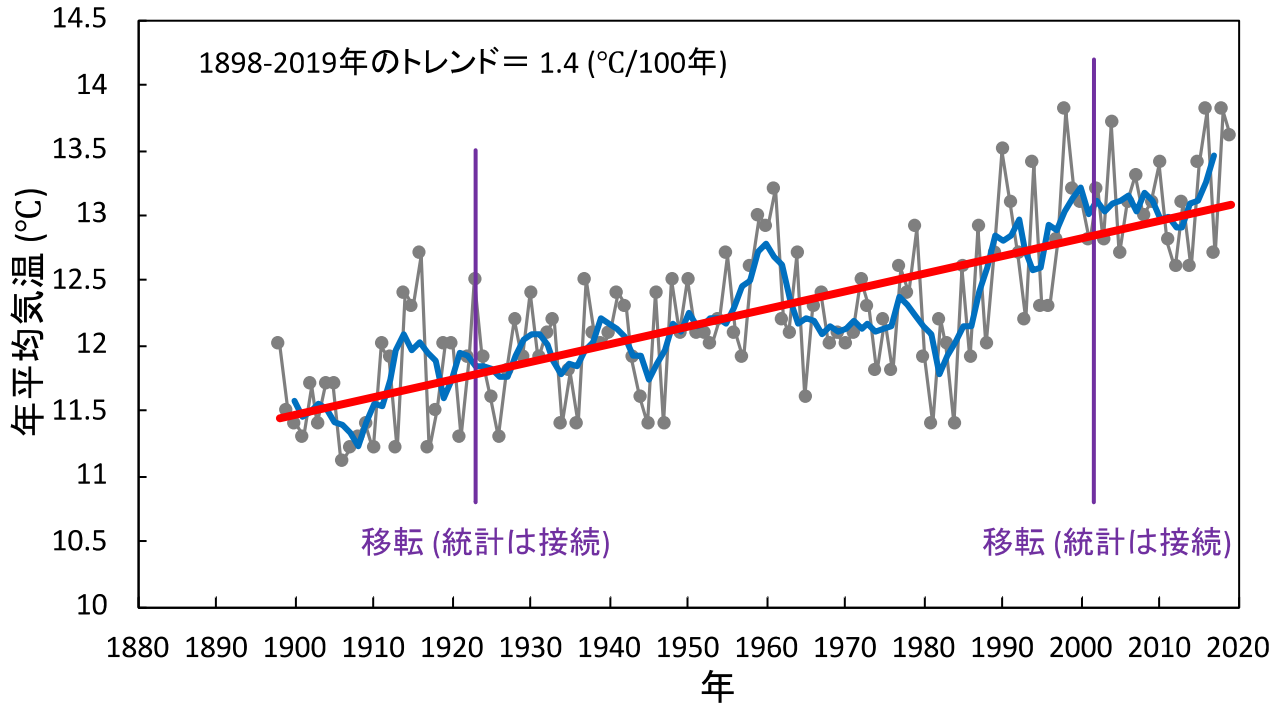
項目	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
全市一斉水辺等美化活動に参加している	29.4%	25.0%	34.3%	56.3%	62.3%	73.3%	66.7%
地域で行うごみゼロ運動など、美化活動に参加している	41.2%	43.8%	31.4%	52.1%	62.3%	84.0%	67.9%
地域で行う活動以外でも自主的に美化活動を行っている	0.0%	12.5%	5.7%	8.3%	9.4%	18.7%	22.6%
外出先で出たごみは、決められたごみ箱などへ片づけている	82.4%	87.5%	77.1%	64.6%	84.9%	68.0%	67.9%
外出先で出たごみは、家へ持ち帰っている	58.8%	25.0%	48.6%	45.8%	47.2%	50.7%	66.7%
家のまわりなど、自分が管理する土地の清掃や草刈を行い、ごみを捨てられないような環境づくりに努めている	47.1%	62.5%	54.3%	39.6%	64.2%	72.0%	67.9%

12 環境に関する以下の取組のうち、今後、飯田市が積極的に推進した方がいいと思う取組はありますか？(複数回答可)

3人に1人以上 2人に1人以上

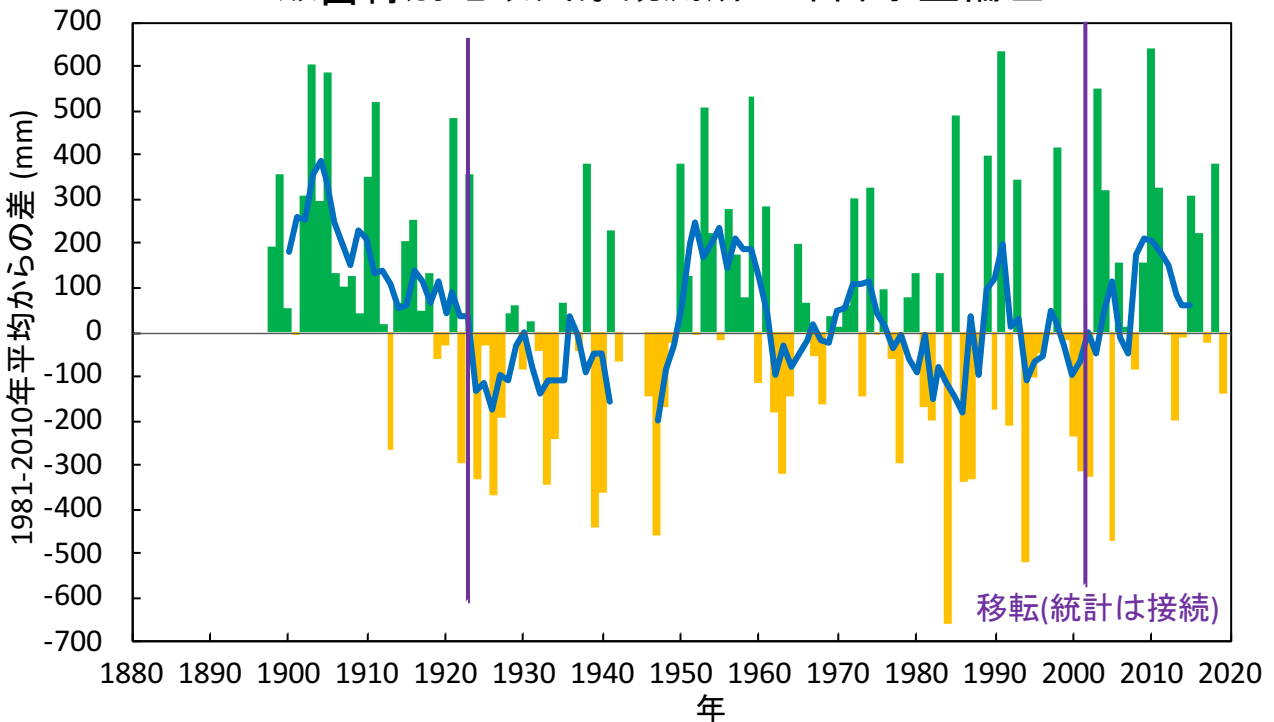
項目	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代
太陽光発電設備や太陽熱温水器の導入支援	17.6%	18.8%	42.9%	29.2%	28.3%	37.3%	46.4%
蓄電システムの導入支援	52.9%	37.5%	40.0%	45.8%	49.1%	49.3%	46.4%
エネルギー管理システム(HEMS)導入支援	29.4%	0.0%	20.0%	14.6%	17.0%	8.0%	15.5%
高効率の省エネ機器の導入支援	29.4%	31.3%	28.6%	27.1%	35.8%	34.7%	31.0%
木質バイオマス機器の導入支援	23.5%	6.3%	20.0%	16.7%	24.5%	16.0%	19.0%
住宅の高断熱化・省エネルギー化への改修支援	47.1%	37.5%	42.9%	45.8%	50.9%	48.0%	45.2%
EV・EV用充電スタンド普及促進に向けた支援	29.4%	43.8%	31.4%	33.3%	34.0%	30.7%	32.1%
自転車の利用促進に向けた支援	17.6%	12.5%	17.1%	16.7%	13.2%	10.7%	9.5%
高等学校での環境教育の実施	35.3%	37.5%	31.4%	20.8%	24.5%	24.0%	36.9%
生ごみ処理機・コンポストの導入支援	47.1%	56.3%	40.0%	35.4%	35.8%	40.0%	52.4%
リサイクル回収品目の拡充	23.5%	25.0%	17.1%	4.2%	18.9%	13.3%	10.7%

飯田特別地域気象観測所の年平均気温



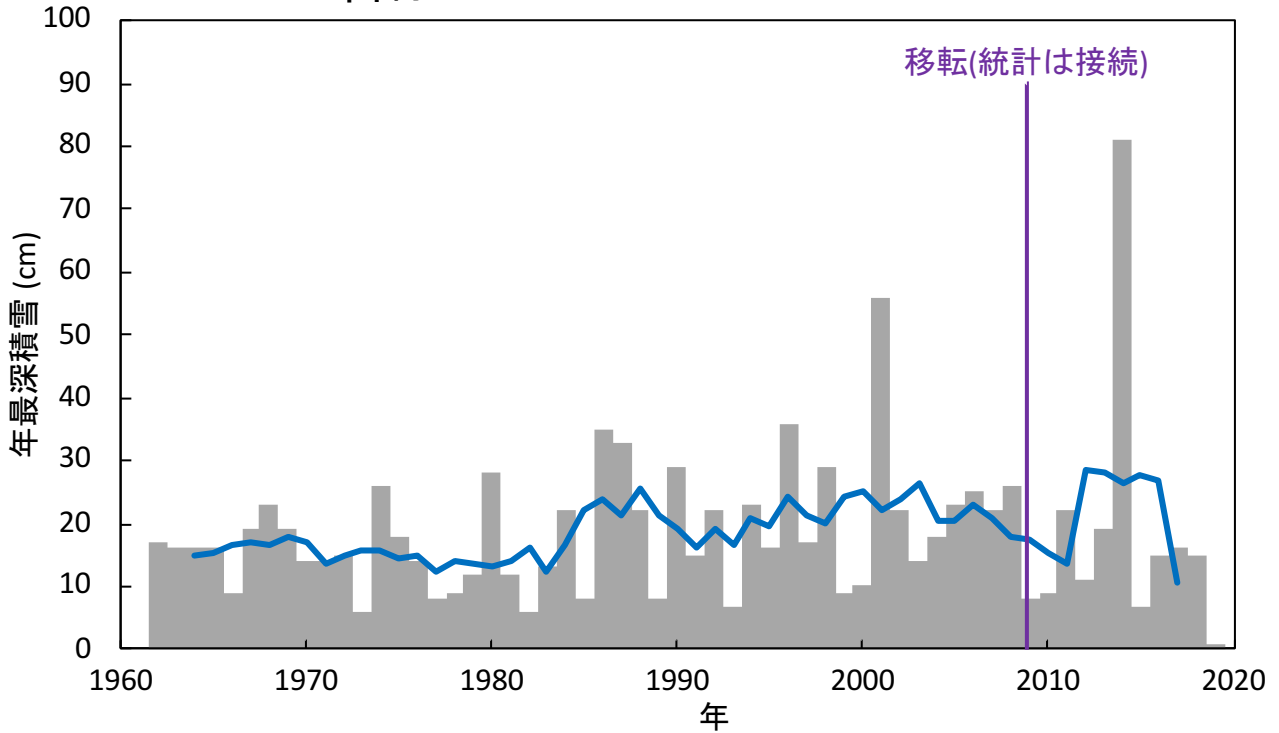
1981-2010年の平均値 : 1611mm

飯田特別地域気象観測所の年降水量偏差



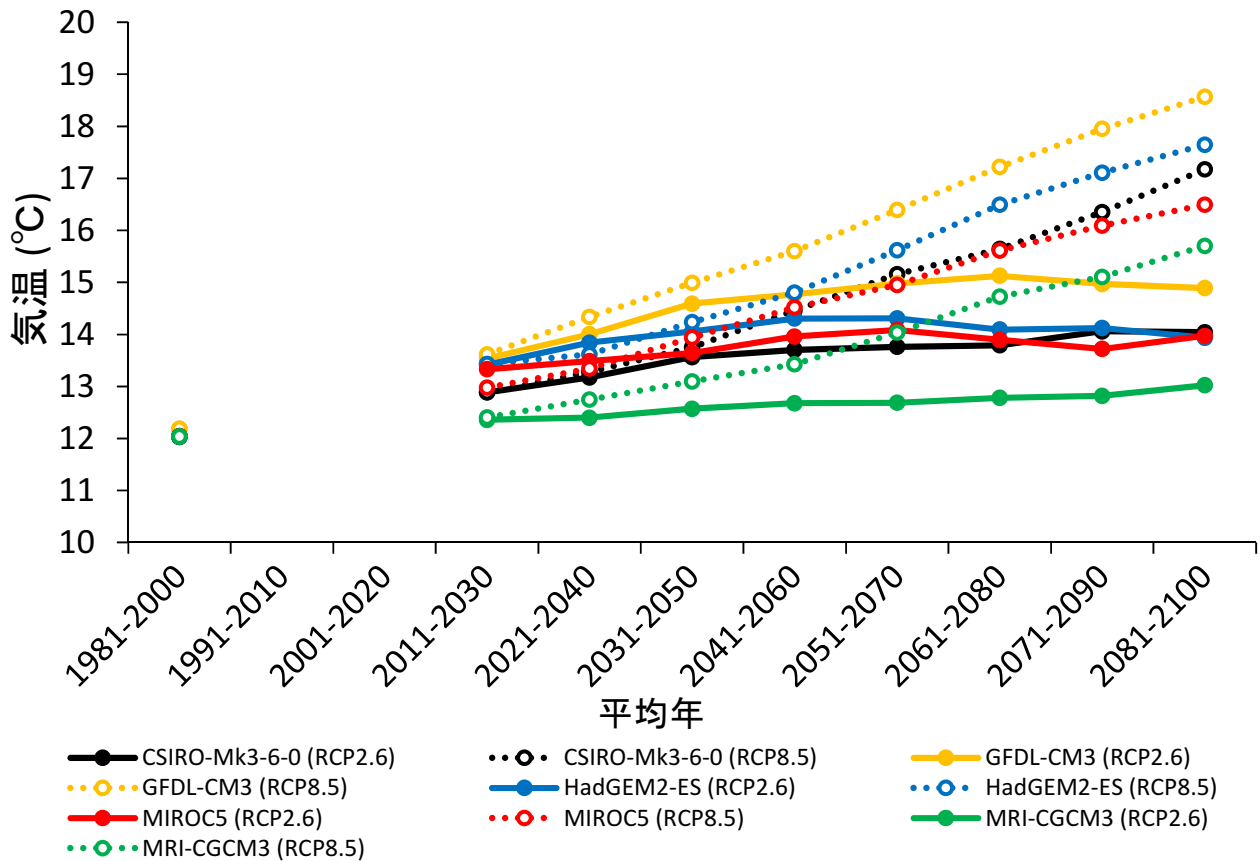
- * 長期変化傾向なし
- * ただし, 1980年以降はそれ以前よりも偏差の幅が大きい

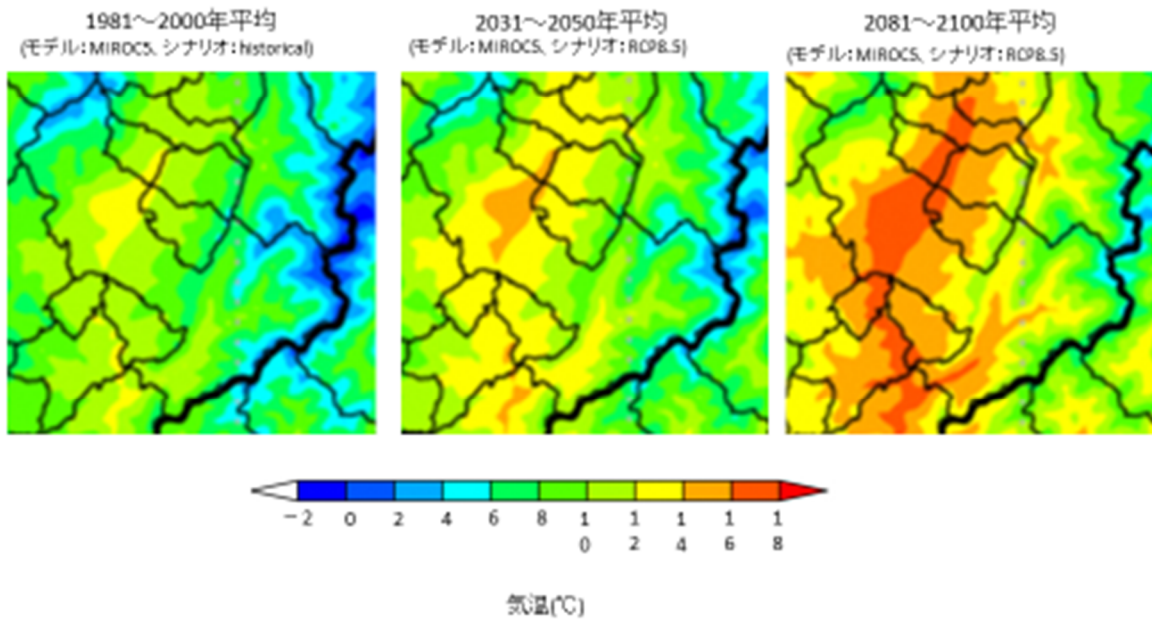
飯田特別地域気象観測所の年最深積雪



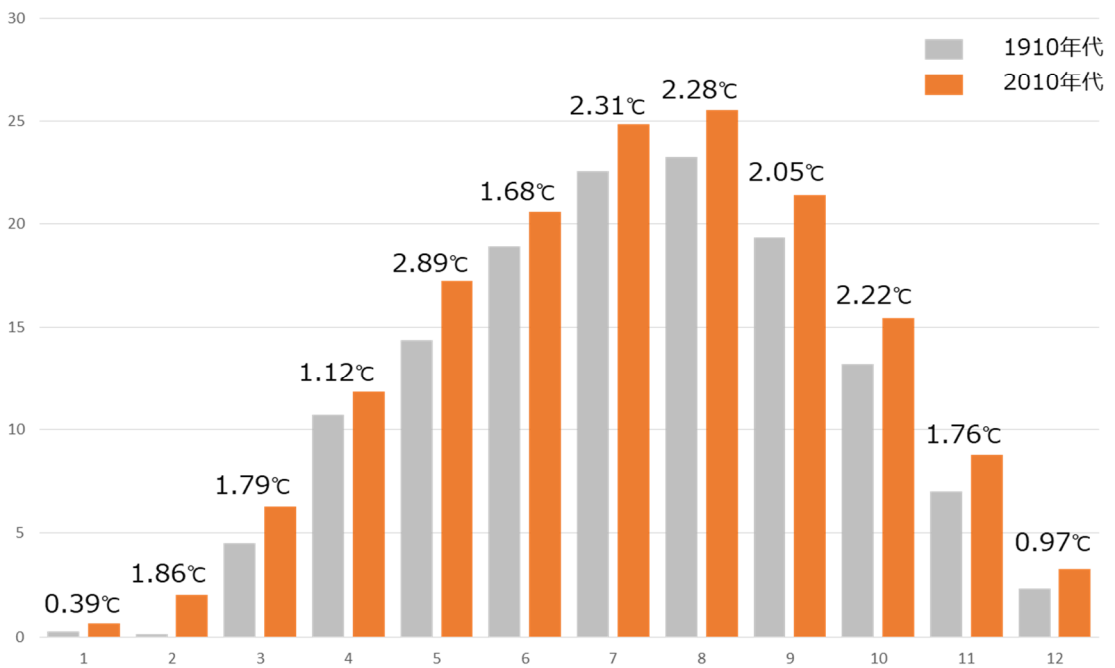
- * 長期変化傾向なし
- * ただし、年最深積雪の最大値は近年ほど大きい

飯田特別地域観測所における20年平均気温の予測



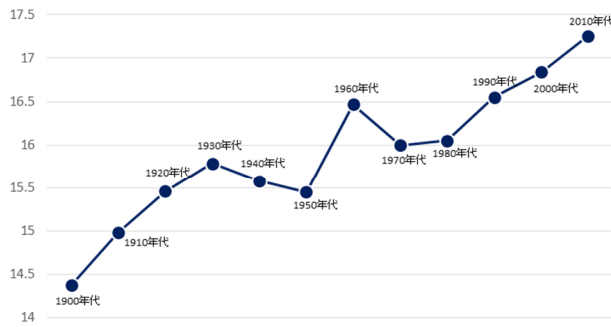


【気温】 飯田市の1910年代と2010年代の平均気温比較(月別)

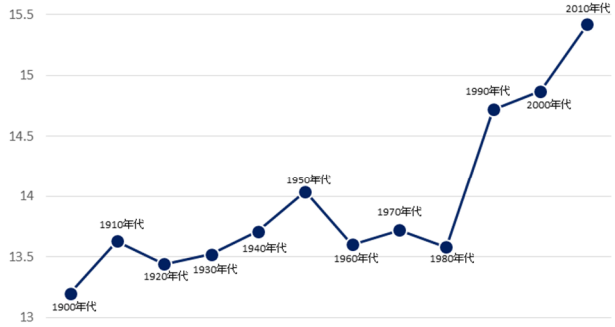


【気温】年代別平均気温

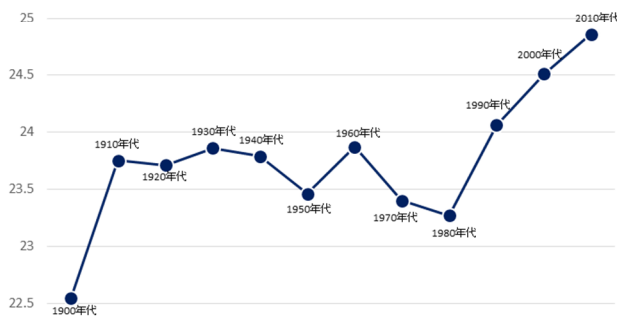
5月平均気温 2.89°C上昇



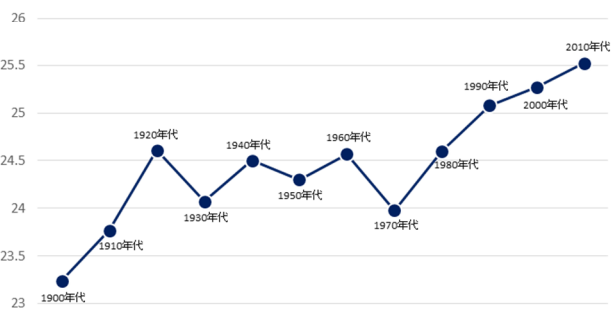
10月平均気温 2.22°C上昇



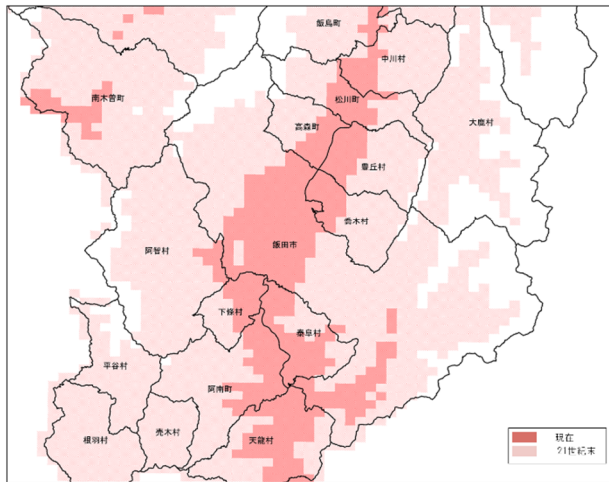
7月平均気温 2.31°C上昇



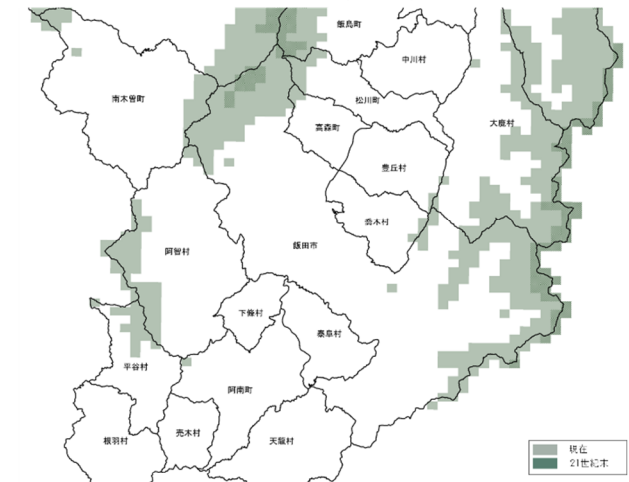
8月平均気温 2.28°C上昇



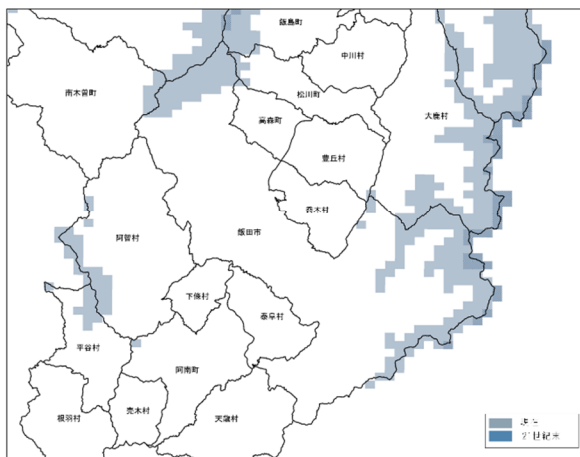
【健康】ヒトスジシマカ 現在_21世紀末(RCP8.5)比較



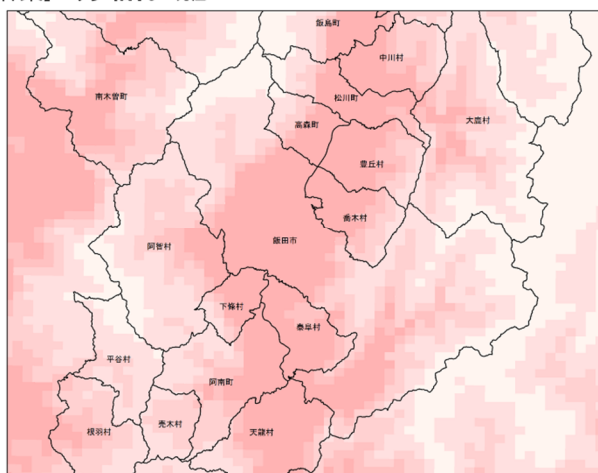
【生態系】シラビソ 現在_21世紀末(RCP8.5)比較



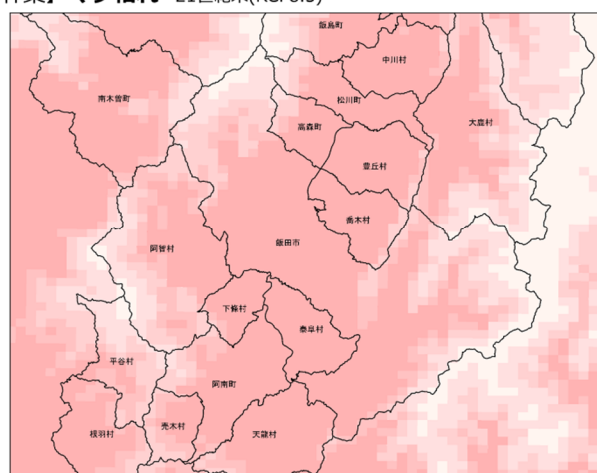
【生態系】ハイマツ 現在_21世紀末(RCP8.5)比較



【林業】マツ枯れ 現在



【林業】マツ枯れ 21世紀末(RCP8.5)



市内建物エネルギー消費実態調査結果の概要

調査目的

省エネルギー対策や地域のエネルギー支出抑制など、地域内から地域外へ流出しているエネルギー支出は年間約 267 億円にものぼり、エネルギーを取り巻く喫緊の課題となっています。

このような地域課題を解決するため、市内建物のエネルギー使用実態を把握したうえで調査・分析を行い、その成果を行政計画に反映させ、市民・事業者・行政の三者が一体となって行動することが求められています。21' いいだ環境プラン第5次改訂版、また、第3次飯田市環境モデル都市行動計画にこの結果も取り入れながら、より一層効果を生む取組みの具現化を図ることを目的として実施しました。

実施時期

2019(令和元)年 12 月 ～ 2020(令和2)年1月

調査内容

基本情報(建物構造、建物面積、建築年など)、建物の昨年一年間の月別エネルギー使用量(電気、ガス、水道、石油系燃料など)、省エネ対策の取組実態、環境政策に対する今後のニーズ把握

調査対象・回答回収

	調査依頼数	回答数	回答率
市内事業用建物	577	110	19.0%
市内住宅用建物	2,507	498	19.8%
小計	3,084	608	19.7%
市有物件建物	平成 30 年度実施	143	
合計	3,084	751	

業務用建物用途別年間一次エネルギー消費量

■公共部門

施設用途	N=	床面積[m ²]	電力[MWh]	都市G[km ²]	LPG[t]	灯油[kL]	重油[kL]
店舗・オフィス	109	97,958	5,114	28	87	334	104
業務施設	54	48,409	2,625	19	48	71	80
福祉施設	37	38,060	2,121	8	37	245	24
自治振興センター	18	11,488	368	0	1	18	0
病院・ホール	7	31,949	7,803	0	18	1	867
医療施設	7	31,949	7,803	0	18	1	867
工場・その他	23	67,434	4,343	0	1	82	0
浄化センター	15	52,011	4,016	0	1	1	0
処分場	2	1,855	209	0	0	0	0
斎場	1	788	66	0	0	80	0
駐車場	5	12,781	52	0	0	0	0
集合住宅	4	8,568	948	11	10	61	46
高齢者共同住宅	4	8,568	948	11	10	61	46
総計	143	205,908	18,209	38	115	478	1,016

■民間部門

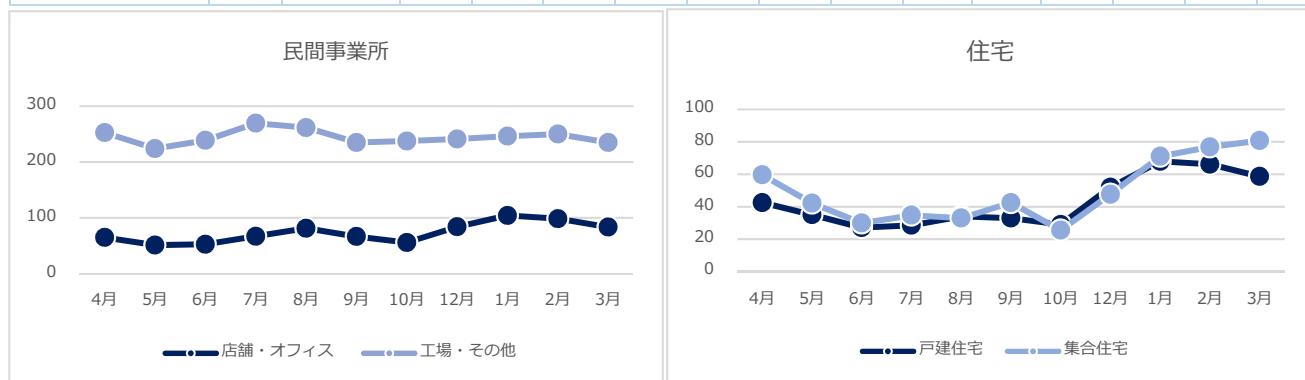
施設用途	N=	床面積[m ²]	電力[MWh]	都市G[km ²]	LNG[t]	LPG[t]	灯油[kL]	重油[kL]
店舗・オフィス	15	30,805	2,776	0	0	52	5	0
業務用途	12	27,179	2,284	0	0	6	5	0
商業(物販)用途	2	3,336	477	0	0	45	0	0
文化用途	1	290	15	0	0	0	0	0
工場・その他	11	137,098	26,065	0	166	65	23	325
工場用途	11	137,098	26,065	0	166	65	23	325
総計	26	167,903	28,842	0	166	116	27	325

■家庭部門

施設用途	N=	床面積[m ²]	電力[MWh]	都市G[km ²]	LNG[t]	LPG[t]	灯油[kL]	重油[kL]
戸建住宅	146	23,438	986	0.1	0	8	22	0
集合住宅	2	214	8	0.0	0	0	1	0
総計	148	23,653	995	0.1	0	8	23	0

建物用途別年間一次エネルギー消費量

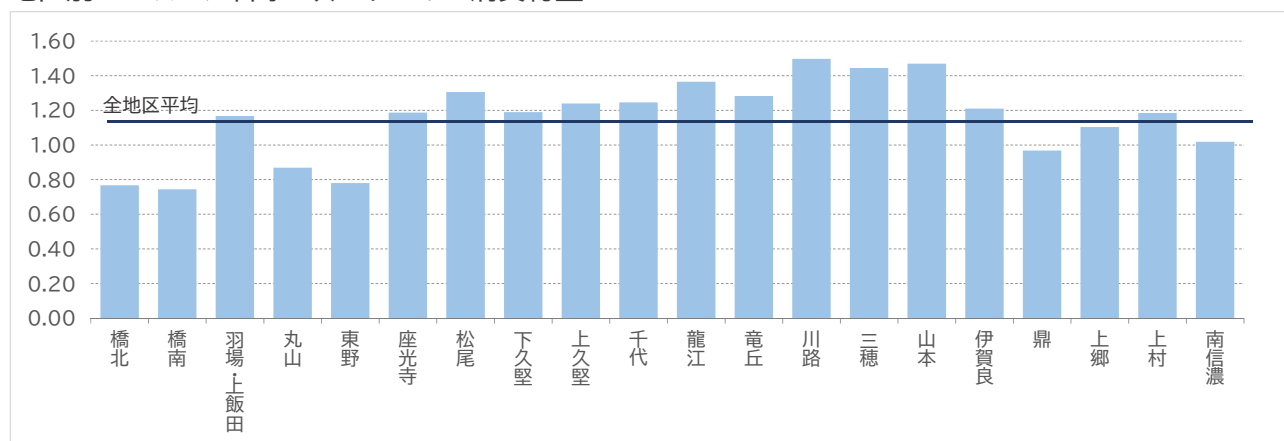
施設用途	N=	延床面積平均[m ²]	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計 [MJ/m ²]
店舗・オフィス	15	2,054	65	51	53	67	81	66	56	66	84	104	98	83	875
業務用途	12	2,265	56	43	44	56	70	57	46	54	73	89	87	73	748
商業(物販)用途	2	1,668	123	109	116	153	174	137	126	155	170	214	185	159	1,822
文化用途	1	290	53	29	29	30	33	36	25	30	43	67	62	57	495
工場・その他	11	12,463	253	224	239	270	262	235	238	221	241	246	250	235	2,912
工場用途	11	12,463	253	224	239	270	262	235	238	221	241	246	250	235	2,912
住宅	148	160	43	35	27	29	34	33	29	37	52	68	66	59	512
戸建住宅	146	161	43	35	27	29	34	33	29	37	52	68	66	59	511
集合住宅	2	107	60	42	30	35	33	42	25	44	48	71	77	81	587



地区別延べ床面積と燃料ごとの年間一次エネルギー消費総量

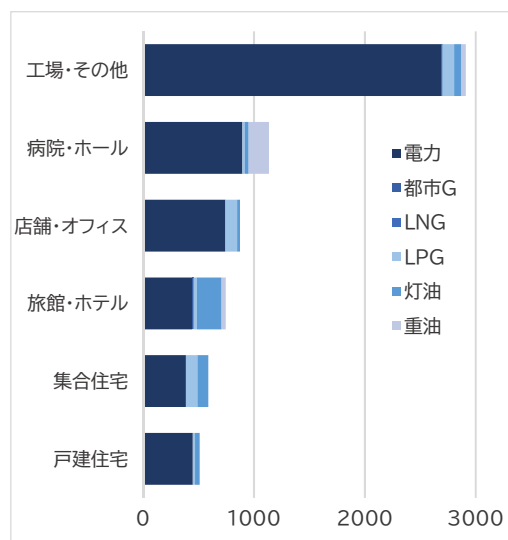
地区名	延床面積[m ²]	電力[GJ]	都市G[GJ]	LNG[GJ]	LPG[GJ]	灯油[GJ]	重油[GJ]	1㎡あたり[GJ]
全地区平均	456,961	465,889	212	1,302	26,206	25,294	7,467	1.15
橋北	248,139	157,645	1,202	190	13,098	14,627	3,555	0.77
橋南	394,584	239,798	1,535	197	24,139	23,855	3,783	0.74
羽場・上飯田	428,545	441,060	101	1,210	23,903	23,386	10,380	1.17
丸山	254,695	190,544	39	396	12,017	16,261	1,957	0.87
東野	286,778	186,688	258	224	16,068	17,869	2,521	0.78
座光寺	388,982	412,713	29	1,220	23,040	20,319	4,172	1.19
松尾	1,087,799	1,249,587	83	3,626	64,388	56,657	45,984	1.31
下久堅	261,838	279,372	102	843	12,882	15,073	3,155	1.19
上久堅	148,327	166,423	16	528	7,347	7,626	1,765	1.24
千代	174,875	196,750	46	618	8,747	9,425	2,158	1.25
龍江	300,764	371,162	80	1,233	16,691	16,830	4,363	1.36
竜丘	582,780	672,999	48	2,136	33,391	31,072	7,538	1.28
川路	222,676	297,821	72	1,010	14,356	15,939	3,982	1.50
三穂	160,518	210,889	11	734	9,236	8,485	2,433	1.44
山本	495,699	659,271	78	2,305	30,882	27,533	7,880	1.47
伊賀良	1,216,244	1,313,280	235	3,937	72,228	66,925	14,213	1.21
県	1,092,337	922,007	127	2,024	63,201	56,503	12,910	0.97
上郷	1,130,085	1,106,980	110	3,003	65,588	59,999	11,202	1.10
上村	65,952	69,101	6	194	3,526	4,662	642	1.18
南信濃	197,605	173,687	57	415	9,398	12,832	4,751	1.02

地区別1㎡あたり年間一次エネルギー消費総量

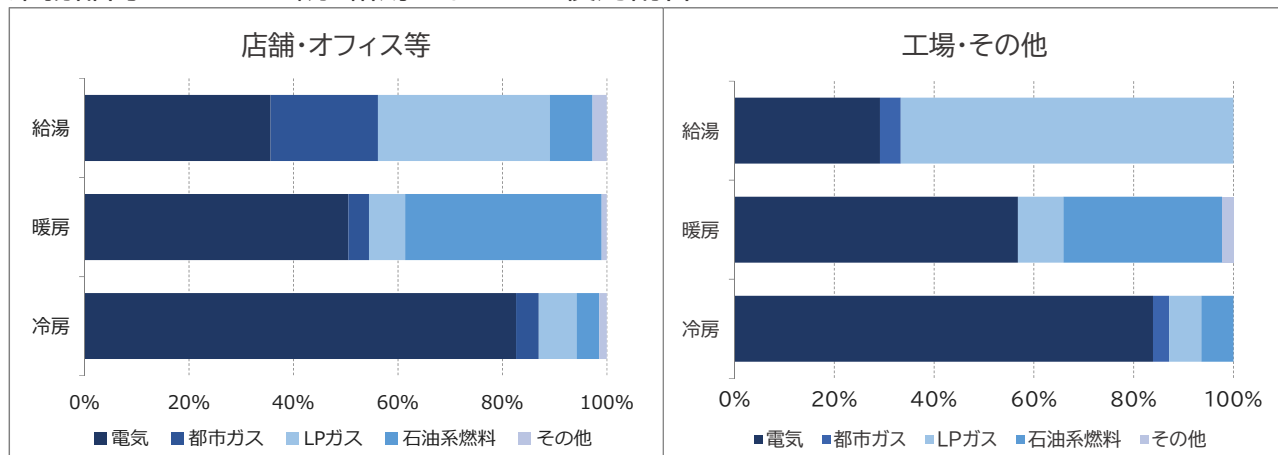


建物用途別 1㎡あたりの年間一次エネルギー消費量原単位

用途区分	電力	都市G	LNG	LPG	灯油	重油	合計 [MJ/m ²]
戸建住宅	448	0	0	21	42	0	511
集合住宅	387	0	0	103	98	0	587
旅館・ホテル	444	11	0	29	224	38	745
店舗・オフィス	743	0	0	105	26	0	875
病院・ホール	896	0	0	21	35	183	1135
工場・その他	2687	0	12	107	66	39	2912

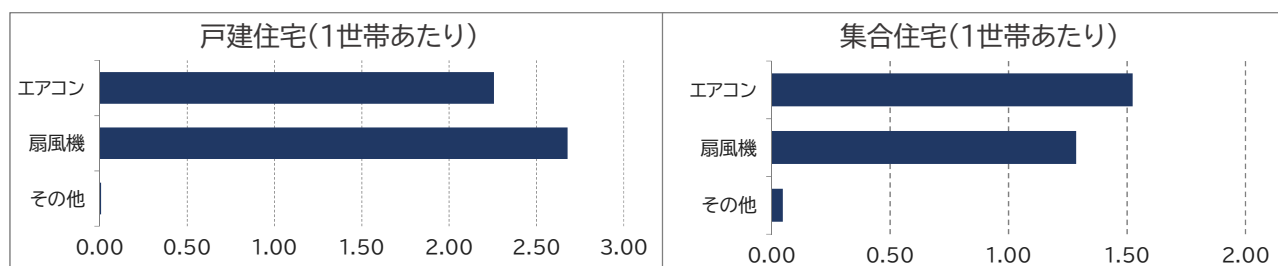


業務部門における空調・給湯エネルギー使用割合

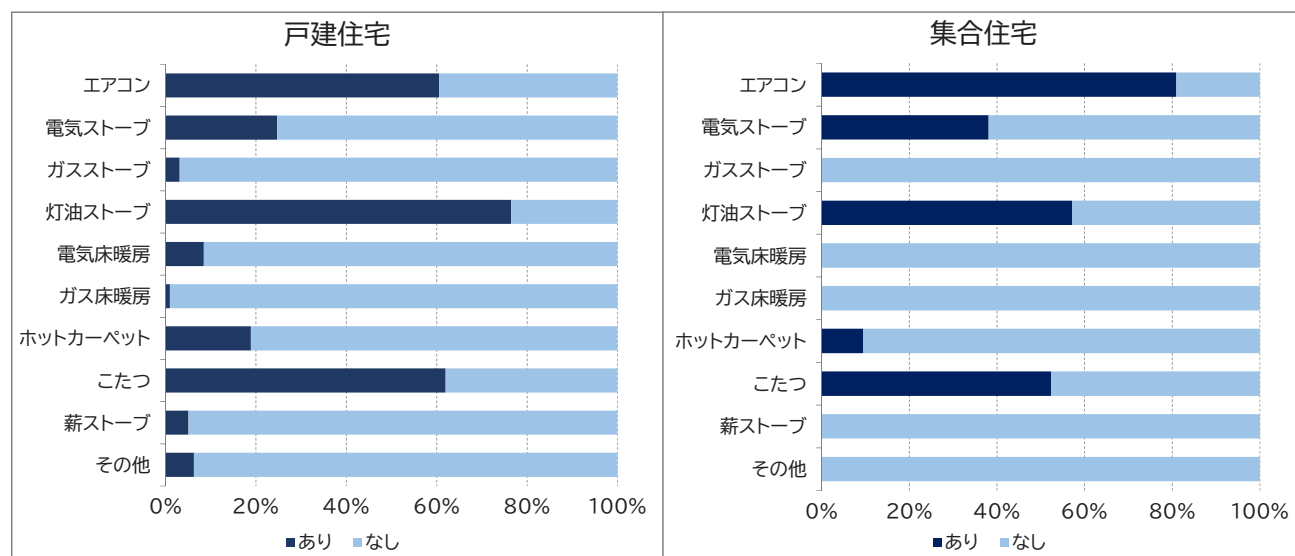


住宅における空調・給湯の状況

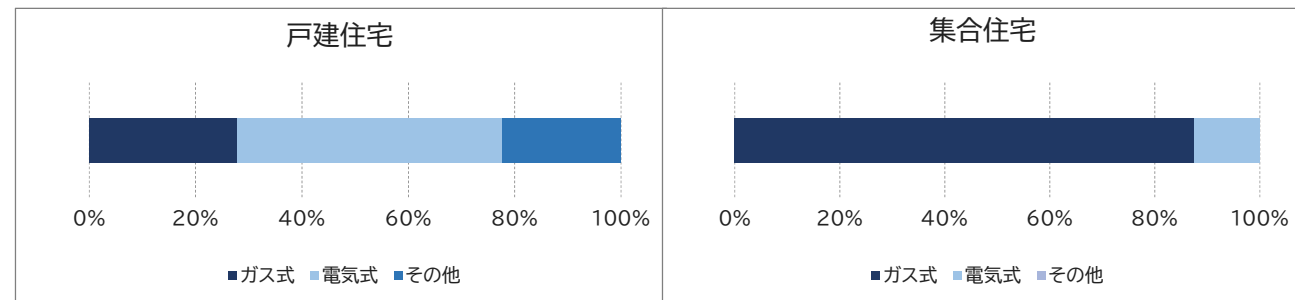
■主要冷房機器と所持台数



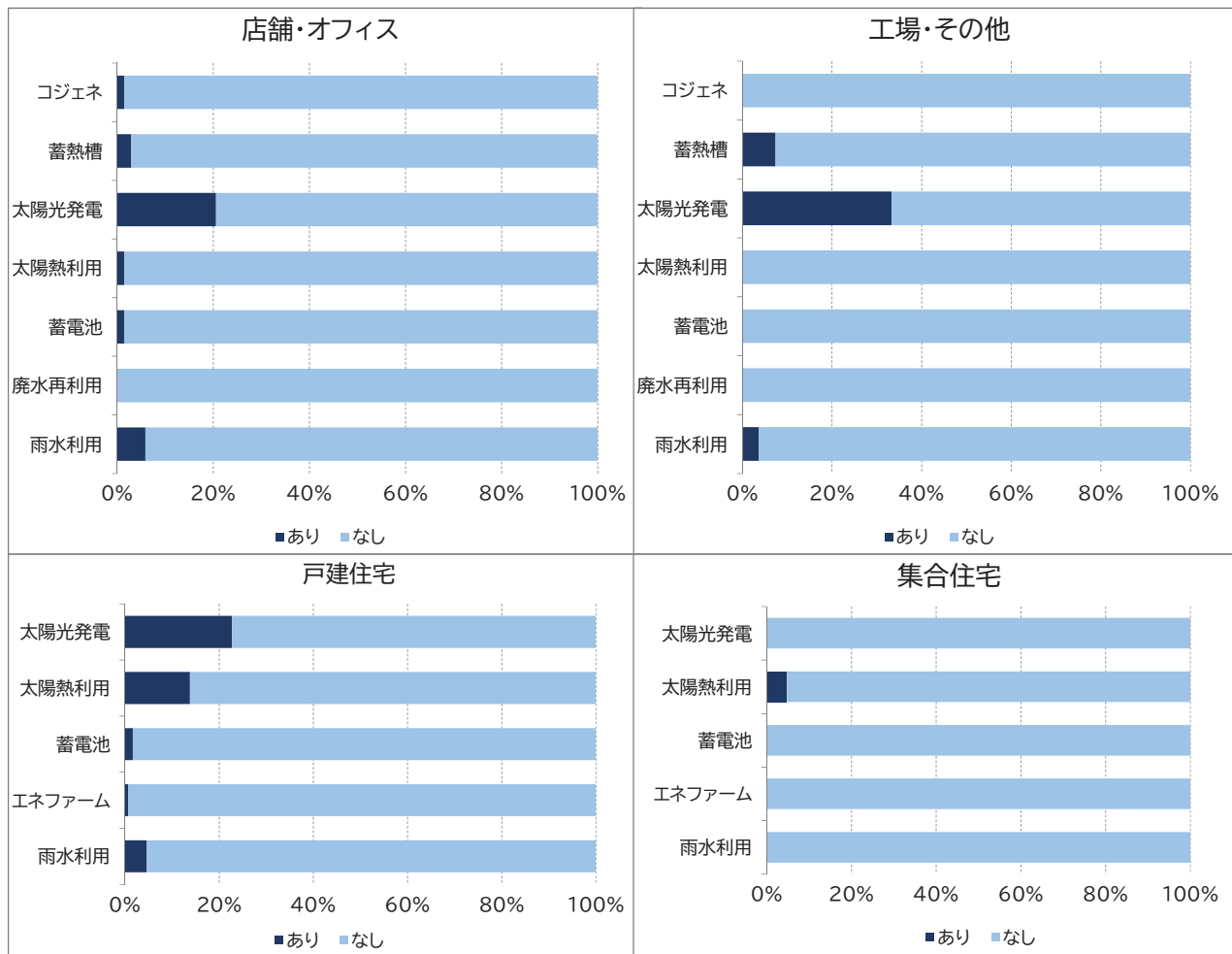
■主要暖房機器の割合



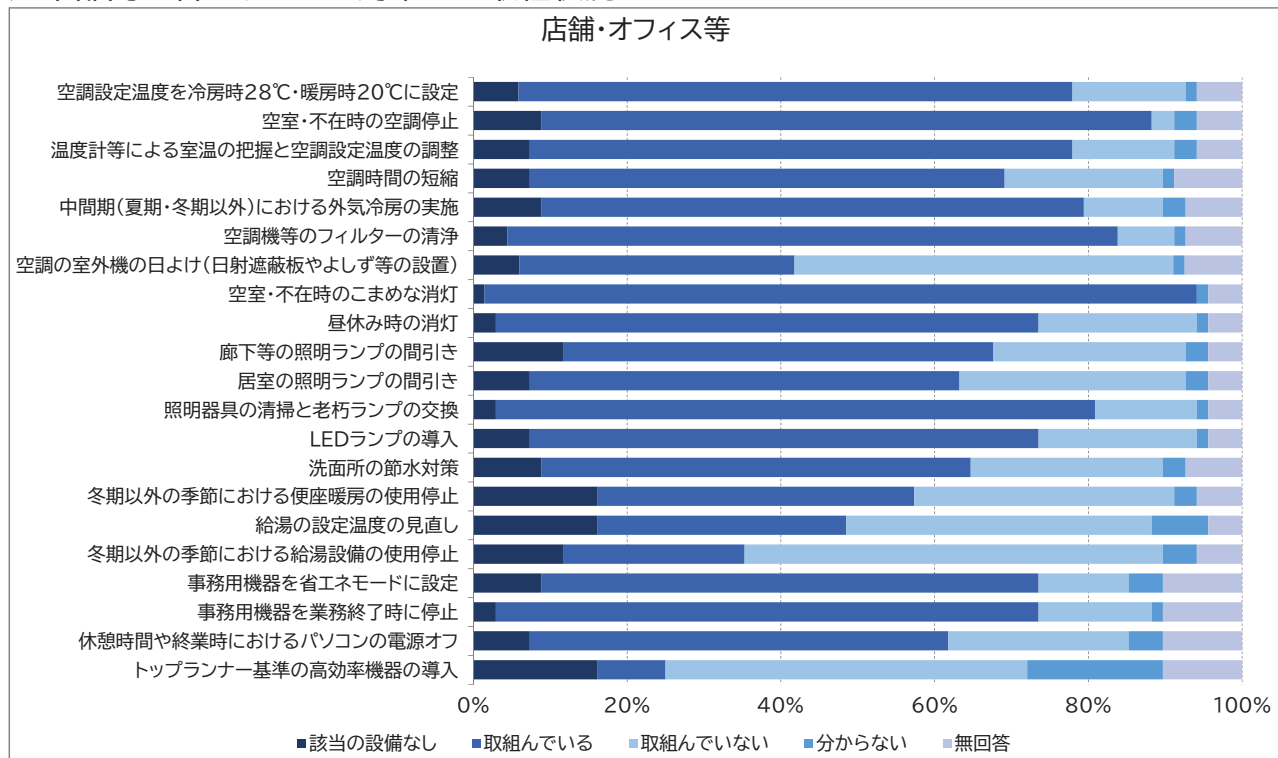
■給湯設備エネルギー使用割合



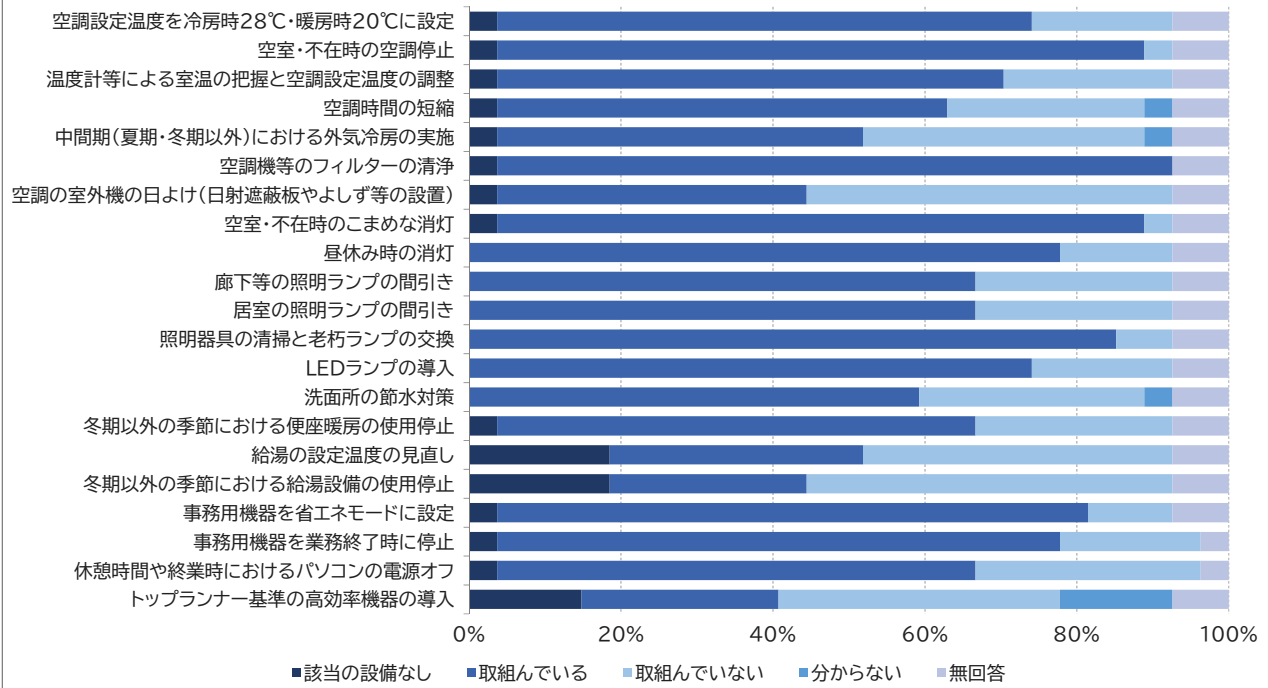
特殊設備の設置割合



産業部門の省エネルギー対策への取組状況

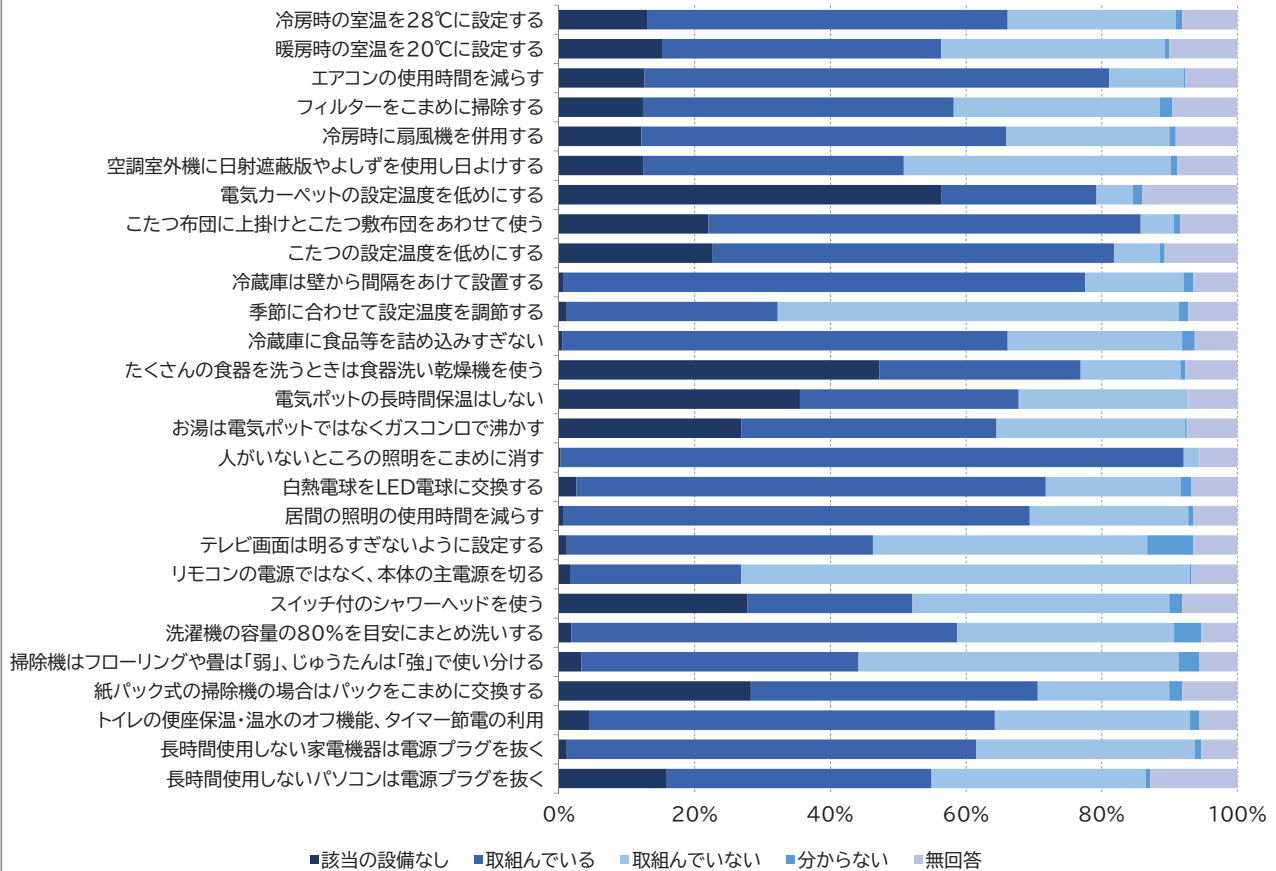


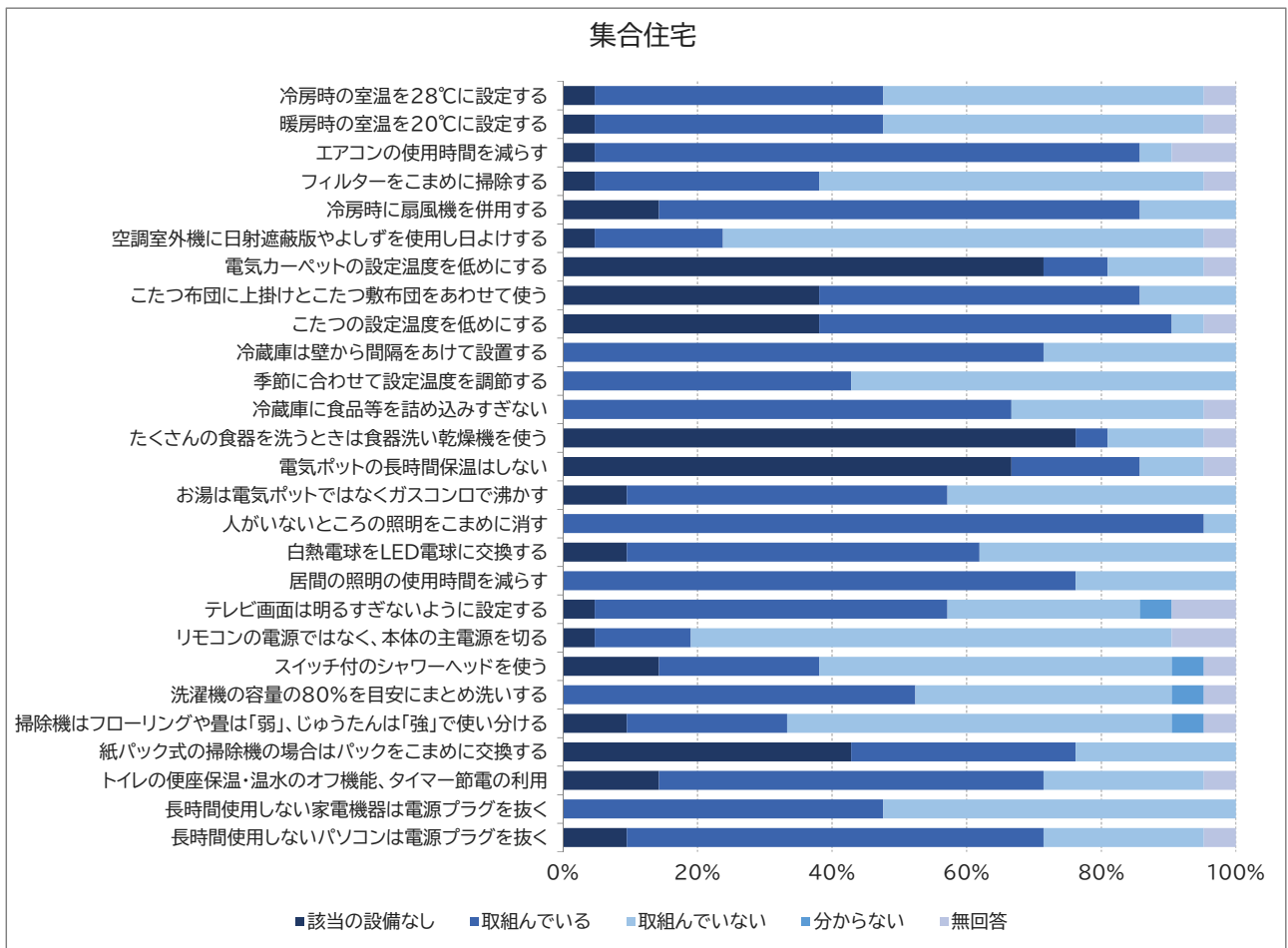
工場・その他



家庭部門の省エネルギー対策への取組状況

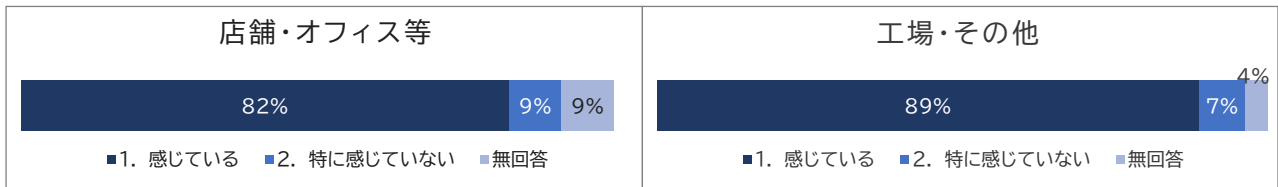
戸建住宅



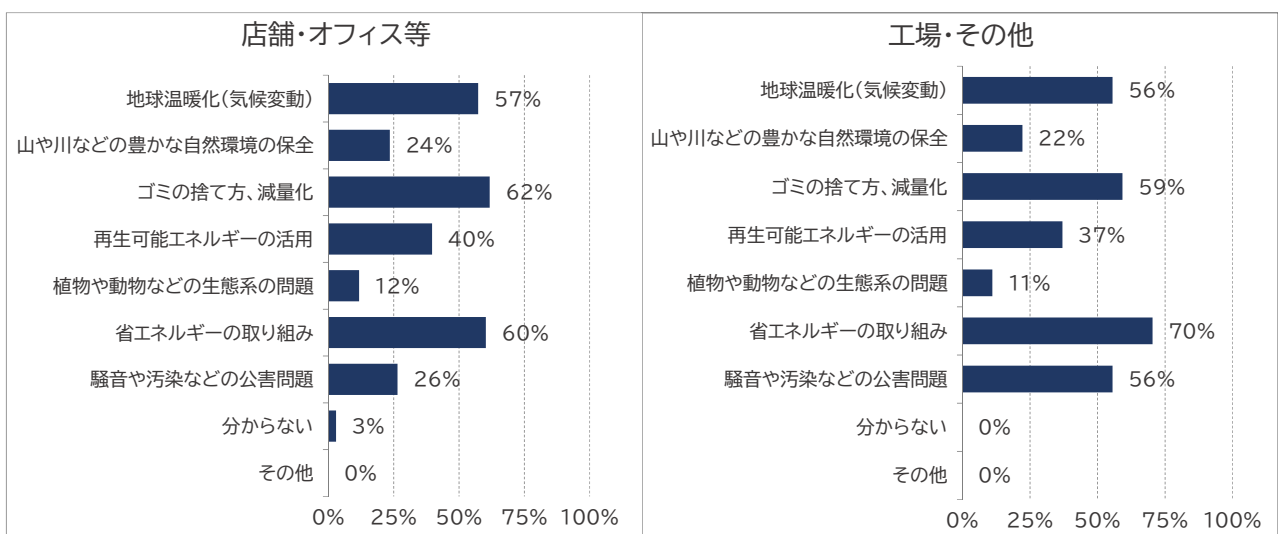


業務部門における環境問題に対する意識

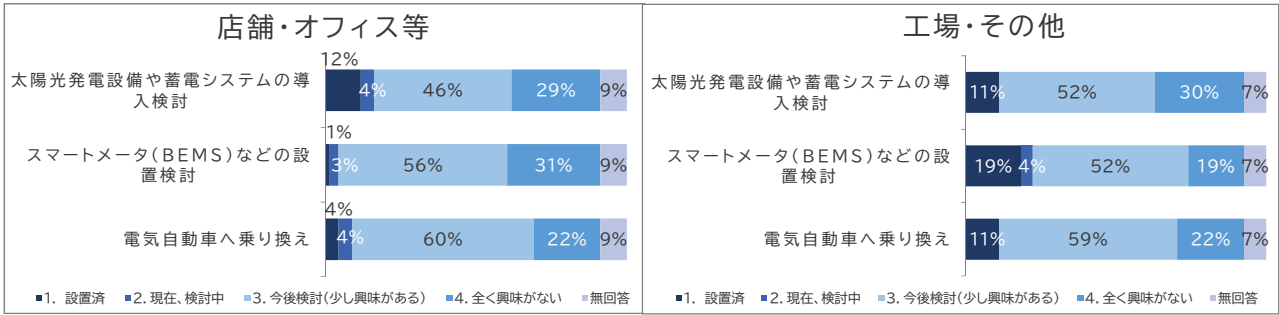
■事業者として環境問題に取り組む必要性



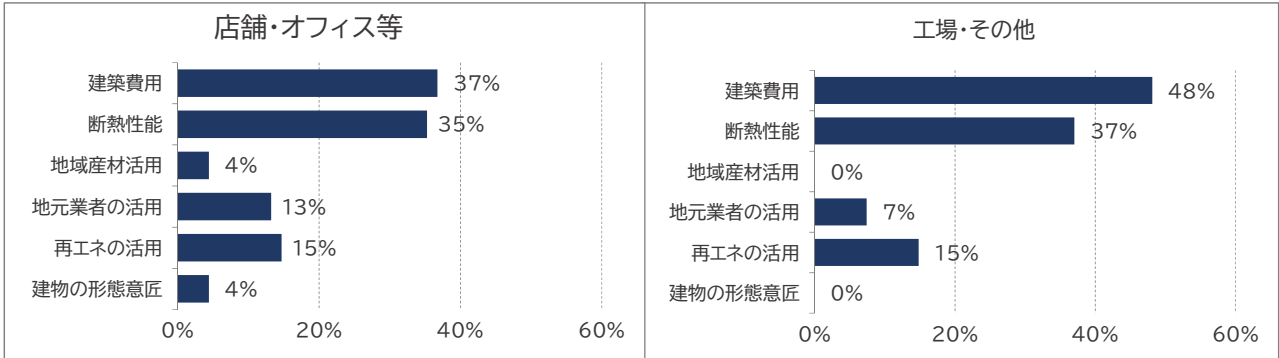
■事業者として取り組むべき環境問題



■ 機器導入の現状と今後の意識

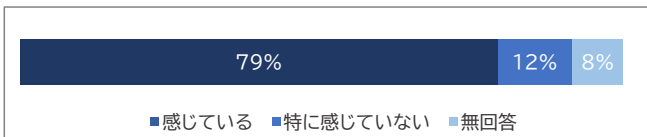


■ 省エネルギー建物への新築・改築時に重要視する項目

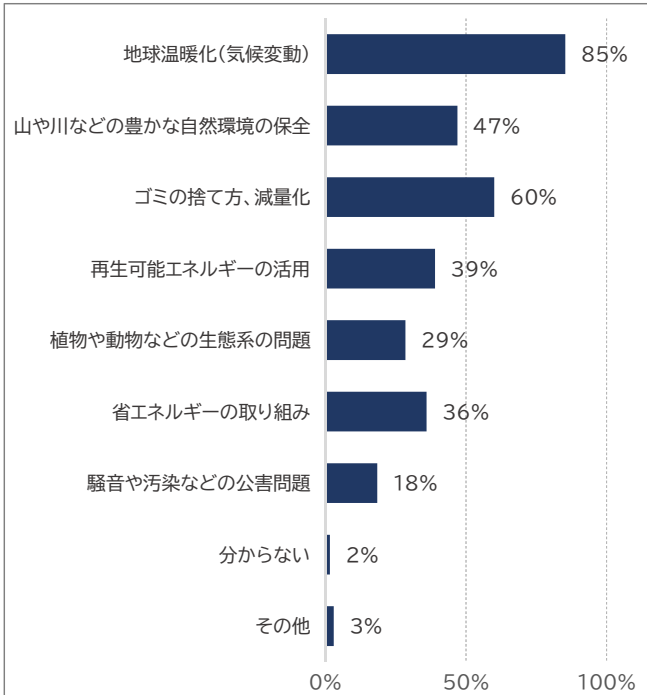


家庭部門における環境問題に対する意識

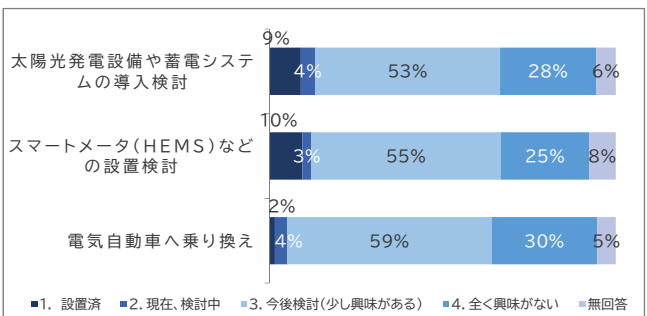
■ 環境問題を身近に感じることは



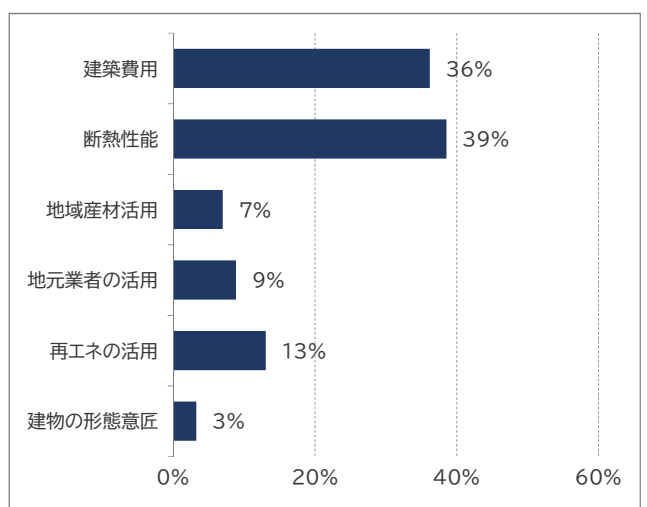
■ 近年の環境問題への関心度



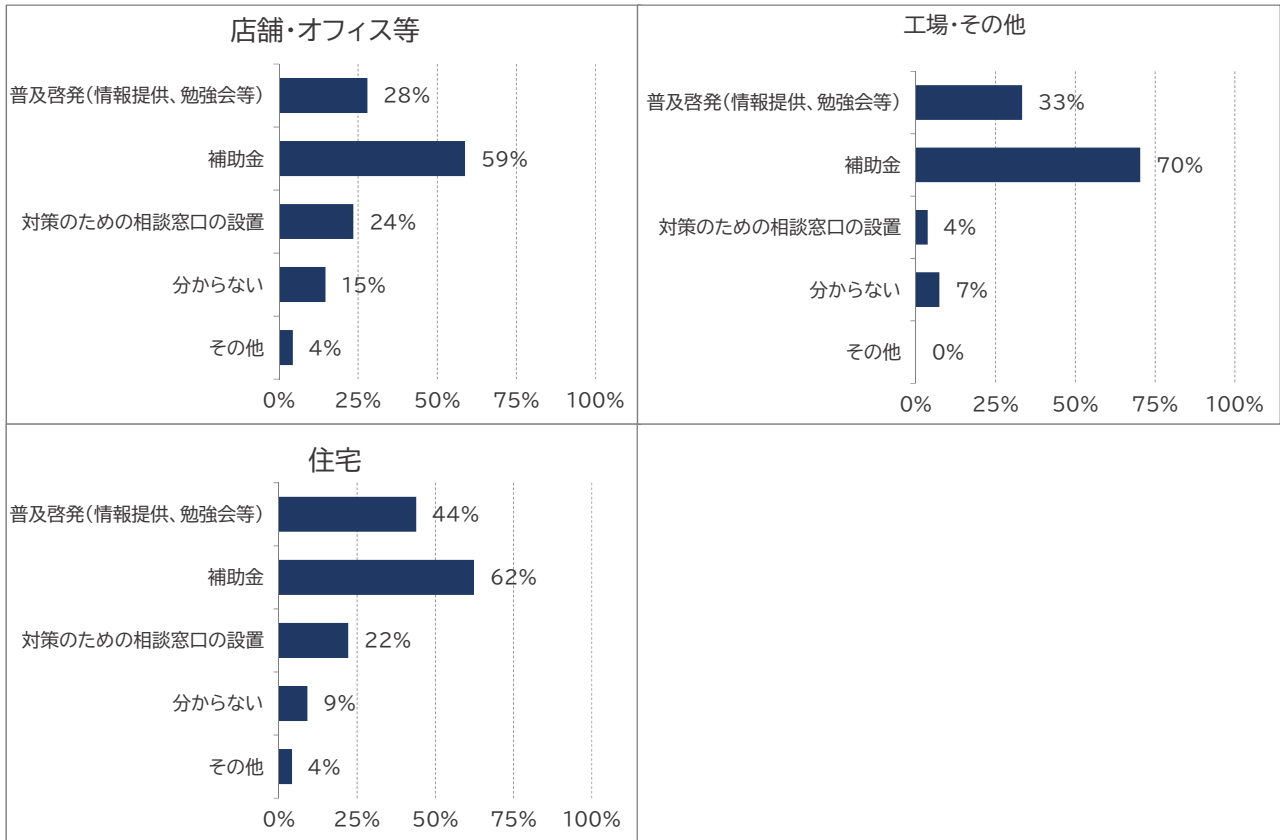
■ 機器導入の現状と今後の意識



■ 省エネルギー建物への新築・改築時に重要視する項目

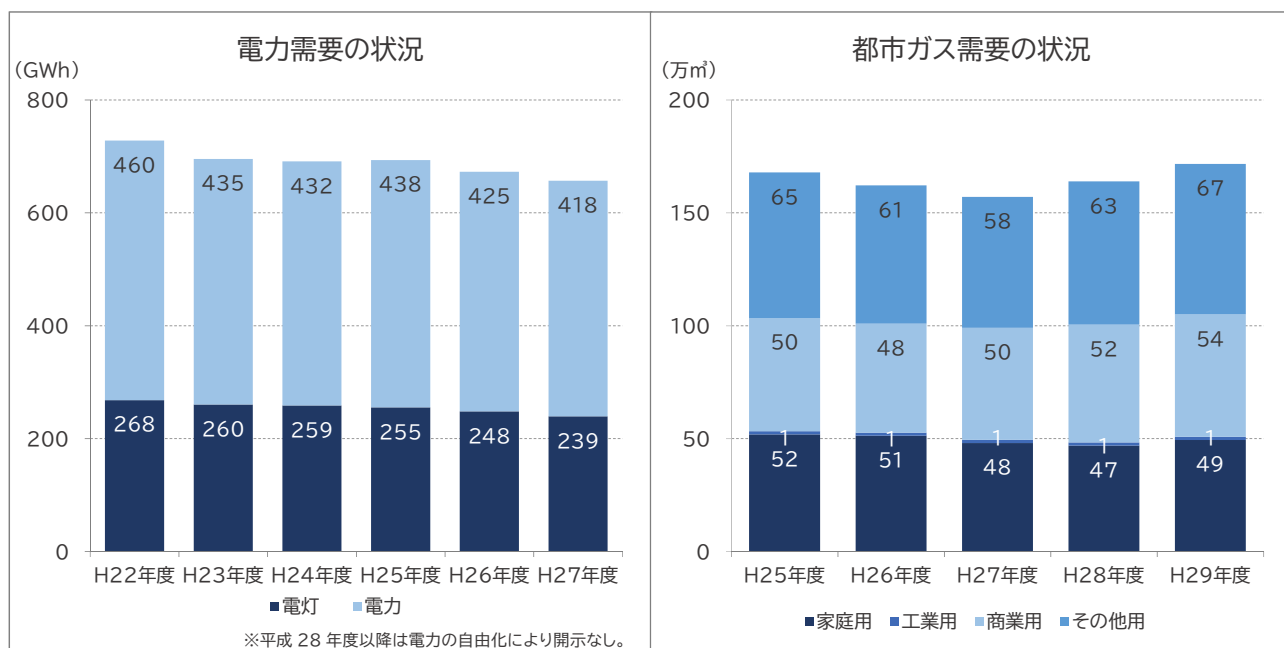


環境政策への期待

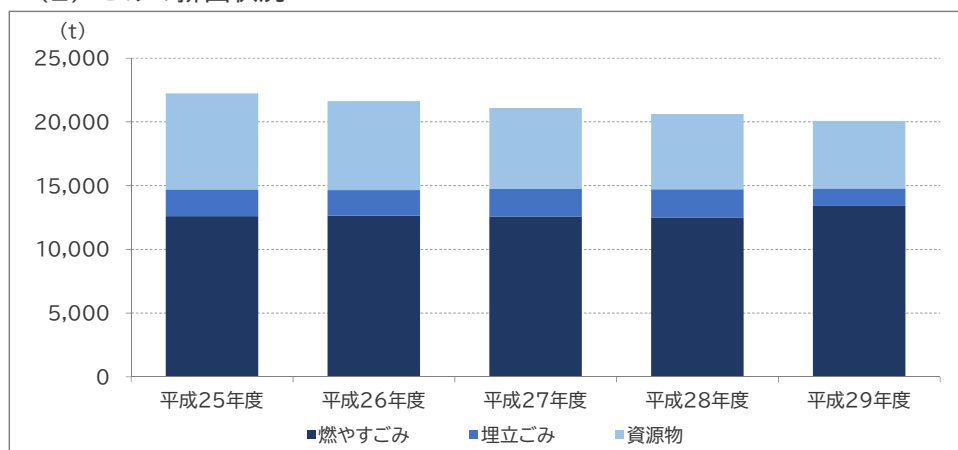


飯田市の生活環境

(1) エネルギー使用量

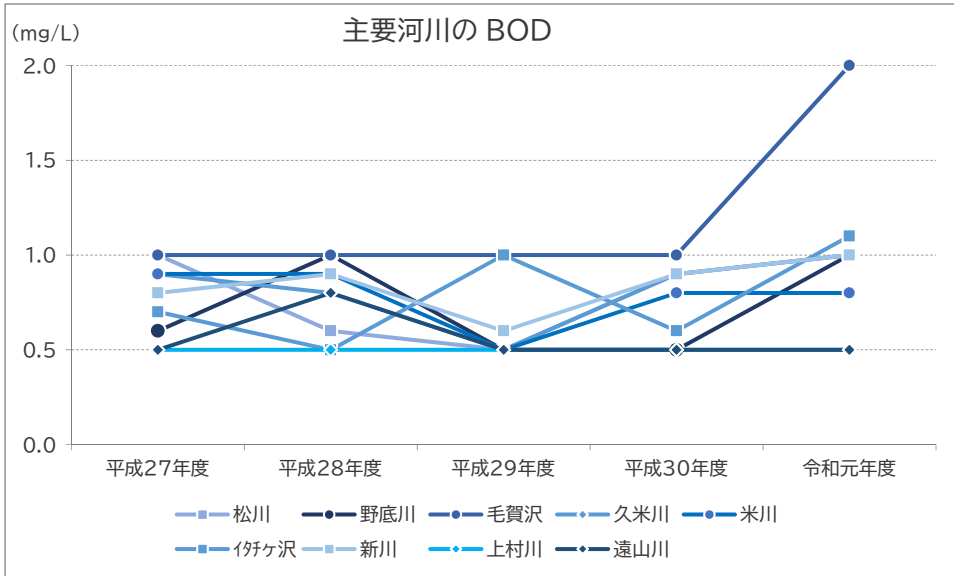


(2) ごみの排出状況

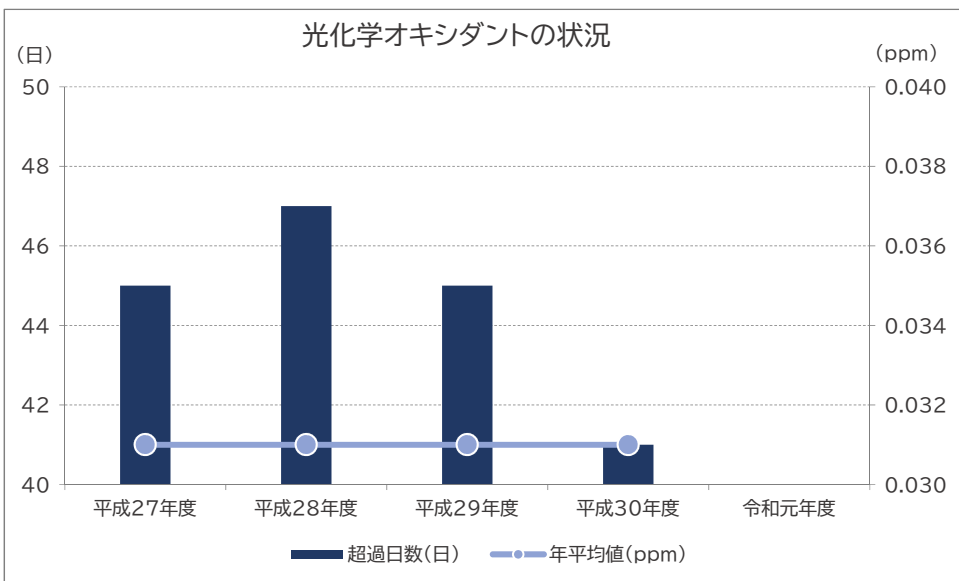
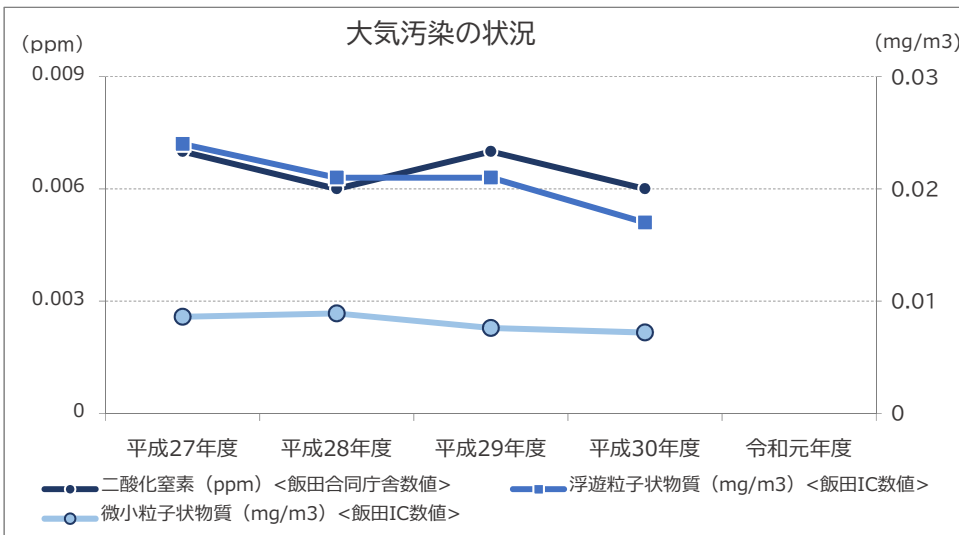


種類	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
燃やすごみ	12,600	12,629	12,572	12,491	13,394
埋立ごみ	2,093	2,011	2,157	2,211	1,372
資源物	7,537	6,990	6,356	5,903	5,298
計 (ごみ収集量)	22,230	21,630	21,085	20,605	20,064
1人当たりごみ収集量(kg)	210	206	202	199	195

(3)主要河川の状況



(4)大気汚染測定結果



21' いいだ環境プラン策定以降の統計指標の推移

■飯田市の概要

(1) 位置・地勢

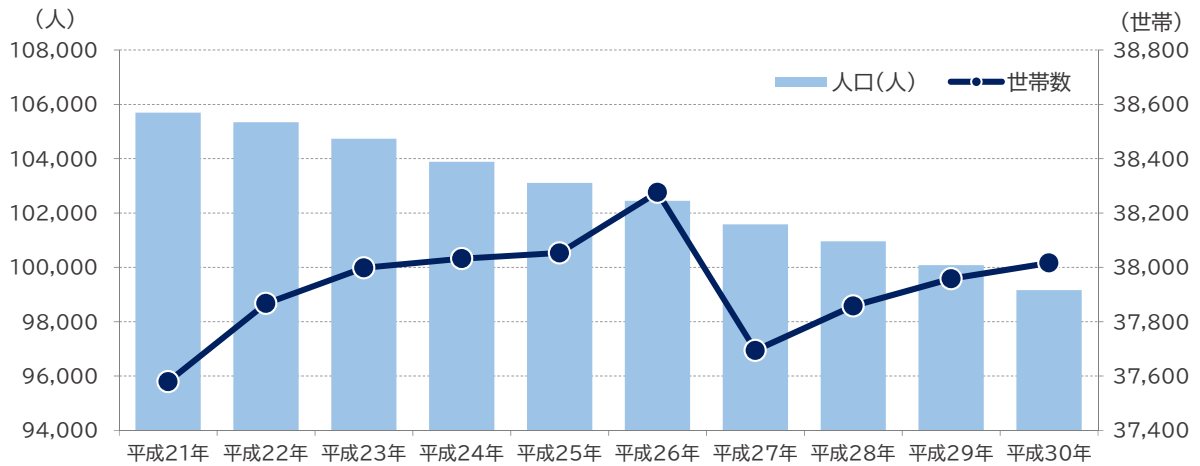
飯田市は、南アルプスと中央アルプスに挟まれ、その中央を天竜川が北から南へ流れており、本市域中、天竜川最下流部(標高約 300m)から南アルプスの聖岳(標高 3,013m)まで、標高差 2,700m を超える我が国最大級の谷地形の中に、何段にも形成された段丘や、日本で一番長い断層である中央構造線が刻んだ遠山谷などがあり、我が国でも有数の美しさと変化に富んだ地形をしています。

天竜川沿いの氾濫原には水田が多く、段丘上やそれに続く扇状地には果樹園が多くなっています。段丘崖には樹木が繁茂し、景観の中に緑の帯をつくっています。周辺部の多くは山林ですが、山あいには谷地田が、日当たりの良い傾斜地には段々畑が点在し、美しい農村風景をつくっています。(各データは最新年度で入手できるものから引用しています。)

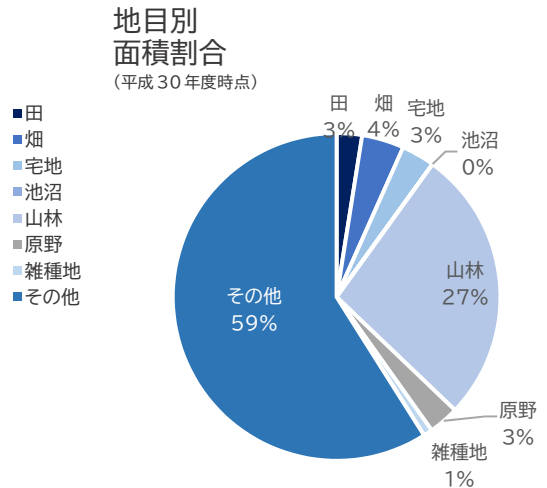
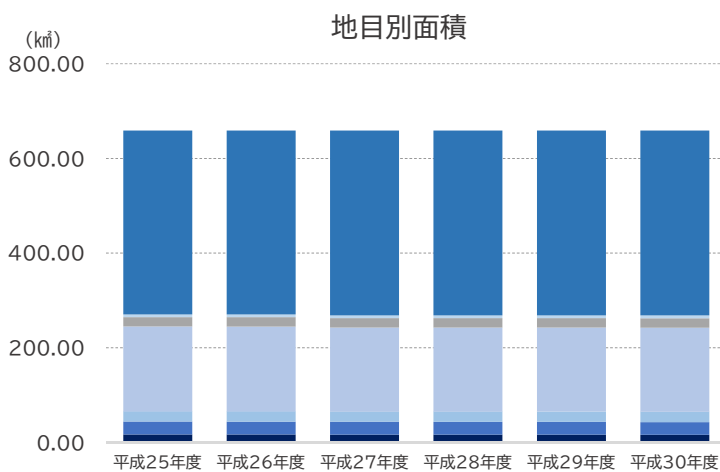
(2) 人口と世帯数(2009 (平成 21)年度以降)

飯田市の人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあります。このことは単身世帯が増加していることを示しています。2009 (平成21)年度

時点の1世帯あたりの人数が2.81人だったのに対して、2018 (平成30)年度時点では2.61人になっています。

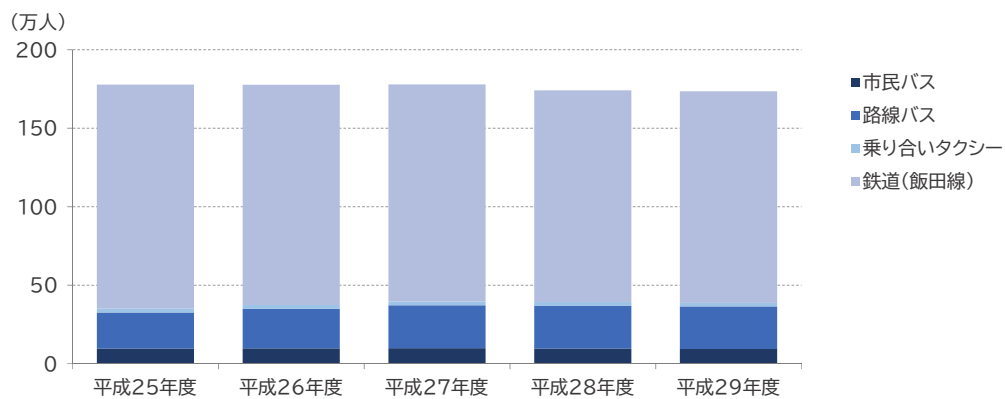


(3) 土地利用(2018 (平成 30)年度時点の値)

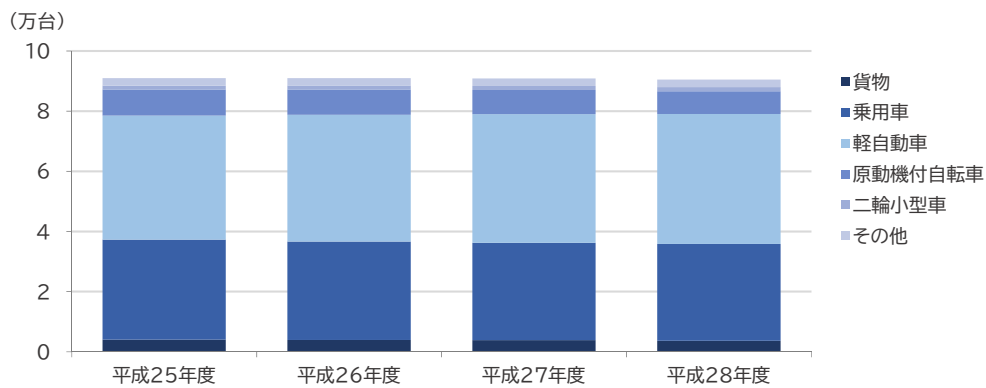


(4) 交通

ア 公共交通利用者数

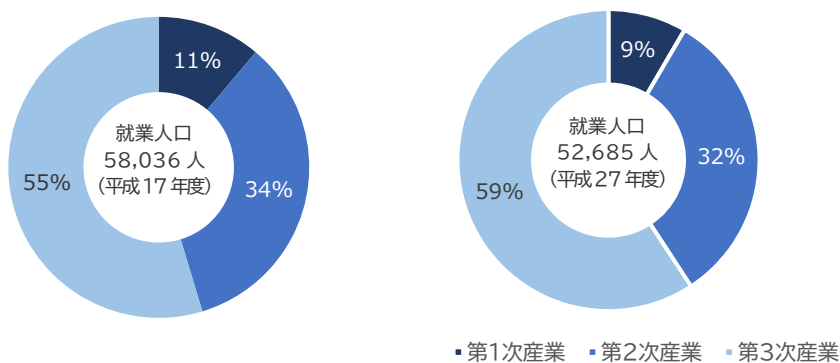


イ 自動車等保有台数



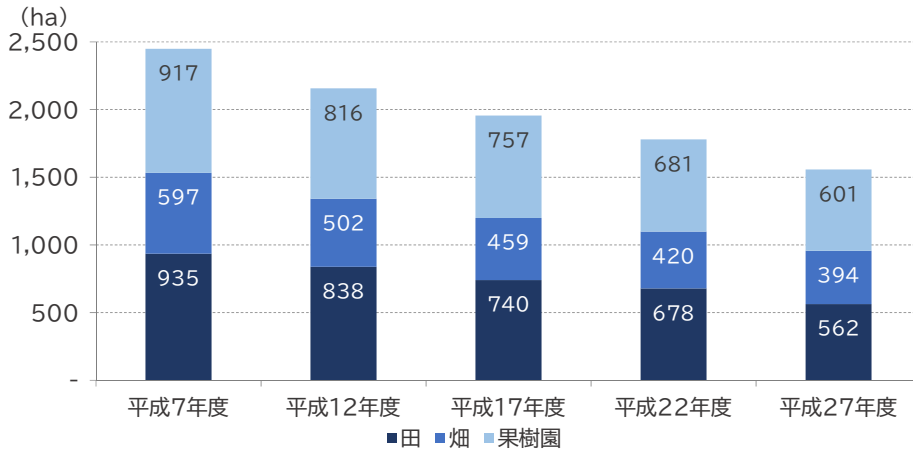
(5) 産業

ア 産業別人口

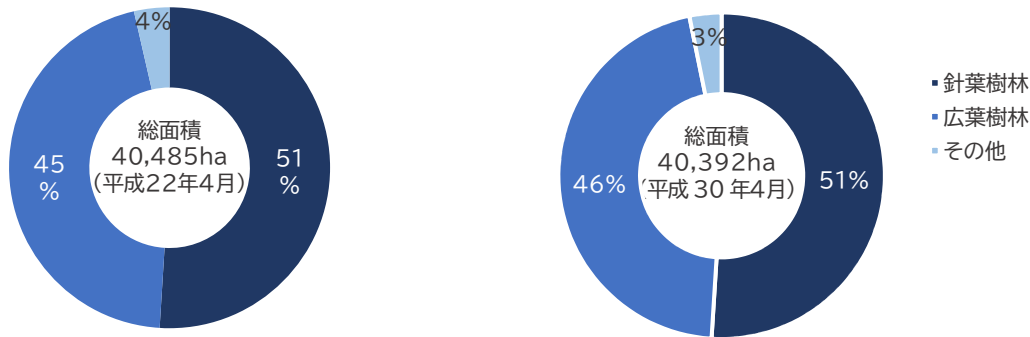


※「市勢の概要」より抜粋、編集

イ 経営耕作面積の推移



ウ 林野面積(民有林)の割合



エ 商工業

事業者数・従業者数の推移(民間)

産 業	平成 24 年度		平成 28 年度	
	事業者数	従業者数	事業者数	従業者数
総数	6,287	50,841	6,036	48,569
A 農業, 林業	48	455	46	459
B 漁業	2	46	2	35
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	4	21	3	23
D 建設業	675	4,945	621	4,646
E 製造業	681	11,675	633	10,437
F 電気・ガス・熱供給・水道業	7	261	13	283
G 情報通信業	46	269	41	267
H 運輸業, 郵便業	106	2,043	94	2,230
I 卸売業, 小売業	1,476	9,838	1,379	9,151
J 金融業, 保険業	111	1,229	103	1,108
K 不動産業, 物品賃貸業	490	1,128	486	1,198
L 学術研究, 専門・技術サービス業	264	1,282	267	1,392
M 宿泊業, 飲食サービス業	848	4,656	824	4,578
N 生活関連サービス業, 娯楽業	542	2,163	537	2,304
O 教育, 学習支援業	152	863	138	792
P 医療, 福祉	384	6,265	429	6,342
Q 複合サービス事業	46	453	43	484
R サービス業(他に分類されないもの)	405	3,249	377	2,840

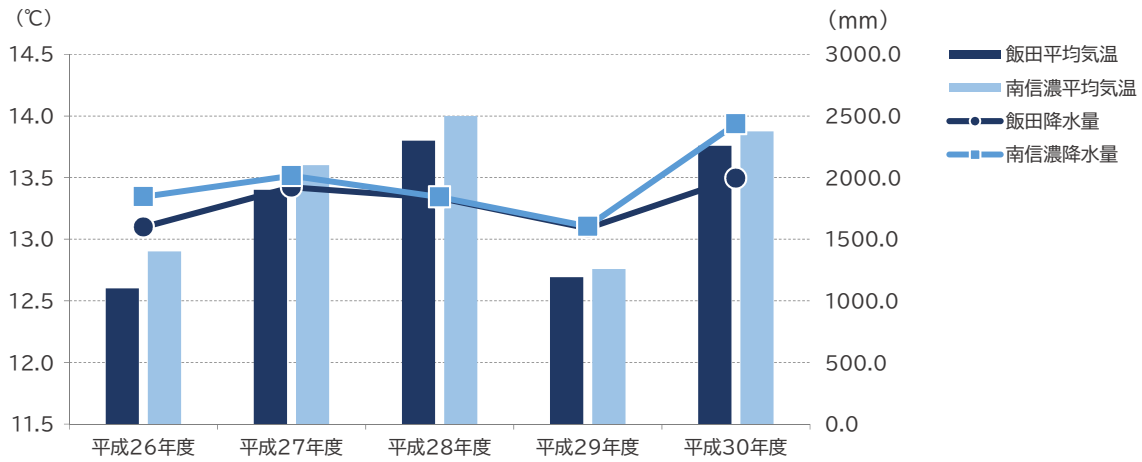
資料: 経済センサス-基礎調査・経済センサス-活動調査

※「市勢の概要」より抜粋、編集

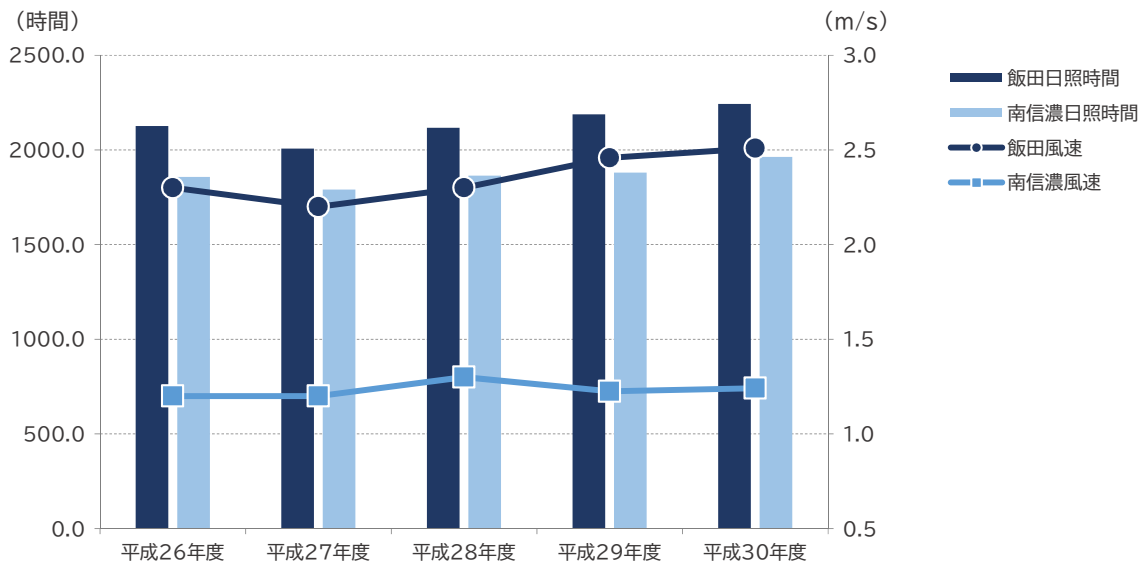
■飯田市の自然環境

(1)気象

ア 平均気温と年間降水量



イ 日照時間と平均風速



※「市勢の概要」より抜粋、編集

(2) 地質

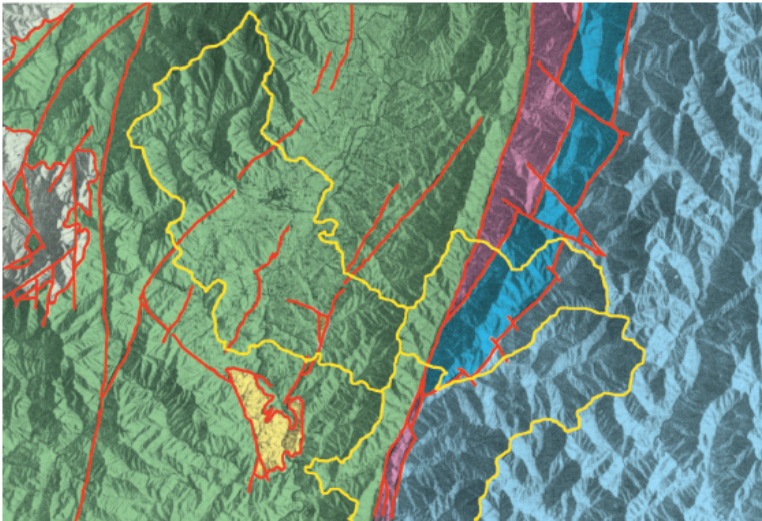
飯田市の地質は市内を走る中央構造線の東西で大きく異なっているという特徴を持っています。中央構造線は、日本列島が大陸の一部だった頃から離れる前、中生代白亜紀に、東アジアの東端にできた大規模な断層です。

中央構造線の西側は領家帯と呼ばれ、花崗岩と変成岩からできています。領家帯の変成岩は、中生代ジュラ紀に海洋プレートが大陸プレートの下に潜り込む時に、海洋プレートの上部が削り取られながら大陸プレートの下部に付着した部分(付加体)が、白亜紀に高温低圧の変性作用を受けて変化した岩石です。飯田市に主に分布している花崗岩は、中世白亜紀頃にできた古期花崗岩です。また、これらの岩石の上に新生

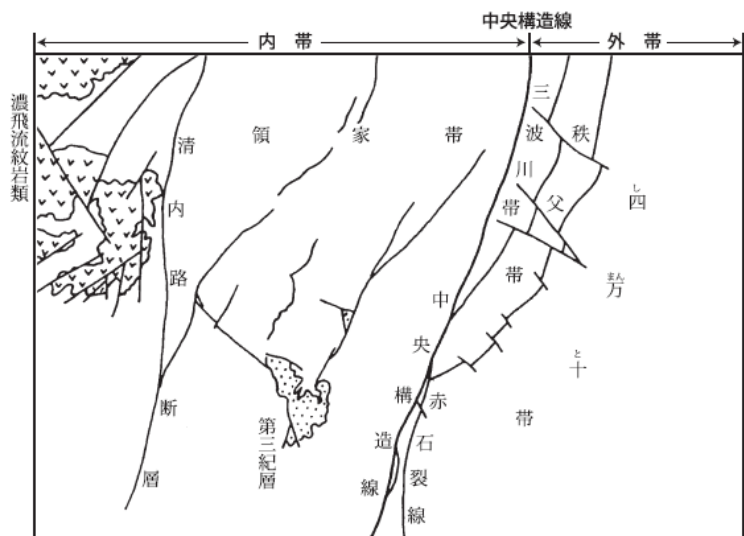
代第三紀の海底堆積物や第四紀の天竜川やその支流による河川堆積物が積み重なって現在の地形が出来ています。

中央構造線の東側には、西から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が見られます。三波川帯は、領家帯と同じ中生代ジュラ紀の付加体が中世白亜紀に低温高圧の変性作用を受けてできた変成岩を中心としています。秩父帯は、領家帯や三波川帯の起源となるジュラ紀の付加体が露出した部分です。四万十帯は、他の地域とは異なる中生代白亜紀～新生代第三紀の深田が、広域の変性作用を受けずそのまま露出しています。

※飯田市教育委員会、「私たちの飯田市」より抜粋、編集



上図は下伊那の地質解説1976（下伊那地質誌編集委員会編）p24の写真に着色。飯田市の区域は黄色線で示した。赤線は断層または地質帯の境界。下図は同文献p25の図を引用。



(3) 植生

天竜川沿いの標高 400m から、標高 3,013m の南アルプス聖岳にまで及び飯田市の植物の垂直分布は、変化にとんだものになっています。

南信濃南部や天竜峡から座光寺付近までの天竜川沿いの段丘崖や神社の森の中には、アラカシ、シラカシ、アオキ、ヤブツバキなどの常緑の広葉樹が生育しているのがみられます。これは、天竜川下流域の温暖な地方から続いている常緑広葉樹林の北限に当たるところで、標高 500m くらいまで続きます。

標高 500m から 1,000m の間は人々の主な生活域になっている部分ですが、ここは低山帯下部になります。この標高を代表する植物はモミ、ツガ、クリ、コナラなどです。

その上部の標高 1,000m から 1,700m の間が低山帯上部となり、代表する植物はブナ、ミズナラ、ウラジロモミなどです。風越山の山頂付近や上村下栗地区などがこのゾーンにあたります。

更に、その上部の標高 1,700m から 2,700m までの間が亜高山帯となり、下部と上部に分けられます。播古木山山頂付近はその下部にあたり、シラビソ、コメ

ツガ、トウヒなどが代表する植物となっています。南アルプス茶臼岳のような標高 2,600m 付近になると亜高山帯上部となり、ダケカンバが代表的な植物になります。標高 2,700m 以上は高山帯となりハイマツと背の低い高山植物だけとなります。

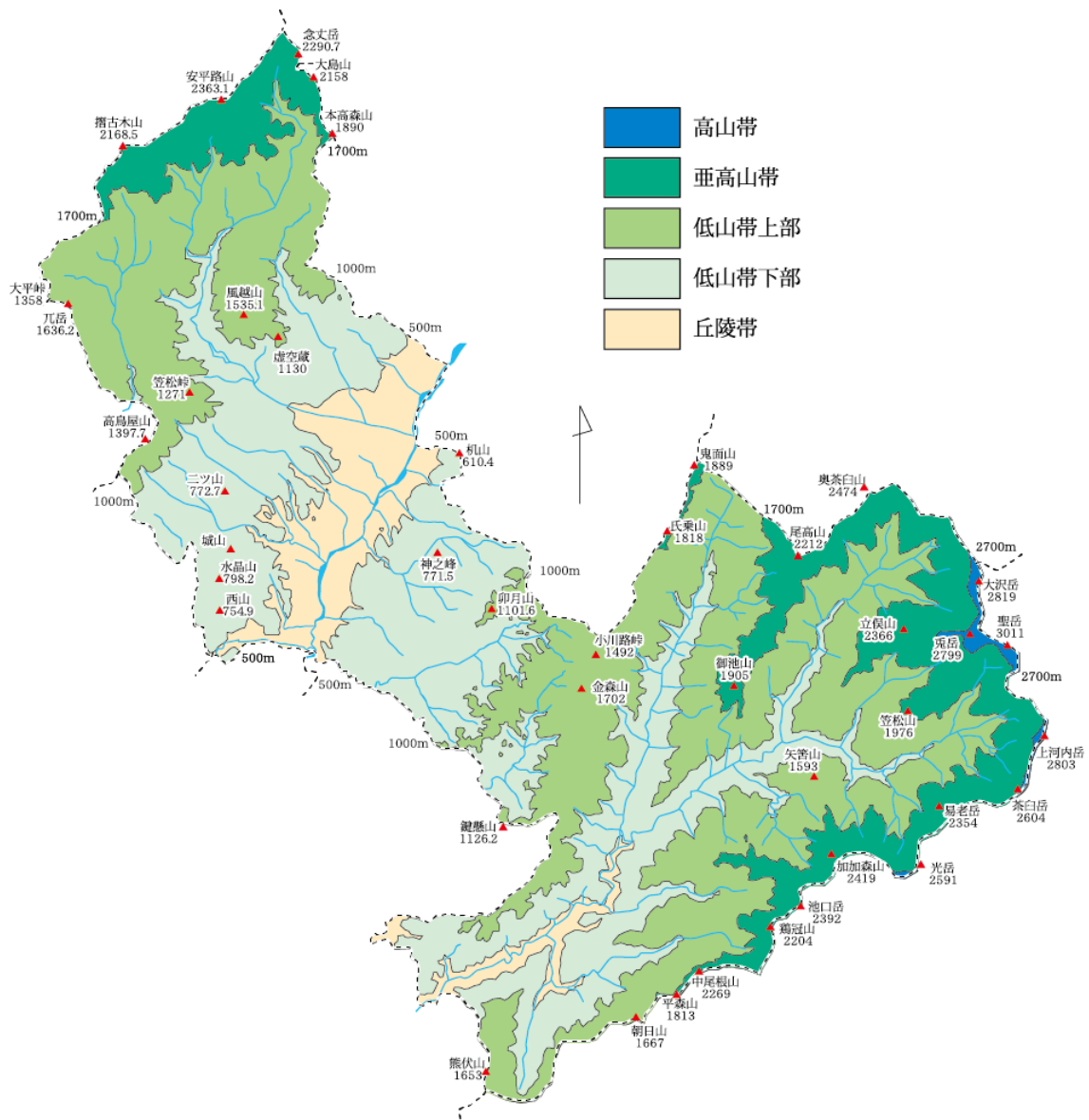
この植物の垂直分布の様子も、開発の進んだ平坦部やカラマツ、ヒノキ、スギなどの人工林の多い市内の森林では、はっきりしません。このように、飯田市は温暖帯から寒帯までの植物が分布し、それが河川によって削り込まれた変化の多い地形の中に、複雑に入り組んでいます。さらに気象的には多雨地帯であり、また、地形においても特殊な発達過程をもつところであるので、飯田市は、変化にとんだ植物社会を構成しています。

「下伊那の植物」(下伊那教育委員会編)には、約 2,300 種の植物が記載されていますが、そのほとんどが飯田市に産するとされています。これだけ豊富な植物が一つの地域に生育する場所は、日本でもきわめて珍しいと言えます。

温度による帯別	高度による帯別	植生帯と極相林	主な樹種	地域(例)	
寒帯	高山帯	上部	草原・荒原	ガンコウラン・ミネズオウ・コメバツガザクラ	赤石岳山頂 3,120m
		下部	常緑針葉樹林帯(ハイマツ)	ハイマツ・コケモモ キバナシャクナゲ	大沢岳山頂 2,819m
亜寒帯	亜高山帯	上部	落葉広葉樹林帯(ダケカンバ)	ダケカンバ・ミヤマハンノキ・キバナシャクナゲ	三伏峠 2,607m
		下部	常緑針葉樹林帯(オオシラビソ)	シラビソ・オオシラビソ・トオヒ・コメツガ・クロベ	安平路山頂 2,363m 播古木山頂 2,169m
温帯	低山帯	上部	落葉広葉樹林帯(ブナ)	ブナ・イヌブナ・シオジ・ミズナラ・ウラジロモミ・ツガ	風越山頂 1,535m 卯月山頂 1,101m
		下部	常緑針葉・落葉広葉樹林	ツガ・モミ・アカマツ・コナラ・クリ・イヌシデ	水晶山頂 798m
帯	丘陵帯	上部	常緑広葉樹林(カシ)	アラカシ・ウラジロガシ・ケヤキ・アカマツ・モミ	天竜峡 400m 平岡 360m
		下部	常緑広葉樹林(シイ)	スダジイ・コジイ・タブ・イヌノキ	当地方には存在しない

※上表は、下伊那地方の植物の垂直分布帯をまとめたもの(堤 久の調べによる)

※飯田市教育委員会「私たちの飯田市」より抜粋、編集



図：標高から推定する飯田市の植物分布

※飯田市教育委員会「私たちの飯田市」より抜粋、編集

飯田市内の重要な自然、景観

●自然環境保全に係る地域指定

(1) 自然環境保全地域(飯田市自然環境保全条例)

地区	指定年月日	面積(ha)
竜東	S48.7.1	2,075
竜西	S48.7.1	2,645
大平	S59.4.20	74

(2) 自然公園法(自然公園法)

公園別	名称	指定年月日	総面積(ha)	飯田市に係る地域
国立公園	南アルプス	S39.6.1	35,742	大沢岳から兔岳、聖岳、上河内岳、茶臼岳、仁多岳、易老岳、光岳に至る地域
国定公園	天竜奥三河	S44.1.10	25,756	万古川、上流域一帯、天竜川、天竜峡以南
県立自然公園	中央アルプス	S26.11.22	35,427	大平から松川上流域一帯
	天竜小渋水系	S45.12.21	2,561	天竜川・天竜峡以北、神之峰一帯

(3) 郷土環境保全地域(長野県自然環境保全条例)

指定地名	所在地	指定年月日	面積(ha)	指定理由
開善寺	飯田市上川路	S58.3.22	2.01	郷土的、歴史的地域
大平宿	飯田市上飯田	S62.4.13	290.06	郷土的、歴史的地域
野底山	飯田市黒田	H9.12.8	133.71	郷土的、歴史的地域、市街地周辺の良い自然環境形成地域

(4) 信濃路自然歩道(長野県信濃路自然歩道設置要綱)

ルート名	計画延長	整備済(km)	整備済割合	整備済みの主な経過地
伊那谷	76	76	100	園原―富士見台―上清内路―下清内路―梨子野峠―鳩打峠―沢城湖―妙琴公園―八王子公園―瑠璃寺―燐政寺―松川高原

(5) 自然園(県指定)

名称	所在地	設置年度	面積(ha)
摺古木山	飯田市	S48～S50	210.2

(6) その他

ア ふるさといきものの里(環境省認定)

名称	所在地	設置年度	面積(ha)
ふるさといきものの里	飯田市桐林	平成元年	250

イ 名水百選(環境省認定)

名称	所在地	選定年度
猿庫の泉	飯田市大休	S60
観音霊水	飯田市南信濃	H20

ウ モニタリングサイト 1000(環境省設定)

名称	所在地	選定年度	サイトの種類	調査項目
たねほさんのハナノキ湿地	飯田市竹佐・箱川	H19	コアサイト	植物・鳥類・哺乳類・蝶

●天然記念物等の指定状況

(1) 飯田市内の名木・巨木(天然記念物及び環境省登録の巨木)

名称	指定年月日	指定	備考
山本のハナノキ	S40.4.30	県の天然記念物	山本 6771 樹高 30m 余、胸高周囲 4.8m、推定樹齢 300 年
長姫のエドヒガン	S42.5.22	県の天然記念物 環境省登録の巨木	追手町 2 丁目 655 美術博物館 樹高 20m、胸高周囲 5.4m、飯田城主の家老安富家にちなんで、地元では別名「安富の桜」の愛称で親しまれている。
川路のネズミサシ	S43.3.21	県の天然記念物	川路 4693 樹高 18m、胸高周囲 3.5m、樹齢約 1000 年と言われている。
風越山の ベニマンサクの自生地	S43.5.16	県の天然記念物	上飯田 6998、6999 群生地、分布の東限、海拔が高い(600m~1400m)。
立石の雌スギ雄スギ	S43.5.16	県の天然記念物	立石 502、659 雄スギの胸高周囲 9.2m、雌スギ 8.3m、雄スギ樹高 45m、雌ス
羽場の大栂	S43.11.19	県の天然記念物 環境省登録の巨木	羽場町 3 丁目 726 胸高周囲 3.4m、推定樹齢 400 年、S45.4.10 移植
桜丸の蚊母樹 (イスノキ)	S46.3.15	県の天然記念物	追手町 2 丁目 678 県飯田合同庁舎裏 旧飯田城桜丸に残された珍樹
龍江大屋敷の イワテヤマナシ	S46.3.15	県の天然記念物	龍江 9637-1 胸高周囲 5.8m、樹高約 10m、紅彼岸桜、樹齢約 750 年
正永寺原の公孫樹 (イチヨウ)	S47.5.11	県の天然記念物 環境省登録の巨木	正永町 2 丁目 1499-3 胸高周囲 6m、樹高 40m、樹齢約 450 年
愛宕神社の清秀桜	S48.12.15	県の天然記念物 環境省登録の巨木	愛宕町 2781 愛宕神社 中世清秀法印が仁治年間手植、太さ根回り 7m、胸高周囲 4.0m、樹高 20m、推定樹齢 300 年以上。
烏屋同志の カヤの木	S60.6.20	県の天然記念物 環境省登録の巨木	大瀬木 3530 旭ヶ丘中学校内 胸高周囲 4.0m、樹高 20m、推定樹齢 300 年以上。
鼎一色の大杉	S60.6.20	県の天然記念物 環境省登録の巨木	鼎一色 15 一色神社内 胸高周囲約 4.9m、樹高 40m、推定樹齢 360 年
阿弥陀寺の シダレザクラ	H2.1.7	市の天然記念物	丸山町 2 丁目 6728 胸高周囲約 4.2m、樹高 15m。樹勢・樹形とも良好な古木である。
千代のアハマキ	H3.3.15	市の天然記念物	千代 1252-2 胸高周囲約 3.9m、樹高約 16m、推定樹齢 200 年以上。
万古の栃の木	H8.10.29	市の天然記念物	千代法全寺万古 樹高 25m、胸高幹囲 8.7m、樹齢推計 700 年。トチノキとしては当地方屈指の巨木。樹高、幹回り等は市内最大。

(2) その他天然記念物の指定状況

名称	指定年月日	指定	備考
ライチョウ	S30.2.15	国特別天然記念物	南アルプス一帯 標高 2,400メートル以上のハイマツ帯に生息。冬は少し標高の低い森林帯、雪洞に住む。氷河期からの生き残り。キジ目/ライチョウ科 絶滅危惧 2 類 (VU) 絶滅の危険性が增大している種。
ニホンカモシカ	S30.12.15	国特別天然記念物	中央・南アルプス一帯 日本に住む唯一の野生ウシ科動物で日本特産種。
イヌワシ	S40.5.12	国の天然記念物	日本最大級の猛禽類で、近畿地方以北の山岳地帯で繁殖している。
ヤマネ	S50.6.26	国の天然記念物	標高 500~1800m の山地 げっ歯目ヤマネ科、一属一種の日本特産種で世界的にも珍しい。
モリアオガエル繁殖地	S43.5.16	県の天然記念物	上郷黒田 3481 野底山池の平 5 月から 7 月にかけて産卵。
ベニヒカゲ	S50.2.24	県の天然記念物	ジャノメチョウ科の高山蝶。
ミヤマシロチョウ	S50.2.24	県の天然記念物	亜高山帯に生息し、伊那谷では南アルプスの中腹に広く分布する。
クモマツマキチョウ	S50.2.24	県の天然記念物	長野県を中心とした中部山岳地域に生息し、南アルプスでは中腹の沢沿いに分布する。
クモマベニヒカゲ	S50.2.24	県の天然記念物	ベニヒカゲと近縁であるが、分布ははるかに狭く、南・中央アルプスでは主としてダケカンバ帯の林間の草地などに生息。
オオイチモンジ	S50.2.24	県の天然記念物	本州中部と北海道に分布するが、本州では局所的で、南アルプスにもわずかに記録があるが、現在の生息状況は不明。
ホンシュウモモンガ	S50.11.4	県の天然記念物	リス科の小動物。日本特産で本州・四国・九州に分布。
ホンドオコジヨ	S50.11.4	県の天然記念物	中部地方以北の山岳地帯に生息し、伊那谷では南・中央アルプスの主として亜高山帯以上の地域に生息。
ギフチョウ (卵、幼虫、さなぎ、成虫)	H1.1.31	市の天然記念物	市内に生息するギフチョウは翅紋の黒帯が広いという形態的な特徴がある。
嵯峨坂 ざぜん草自生地	H7.10.24	市の天然記念物	500 株前後が群生。

●希少野生動植物の指定状況(長野県希少野生動植物保護条例)

指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物

維管束植物 (平成15年度指定)

平成16年(2004年)2月19日指定

指定希少野生動植物 52種

センジョウデンダ、トヨグテウラボシ、カザグルマ、オキナグサ、シラネアオイ、エンピセンノウ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、サクラソウ、コイワザクラ、クモイコザクラ、シラヒゲソウ、タヌキマメ、ハナノキ、ルリソウ、ツクスキソウ、ツツシキヤマジノギク、ヤマタバコ、ホソバノシバナ、ヒメカイウ、ウラシマソウ、シライトソウ、ミカワバイケイソウ、ササユリ、ヤマユリ、ハナゼキショウ、ヒメシャガ、コアツモリソウ、キバナアツモリソウ、サギソウ、ミスチドリ、トキソウ、ヤクシマヒメアリドオシラン、サワラン、キリガミネアサヒラン、カヤラン、モミラン、ユウシュラン (小計 38種)

うち 特別指定希少野生動植物 14種



本条例による制限のほか、種の保存法や、文化財保護条例等による規制がありますのでご注意ください。

指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物

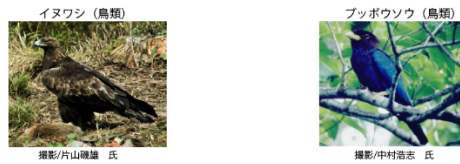
脊椎動物 (平成16年度指定)

平成17年(2005年)3月22日指定

指定希少野生動植物 9種



うち 特別指定希少野生動植物 2種



本条例による制限のほか、種の保存法や、文化財保護条例等による規制がありますのでご注意ください。

無脊椎動物

指定希少野生動植物 (5種、12亜種及び2地域個体群)

○種指定



○地域個体群指定



(地域個体群とは一つの種のうち、地域的に孤立した集まりのことをいいます。)

うち特別指定希少野生動植物 (3種及び1亜種)

○種指定



*)平成18年(2006年)11月30日指定、**)平成21年(2009年)4月30日指定、**)平成21年(2009年)4月27日指定、**)平成28年(2016年)11月23日指定
写真提供:有本実 花岡敏道 山下昌志 福田善明 川上美保子 那須野雅好 環境保全研究所
本条例による制限のほか、種の保存法や、文化財保護条例等による規制がありますのでご注意ください。

※長野県希少動物植物パンフレットより引用

●景観形成指定状況

(1) 名勝(国指定)

名称	所在地	選定年度	指定基準に示された名勝地の種類及び構成要素
天龍峡	川路・龍江	S9	渓谷・瀑布・溪流・深淵

(2) 日本の棚田百選(農林水産省選定)

名称	所在地	選定年度	面積(ha)
よこね田んぼ	飯田市千代	H11	3.0

(3) かおり風景100選(環境省選定)

名称	選定年度	かおりの源	季節
りんご並木	H13	りんごの花と実	春、秋

(4) 景観育成住民協定(長野県指定)

地区	認定年度	主な内容
育良町	H5	建築物の形態等の基準、自動販売機の設置基準
羽場町	H6	建築物の形態等の基準、看板と自動販売機の制限
名古熊地区	H7	建築物の形態等の基準、屋外広告物の設置基準

(5) 景観育成団体(飯田市認定)

団体	認定年度	主な内容
育良町まちづくり委員会	H20.3	景観形成住民協定を締結している団体
羽場町景観形成住民協定委員会	H20.3	景観形成住民協定を締結している団体
鼎名古熊地区景観形成住民協定運営委員会	H20.3	景観形成住民協定を締結している団体
飯田市川路まちづくり委員会	H22.4	景観育成特定地区の団体

(6) 景観育成推進地区(飯田市認定)

団体	認定年度	主な内容
座光寺地区	H22.3	景観の育成を目的とした申し合わせ事項を有する地区

(7) 景観整備機構(飯田市指定)

団体	認定年度	主な内容
公益社団法人長野県建築士会	H22.3	景観の育成に関する業務を行う社団法人

脚注一覧表

ア行

空き家情報バンク:活用されていない空き家や空き店舗などの情報をインターネットなどを通じて紹介する制度。

アスベスト:天然にできた鉱物繊維。極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材（吹き付け材、保温、断熱材、スレート材など）、摩擦材（ブレーキパッドなど）、シール断熱材（石渡紡織品、ガスカートなど）といった様々な工業製品に使用されてきたが、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では原則として製造、使用等が禁止されている。

飯田コミュニティスクール:飯田市における学校・保護者・地域住民が一体となって地域に根ざした学校づくりの仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

飯田市景観計画:景観法に基づき、飯田市が定める良好な景観の育成に関する基本指針や基本方針のほか、行為の制限に関する基準等を示した計画。この計画は、市全域に関する全体計画と20地区ごとの想いを具現化する地域別計画（地域景観計画）で構成されている。地区の基本構想等を基にめざす姿を示した地域景観計画は、8地区が策定済み（2020年度末時点）である。

飯田版スマートグリッド:市内にモデル街区を選定し、主に太陽光発電と蓄電システムの組み合わせを中心に、街区内すべての電力負荷を分散型電源から供給し、電力の見える化などを通して電力の融通や非常時に系統電力から自立し、独自の電力システムの構築を目指すことで、エネルギーの域産域消の可能性を研究する取り組み。

いいだ未来デザイン 2028:飯田市第6次総合計画。8つのまちの姿の実現に向けて市民、地域、事業者、団体、NPO、行政など各々の立場で「飯田の未来づくり」にチャレンジしていくための指針。

ESG:非財務の情報でありながら企業へ投資する

際に活用され、より良い経営をしている企業を現す指標。

ESG 金融:環境(Environment)、社会(Social)及び企業統治(Governance)に対する企業の取組姿勢を考慮した投融資行動をとる取組。環境ではCO₂の削減、生物多様性の保護等、社会では人権問題への対応、地域社会での貢献活動等、企業統治ではコンプライアンスの運用、情報公開等を重視する。

EV:電気自動車の略。モーターを動力として走行。エンジンを使用しないため走行中に二酸化炭素を排出せず、環境性能ではエコカーの中でもトップクラス。

域産域消:地産地消の考え方をさらに発展させ、地域で生産された様々な資源を多様な人々のつながりによって循環させていく仕組み

ウォームシェア・クールシェア:冬の寒い日に家で一人1台の暖房器具を使うのではなく、暖かいところに集まり、みんなで温かさを共有する取組。クールシェアは夏場のエアコンを共有する取組。

HEV:ハイブリッド式電気自動車の略。電動化された車のうち、エンジンを搭載した自動車。

HV:ハイブリッド自動車の略。エンジンとモーター、2つの動力を搭載しているのが特徴。

エコツーリズム:自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけではなく、地域社会そのものが活性化されていくと考えられている。

エコドライブ:エネルギー消費の少ない運転のこと。環境へのメリットのほかにも、燃費、安全面でも良いとされている。

エシカル消費:人体や環境への負荷、社会貢献などを重視して生産された商品やサービスを選択的に消費する行動や理念。エシカルは「倫理的な、

道徳上の」という意味。

FCV:燃料電池車の略。エンジンを使わず社内で発電する電気自動車。燃料は液体水素を使用。

オンサイト発電:発電システムは専門業者所有のまま、初期費用が掛からず再エネ設備を設置する仕組み。敷地内からの電力供給が可能となり、災害時などのリスクにも備えられる可能性もある。

カ行

カーシェアリング:特定の自動車を会員間で共有し、好きな時に借りられるサービス。所有しなくても、短時間、高頻度で自動車を使いたい人向けのサービスといわれている。

海洋プラスチック:道路や川、海岸にごみとして捨てられたり、放置されたりして、海に流れ込んだプラスチックのこと。分解されずに海中を漂ったり、海底に沈みこんだりして、世界的な環境問題を引き起こしている。

環境アドバイザー制度:市民が環境に関してより理解を深めるため、環境学習会などの場における講師または指導者として認められる方を登録している制度。

環境配慮型工法:生物多様性の保全に貢献したり、既存の地形を生かし土地の造成を最小限にするなど、環境に配慮した工法

環境美化重点路線、重点地域:特に環境美化が必要な道路や地域について各地区まちづくり委員会からの申請に基づき指定される「飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例」で規定されている制度。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC):気候変動の科学的な研究の収集や整理を行い、科学的な知見を広く提供、公開する国連の機関。

グリッド:電力の配送電網のこと。

グローバルリスク報告書:世界経済フォーラムの専門家メンバー999名に対し、アンケート調査を実施しその結果をもとに集計、分析を行った報告書。

景観育成住民協定:長野県景観条例に基づき、地域住民の3分の2以上の合意を得て景観上のルールを協定として締結し、知事の認定を受けたもの。飯田市では、1994(平成6)年3月22日付け

で「育良町」、1995(平成7)年2月15日付けで「羽場町」、1995(平成7)年5月16日付けで「名古屋地区」の3地区の協定が知事の認定を受けている。

景観形成推進地区:飯田市景観条例に基づき、景観の育成に関する申合せ事項(景観上のルール)をまちづくり委員会などで定めている区域を飯田市が指定したもの。現在、飯田市では、座光寺地区と上郷地区を指定している。

光化学オキシダント:向上や車から出る窒素酸化物や炭化水素(揮発性有機化合物「VOC」)が紫外線のエネルギーによって反応してできるオゾンやペルオキシアセチルナイトレート、アルデヒドなどの汚染物質の総称。高濃度になると健康への影響を与えることや、植物などにも影響を与える。

コージェネレーションシステム:発電装置で電気を作り、発電時に排出される熱を回収して急騰や暖房に利用するシステム。燃料には、都市ガス、石油、LPガス、バイオマスなどが使われる。

ごみ適正処理啓発ボランティア:各種イベントでごみの適正処理啓発など、ごみという切り口で幅広く活動する市民ボランティア団体。

コミュニティスクール:学校運営協議会制度。学校・保護者・地域住民が一体となって地域に根ざした学校づくりの仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

サ行

サーキュレーター:直線的で遠くまで届く風を起こすことで空気の循環をさせる家電製品。

自然環境保全地区:飯田市環境保全条例に定められた自然環境を保全しようとするときに必要と認められた地区。現在市内3か所を指定。

CDV:クリーンディーゼル自動車の略。軽油を燃料とし、クリーンな排ガス、ガソリン車比較で約30%年保効率が良く、力強い加速も魅力とされている。

ジオガイド:ジオパークを訪れた人に、地質、地形や地域の自然環境、生態系、歴史、文化などについて説明する案内人。

食品ロス:まだ食べられるのに廃棄されている食品のこと。製造、流過程での容器の破損や納品期限切れ、小売店での売れ残り、飲食店や家庭での食べ残しなど様々な段階で発生する。

信州気候変動適応センター:長野県における気候変動の研究と適応策の促進を担う機関。2018(平成30)年12月に気候変動適応法が施行され、地方公共団体の責務として、長野県における地域特性に応じた気候変動適応を一層促進するために設置。

森林アドバイザー:森林を利用する人に対して、森林や林業に関する知識や技術を伝えるとともに、森の案内や森林内での野外活動をサポートする人。

生態系サービス:生物・生態系に由来し、人類の利益になる機能のこと。水の浄化や廃棄物の分解といった過程など。

世界エネルギー・レビュー2020:国際エネルギー機関が新型コロナ危機による2020年のエネルギー需給とCO₂排出への影響を評価したレポート。

世界経済フォーラム:経済、政治、学術研究、その他の社会におけるリーダーたちが連携することにより、世界、地域、産業の課題を形成し、世界情勢の改善に取り組むことをした国際機関。スイスのダボスで開催される年次総会、通称「ダボス会議」がよく知られている。

ZEH:ネットゼロエネルギーハウス、外壁等の断熱性を向上させる等により省エネの実現、再生可能エネルギーの導入による一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指す住宅

セルフリノベーション:用途機能を変更して利便性を向上させるために、設計・施工・仕上げなどの工程を自分で行うこと。

セルフリフォーム:自分で家を改築すること。

夕行

地域環境権条例:飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例。

地域土地利用方針:飯田市土地利用基本条例第9条により定める方針。市全域について定められた土地利用基本方針に即し、地域の特性および個性を伸長する土地の利用を推進するために、土

地利用基本方針に定める地区単位の土地の利用に関する方針。20地区のうち、8地区で定めている。

地域認証材:地域単位で搬出される木材で、県による審査でその良質性が認証された木材。飯田市では野底山財産区の木材が認証を受けている。

地育力:飯田の資源を生かして、飯田の価値と独自性に自信と誇りを持つ人を育む力であり、地域の多様な資源を地域の人材に触れながら体験的に学ぶ過程において発揮、活用される。

DIY: Do It Your Self,自分でやろうという意味で、主に日曜大工の別称

デマンドコントロール:30分ごとの使用電力の最大値を把握しながら抑制すること。

テレワーク:情報通信技術(ICT)を活用した場所や時間に問われない柔軟な働き方。テレワークは働く場所によって「自宅利用型テレワーク(在宅勤務)」「モバイルワーク」「サテライトオフィス勤務」の3つに分けられる。

ナ行

長野県版レッドリスト:県内で絶滅の恐れがある種をリストアップし、それらの生息状況などを解説したもの。現在、維管束植物編、動物編、非維管束植物・植物群落編の3種類が発刊されている。

日本ジオパーク:地球科学的に価値の高い地質、地形のある自然遺産を保全、保護し、教育や防災活動、ジオツーリズムに活用し、地域の持続可能な発展を目指すもの。

日本の環境首都コンテスト:ドイツで実施されたコンテストを参考に、市民の視点からの環境自治体づくり支援や環境問題に関する情報の相互の促進を目的としたコンテスト。

ハ行

ハザードマップ:土砂災害防止法で定められた土砂災害や水害などについて被害の想定範囲や避難場所、避難経路などを示した地図。

PHEV:プラグインハイブリッド自動車の略。外部電源からの充電が可能なハイブリッド自動車。バッテリーに電力が残っているときには電気自動車として、バッテリーがなくなったらハイブリッド自動

車として走行できる。

PM2.5:大気中に浮遊している直径 2.5 μm(マイクロメートル)以下のきわめて小さな粒子。成分は炭素成分、硝酸塩、硫酸塩、ケイ素やナトリウム、アルミニウムなど様々。

BOD:生物化学的酸素要求量(Biochemical oxygen demand)。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、値が大きいほど、その水質は悪いという指標となる。

富栄養化:人間活動による水中の肥料分(窒素化合物やリンなど)の濃度上昇により、赤潮や青潮などの減少を二次的に引き起こし、環境問題の1つとなっている。

FIT 制度:固定価格買取制度。再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。

V2H:Vehicle to Home の総称であり、電気自動車に蓄えた電気を家庭で利用するシステム。

V2B:Vehicle to Business の総称であり、電気自動車に蓄えた電気を仕事で利用するシステム。

ふるさといきものの里:平成元年に環境省が選定した地域にゆかりの深い生物の百選で、その生き物及び生息する環境を保全する目的で選定。

ポリ塩化ビフェニル(PCB):人工的に作られた主に油状の化学物質。水に溶けにくく、沸点が高い、

熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、科学的にも安定的な性質を有する。一方で脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告され、現在、製造、使用は禁止されている。

マ行

マイクロプラスチック:一般的に 5mm 以下のプラスチック材料の微小片や微粒子をいう。毒性化学物質や添加物物質などが表面に吸着する傾向にあり、海洋生物が誤飲、誤植し、化学物質が食物連鎖を通じて濃縮され、最終的には人間にも毒性化学物質のリスクが及ぶ可能性がある。

マテリアルリサイクル:廃棄物を再び同じ製品、または別の製品の材料として再利用すること。

南アルプスユネスコエコパーク:生態系の保全と持続可能な自然と人間社会の共生を目的としてユネスコが開始した登録制度。ユネスコエコパークは国内で親しみをもってもらうためにつけられた通称であり、南アルプスエコパークは 2014 年 6 月に登録承認された。

ラ行

リモート会議:情報通信技術(ICT)を活用してオンライン上で会議を行う仕組みのこと。

レジリエント:弾力性や柔軟性のこと。

21' いいだ環境プラン第5次改訂の経過

■飯田市環境審議会

(1) 構成メンバー (50音順 敬称略)

氏名	所属等	備考
浅野 清志	飯田市環境アドバイザー連絡会	
岡田 慶	飯田市女性団体連絡協議会	
片桐 敏郎	下久堅地区環境保全委員会	
熊谷 泰司	千代地区まちづくり委員会	
小林 聖	一般財団法人 中部公衆医学研究所	
小林 正明	伊那谷自然友の会	
清水 博史	公募	
鈴木 佳史	飯田脱炭素社会推進協議会	
千 裕美	飯田女子短期大学	
長坂 亘治	飯田商工会議所環境委員会	
中谷 秀幸	長野県南信州地域振興局環境課	
中村 由美子	りんご並木のエコハウスコーディネーター	
中山 京子	飯伊森林組合	
長谷川 隆三	(株)フロントヤード	
林 俊和	三穂地区環境委員会	
林 浩人	信南交通株式会社	
福岡 健志	地域ぐるみ環境 ISO 研究会	
森下 たまき	飯田市環境アドバイザー連絡会	
安田 完爾	松川水環境保全推進協議会	
山口 隆秀	公益社団法人 長野県建築士会飯伊支部	
山田 今朝男	丸山地区環境保全委員会	
湯澤 真理子	NPO法人環境わくわく体験スクール	

(2) 審議会の開催経過

開催日時	会議名	内容
令和元年9月24日	令和元年度 第2回環境審議会	第5次改訂の方針と考え方について
令和2年3月16日	令和元年度 第3回環境審議会	第5次改訂の方向性について
6月30日	令和2年度 第1回環境審議会	第5次改訂の骨子案について
10月1日	令和2年度 第2回環境審議会	第5次改訂の素案について
10月20日	令和2年度 第3回環境審議会	第5次改訂の原案について

(3) 専門部会の開催経過

ア 環境保全衛生部会

令和2年7月29日 第1回環境保全衛生部会

令和2年9月16日 第2回環境保全衛生部会

イ 循環型社会推進部会

令和2年8月 3日 第1回循環型社会推進部会

ウ 気候変動対策部会

令和2年7月27日 第1回気候変動対策部会

令和2年8月 4日 第2回気候変動対策部会

令和2年7月15日 第3回気候変動対策部会

エ 環境学習部会

令和2年8月11日 第1回環境学習部会

令和2年9月18日 第2回環境学習部会

■飯田市議会

開催日時	会議名	内容
令和2年12月10日	第4回飯田議会定例会総務委員会協議会	21'いいだ環境プラン(案)について

■パブリックコメント

令和 年 月 日から 月 日まで

寄せられた意見とそれに対する市の考え方

提出された意見	市の考え方